

平成 29 年度
宿泊施設における受動喫煙防止対策実態調査
報告書

はじめに

東京都は、平成25年3月、「東京都健康推進プラン21（第二次）」を策定し、たばこによる健康影響を防止するため、喫煙の健康影響についての普及啓発や未成年者の喫煙防止、受動喫煙の防止、禁煙希望者への支援等に取り組んでいます。

受動喫煙防止の取組については、健康増進法（第25条）で受動喫煙防止の努力義務が規定されている施設管理者を対象とした研修会や、都民・飲食店向けのリーフレット、職場向けのハンドブックの作成・配布などを行っています。

今回、受動喫煙防止対策の強化に向けて、宿泊施設の現在の取組状況を把握し、今後の施策の参考とするため、調査を実施しました。この報告書は、その調査結果を取りまとめたものです。関係者の皆様の受動喫煙防止対策に役立てていただければ幸いです。

最後に、本調査の実施に当たり、御協力いただきました宿泊施設の経営者・管理者の皆様、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

平成29年11月

東京都福祉保健局保健政策部長
矢内 真理子

第1部 調査概要

1	調査目的	3
2	調査期間	3
3	調査設計	3
4	アンケート回収結果	3
5	この調査における禁煙・分煙の定義	4
6	その他	4

第2部 調査の結果

1	回答者の属性	7
(1)	業種	7
(2)	経営形態	8
(3)	客室数	9
(4)	従業員数	10
(5)	施設（客室・厨房・共用部分）の面積	11
(6)	フロントロビーの面積	12
(7)	施設内の飲食店管理権限者	13
2	受動喫煙に関する知識	14
(1)	健康への影響の認知度	14
(2)	健康増進法上の努力義務の認知度	15
(3)	受動喫煙防止対策の具体的内容についての認知度	16
(4)	受動喫煙に関する情報の入手方法	17
3	禁煙・分煙対策の状況	18
(1)	屋内の禁煙・分煙の状況	18
(2)	屋内の共用部分（フロントロビー等）の状況	19
(3)	客室の状況	20
(4)	宴会場の状況	21
(5)	飲食店の状況	22
(6)	対策をしていない理由	23
(7)	受動喫煙防止の取組を行っている理由	24
①	全体	24
②	全面禁煙とした理由	25
③	屋内は分煙とした理由	26
(8)	取組開始時期	27
(9)	取組を実施したことによるメリット	28
(10)	取組を実施したことによるデメリット	29
(11)	宴会場の受動喫煙防止の取組開始時期	30
(12)	宴会場における取組を実施したことによるメリット	31
(13)	宴会場における取組を実施したことによるデメリット	32

(14) 今後の受動喫煙防止対策の予定	33
① 全体	33
② 全面禁煙をしている宿泊施設の今後の予定	34
③ 分煙をしている宿泊施設の今後の予定	35
④ 対策をしていない宿泊施設の今後の予定	36
(15) 屋外喫煙所の状況	37
4 禁煙・分煙の取組の表示	38
(1) 表示状況	38
(2) 表示物の入手経路	40
(3) 表示場所	41
(4) 非表示理由	42
5 従業員に対する受動喫煙対策について	43
(1) 経営者・管理者の喫煙習慣	43
(2) 従業員の喫煙の有無（経営者や管理者を除く）	44
(3) 募集・採用時での店の禁煙・分煙・喫煙状況の説明有無	45
(4) 従業員に対する受動喫煙防止対策の内容	46
(5) 未成年従業員に対する受動喫煙防止対策	47
6 東京都への要望	48
7 法律や条例による規制に対する考え方	49
(1) 受動喫煙防止対策における国の法律による全国統一的な規制について	49
① 規制への意見と具体的な規制内容	49
(2) 受動喫煙防止対策における東京都及び区市町村の条例による独自の規制について	51
① 規制への意見と具体的な規制内容	51
(3) 受動喫煙防止対策の強化に向けて示された規制案への賛否について	53
① 規制案への賛否と望ましい規制内容	53
(4) 規制案施行による施設経営への影響	56
第3部 その他の意見	
その他の意見	61
第4部 参考資料	
単純集計表	69
調査票	79

第 1 部 調査概要

1 調査の目的

東京都では、健康増進法第25条における「受動喫煙防止対策」及び「東京都受動喫煙防止ガイドライン」に基づき、対策を推進してきた。

そこで、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、国内外から多くの人々が東京を訪れることを踏まえ、より実効性のある受動喫煙防止対策を進めるため、宿泊施設における実態を把握することを目的とする。

2 調査期間

平成29年7月から平成29年8月

3 調査設計

- (1) 調査対象：東京都全域（島しょ地域を含む。）に所在地がある宿泊施設
都内すべての宿泊施設2,945標本
- (2) 調査方法：郵送配布・郵送回収及び調査員による訪問回収

4 アンケート回収結果

表 調査回収結果

発送数	回収数	回収率
2,945	1,284	43.6%

5 この調査における禁煙・分煙の定義

この調査においては、以下の通り定義する。

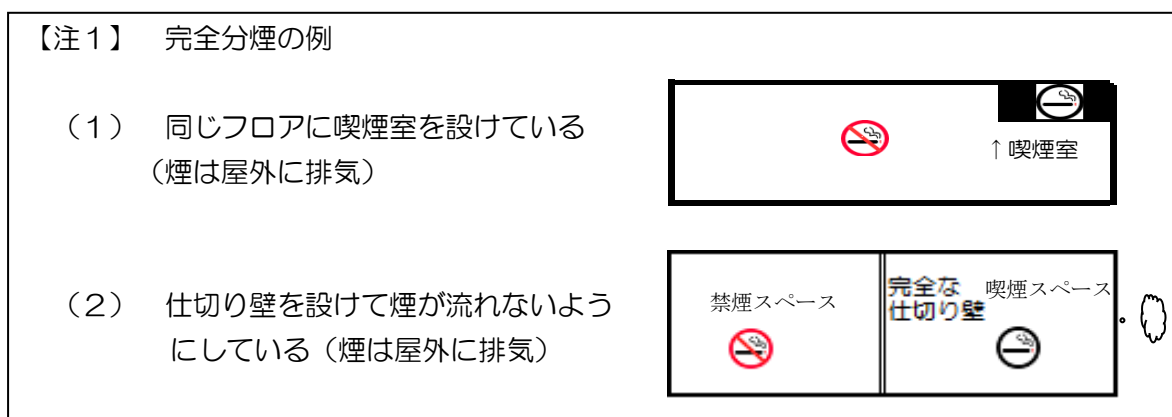
(1) 禁煙

全ての営業時間帯において、屋内で喫煙できないこと。

(2) 空間分煙

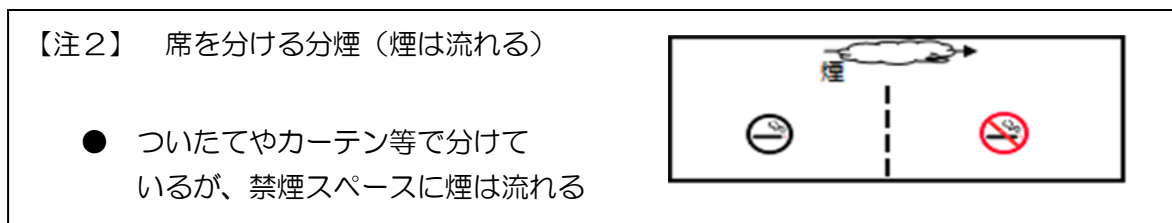
① 完全分煙

煙が流れないように、喫煙室又は仕切り壁を設置するなど、喫煙スペースと禁煙スペースを区分すること



② 喫煙スペースと禁煙スペースに分ける分煙

喫煙スペースと禁煙スペースとを分けているが、禁煙スペースにも煙が流れること



(3) 時間分煙

ランチタイムなど特定の時間帯を設けて、その時間帯においては店内で喫煙できないこと

6 その他

- (1) アンケート調査結果の集計に当たっては、小数点第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならないことがある。
- (2) nは当該設問の回答者数(母数)である。
- (3) nが少数にとどまる分析軸については、あえて記述していない場合もある。
- (4) 複数の回答が可能な設問では、図表タイトル末に「複数回答」と記載しており、記載がない場合は、「単数回答」であることを示している。
- (5) 複数の回答が可能な設問では、構成比の合計が100%を超える場合がある。
- (6) 出現件数が「0」の場合は、「-」で表示した。
- (7) サンプル数が少数のものについては、参考値とされたい。

第2部 調査の結果<宿泊施設>

1 回答者の属性

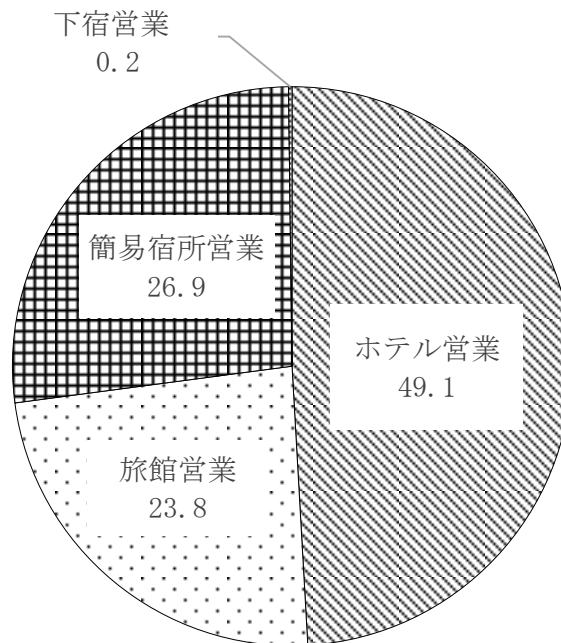
(1) 業種<問1>

回答施設を業種別にみると、「ホテル営業」(49.1%)が約5割と多く、「簡易宿所営業」(26.9%)、「旅館営業」(23.8%)が次いでいる。

表1 業種 (n=1,284)

平成29年			
		件数	構成比
宿泊施設 平成29年 (n=1,284)	ホテル営業	631	49.1%
	旅館営業	306	23.8%
	簡易宿所営業	345	26.9%
	下宿営業	2	0.2%
	宿泊施設計	1,284	100.0%

図1 業種 (n=1,284 単位: %)



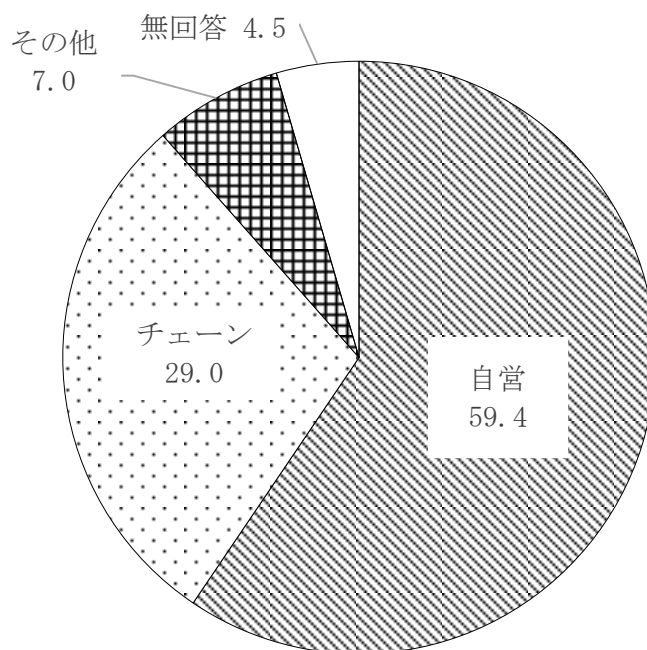
(2) 経営形態<問2>

宿泊施設の経営形態では、「自営」(59.4%)が約6割を占め、「チェーン」(29.0%)は約3割である。

表2 経営形態 (n=1,284)

	件数	構成比
自営	763	59.4%
チェーン	373	29.0%
その他	90	7.0%
無回答	58	4.5%
合計	1,284	100.0%

図2 経営形態 (n=1,284 単位: %)



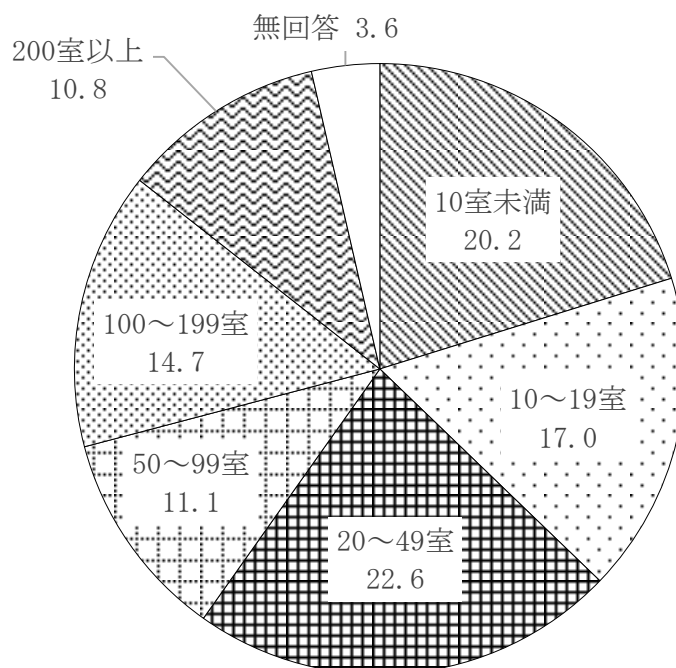
(3) 客室数<問3>

宿泊施設の客室数をみると、「20～49室」(22.6%)、「10室未満」(20.2%)、「10～19室」(17.0%)など50室未満の比較的小規模な施設がそれぞれ2割前後と多いが、一方で、「50～99室」(11.1%)、「100～199室」(14.7%)、「200室以上」(10.8%)がいずれも1割を超えるなど分散している。

表3 客室数 (n=1,284)

	件数	構成比
10室未満	260	20.2%
10～19室	218	17.0%
20～49室	290	22.6%
50～99室	142	11.1%
100～199室	189	14.7%
200室以上	139	10.8%
無回答	46	3.6%
合計	1,284	100.0%

図3 客室数 (n=1,284 単位：%)



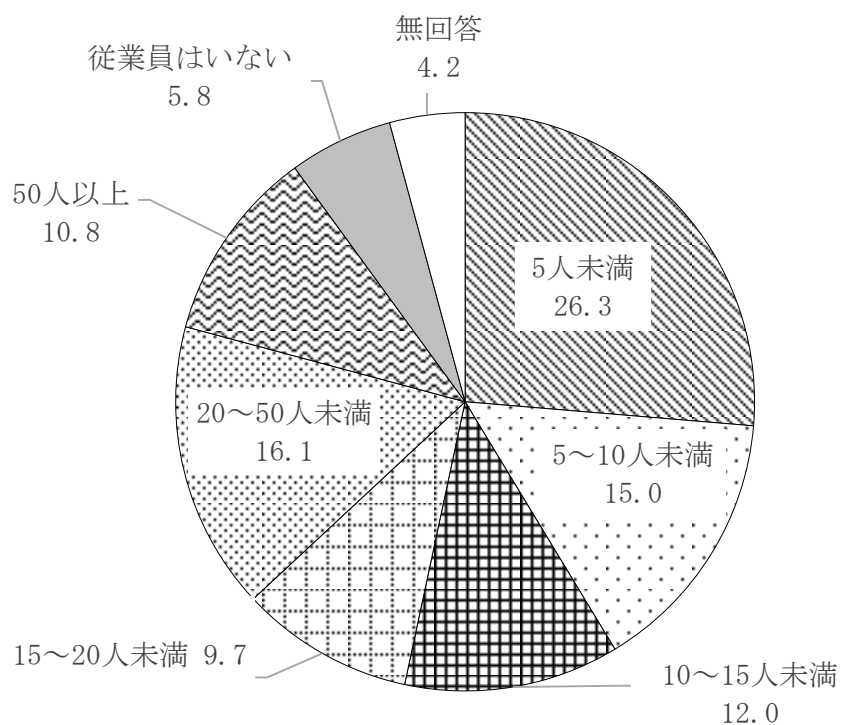
(4) 従業員数<問4>

従業員数は、「5人未満」(26.3%)が最も多く、「5～10人未満」(15.0%)、「10～15人未満」(12.0%)とあわせて、15人未満の施設が5割強(53.3%)となっている。

表4 従業員数 (n=1,284)

	件数	構成比
5人未満	338	26.3%
5～10人未満	193	15.0%
10～15人未満	154	12.0%
15～20人未満	124	9.7%
20～50人未満	207	16.1%
50人以上	139	10.8%
従業員はいない	75	5.8%
無回答	54	4.2%
合計	1,284	100.0%

図4 従業員数 (n=1,284 単位: %)



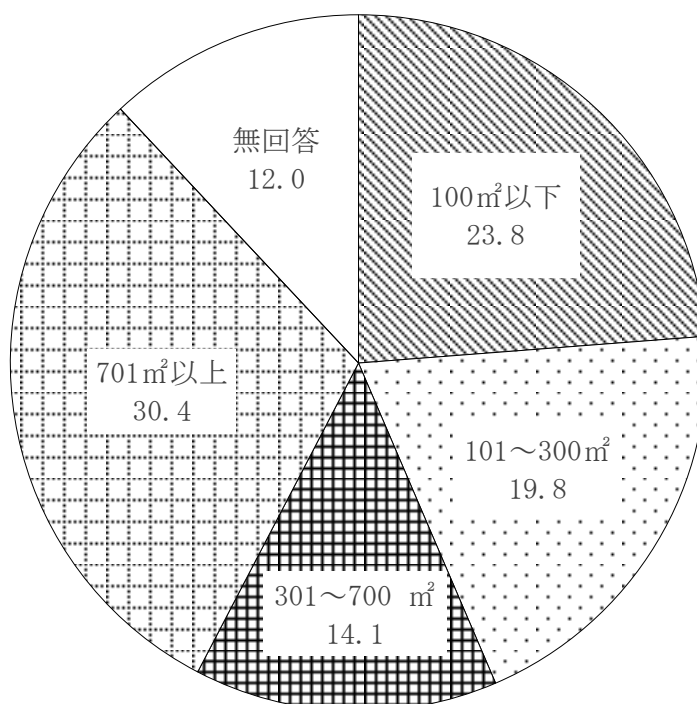
(5) 施設（客室・厨房・共有部分）の面積<問5>

客室・厨房・共有部分など施設全体の面積は、「701㎡以上」（30.4%）が最も多いが、「100㎡以下」も23.8%みられ、散らばりがある。

表5 施設の面積（n=1,284）

	件数	構成比
100㎡以下	305	23.8%
101～300㎡	254	19.8%
301～700㎡	181	14.1%
701㎡以上	390	30.4%
無回答	154	12.0%
合計	1,284	100.0%

図5 施設の面積（n=1,284 単位：%）



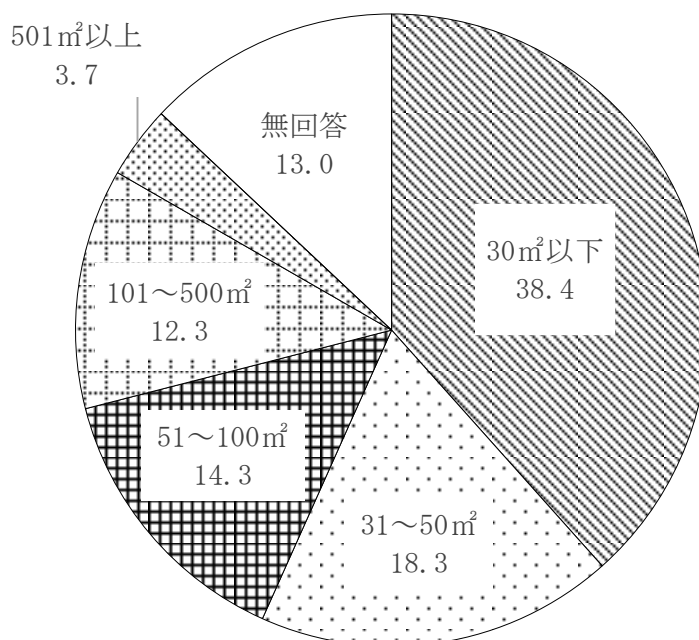
(6) フロントロビーの面積<問6>

フロントロビーの面積に限定すると、「30㎡以下」(38.4%)が4割弱と多くなっている。

表6 フロントロビーの面積 (n=1,284)

	件数	構成比
30㎡以下	493	38.4%
31～50㎡	235	18.3%
51～100㎡	183	14.3%
101～500㎡	158	12.3%
501㎡以上	48	3.7%
無回答	167	13.0%
合計	1,284	100.0%

図6 フロントロビーの面積 (n=1,284 単位：%)



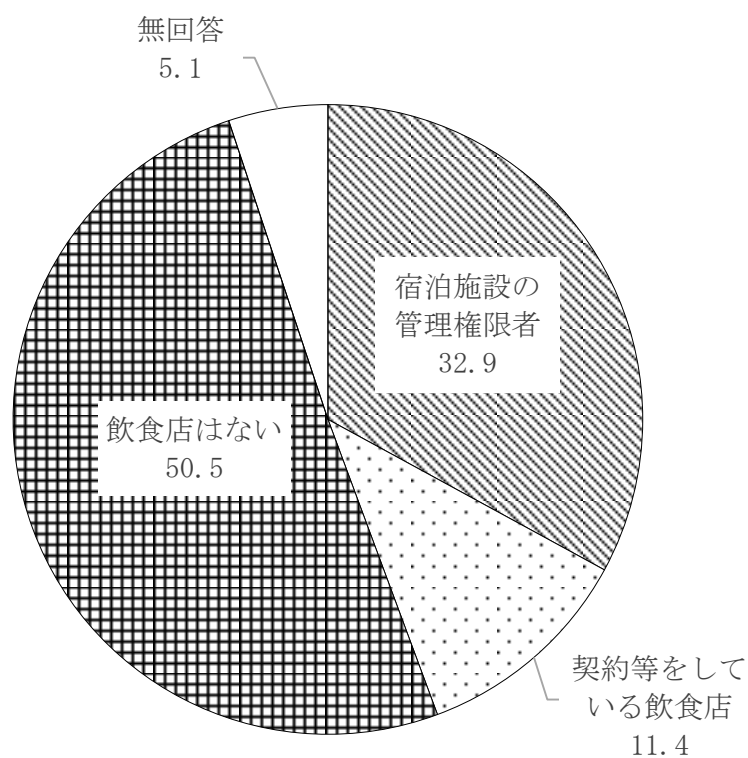
(7) 施設内の飲食店管理権限者<問7>

飲食店を併設する宿泊施設は半数に及ばないが、施設内の飲食店管理権限者をみると、「宿泊施設の管理権限者」が32.9%、「契約等をしている飲食店」が11.4%となっている。

表7 施設内飲食店の管理者 (n=1,284)

	件数	構成比
宿泊施設の管理権限者	423	32.9%
契約等をしている飲食店	146	11.4%
飲食店はない	649	50.5%
無回答	66	5.1%
合計	1,284	100.0%

図7 施設内飲食店の管理者 (n=1,284 単位：%)



2 受動喫煙に関する知識

(1) 健康への影響の認知度<問8>

受動喫煙が健康に影響することを「知っている」ものは92.7%と大半であるが、「今回のアンケートで初めて知った」ものも3.5%と少数ではあるがみられる。

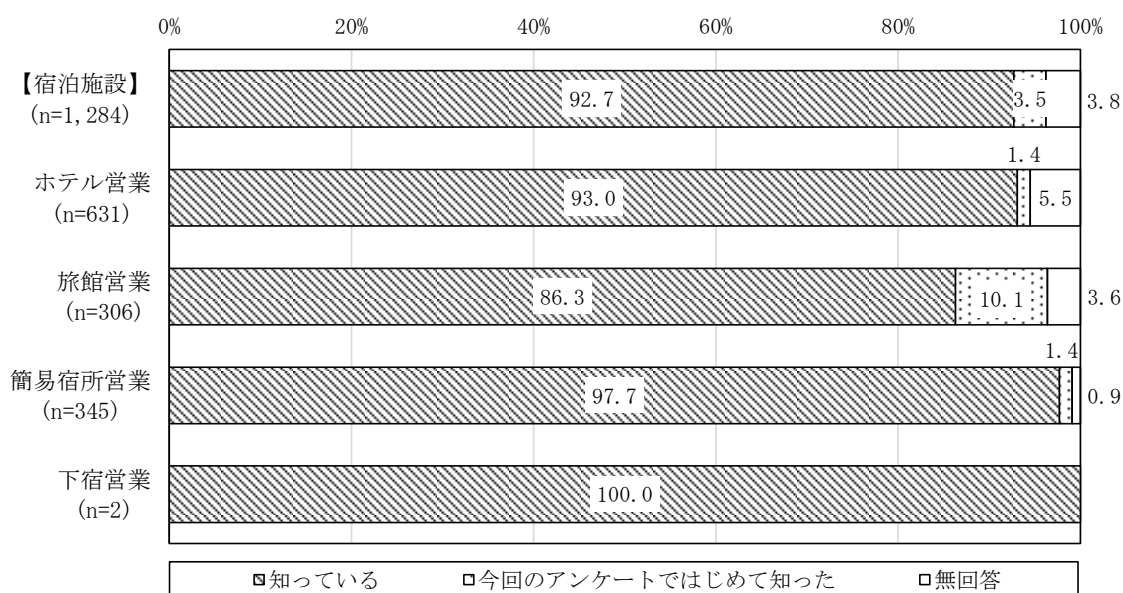
業種別にみると、<ホテル営業> (93.0%) <簡易宿所営業> (97.7%) では認知度が9割を超えているが、<旅館営業> (86.3%) はやや低くなっている。

表8 健康への影響の認知度 (n=1,284)

上段：件数
下段：構成比

	知っている	今回のアンケートで初めて知った	無回答	合計
【宿泊施設】	1,190 (92.7)	45 (3.5)	49 (3.8)	1,284 (100.0)
ホテル営業	587 (93.0)	9 (1.4)	35 (5.5)	631 (100.0)
旅館営業	264 (86.3)	31 (10.1)	11 (3.6)	306 (100.0)
簡易宿所営業	337 (97.7)	5 (1.4)	3 (0.9)	345 (100.0)
下宿営業	2 (100.0)	-	-	2 (100.0)

図8 健康への影響の認知度 (n=1,284)



(2) 健康増進法上の努力義務の認知度<問9>

健康増進法で、飲食店の営業者にも受動喫煙の防止への努力義務が規定されたことを「知っている」ものは66.4%、「今回のアンケートで初めて知った」ものは31.5%である。

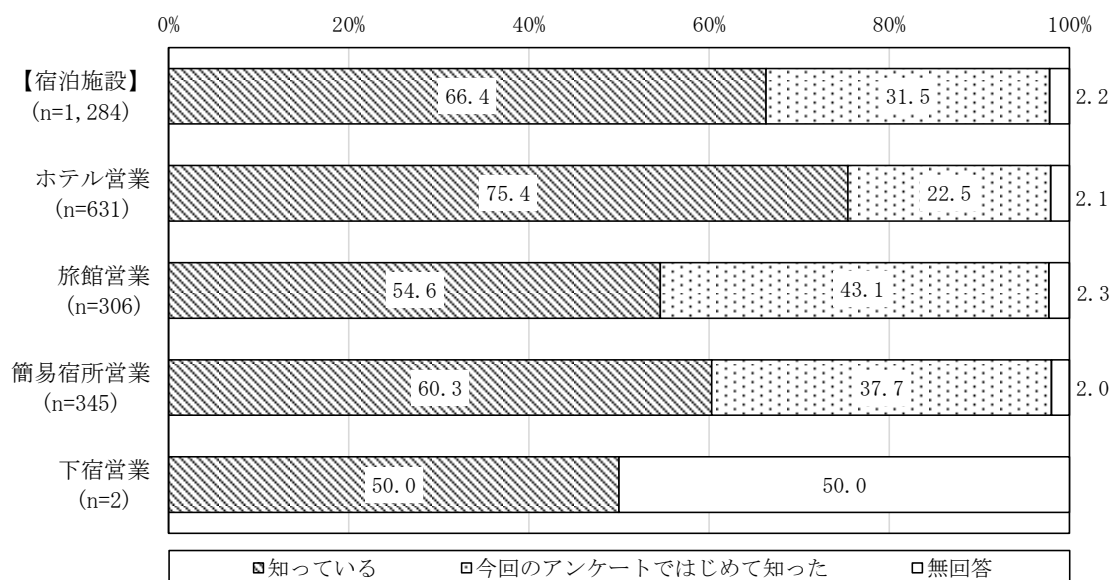
業種別にみると、<ホテル営業> (75.4%) の認知度が最も高い。<旅館営業> (54.6%) <簡易宿所営業> (60.3%) はやや低い。

表9 健康増進法上の努力義務の認知度 (n=1,284)

上段：件数
下段：構成比

	知っている	今回のアンケートで はじめて知った	無回答	合計
【宿泊施設】	852 (66.4)	404 (31.5)	28 (2.2)	1,284 (100.0)
ホテル営業	476 (75.4)	142 (22.5)	13 (2.1)	631 (100.0)
旅館営業	167 (54.6)	132 (43.1)	7 (2.3)	306 (100.0)
簡易宿所営業	208 (60.3)	130 (37.7)	7 (2.0)	345 (100.0)
下宿営業	1 (50.0)	-	1 (50.0)	2 (100.0)

図9 健康増進法上の努力義務の認知度 (n=1,284)



(3) 受動喫煙防止対策の具体的な内容についての認知度<問 10>

[問9で「健康増進法を知っている」と回答した宿泊施設]

受動喫煙防止対策の具体的な内容について「知っている」ものは、健康増進法上の努力義務認知者の73.5%、「今回のアンケートで初めて知った」は23.1%となっている。

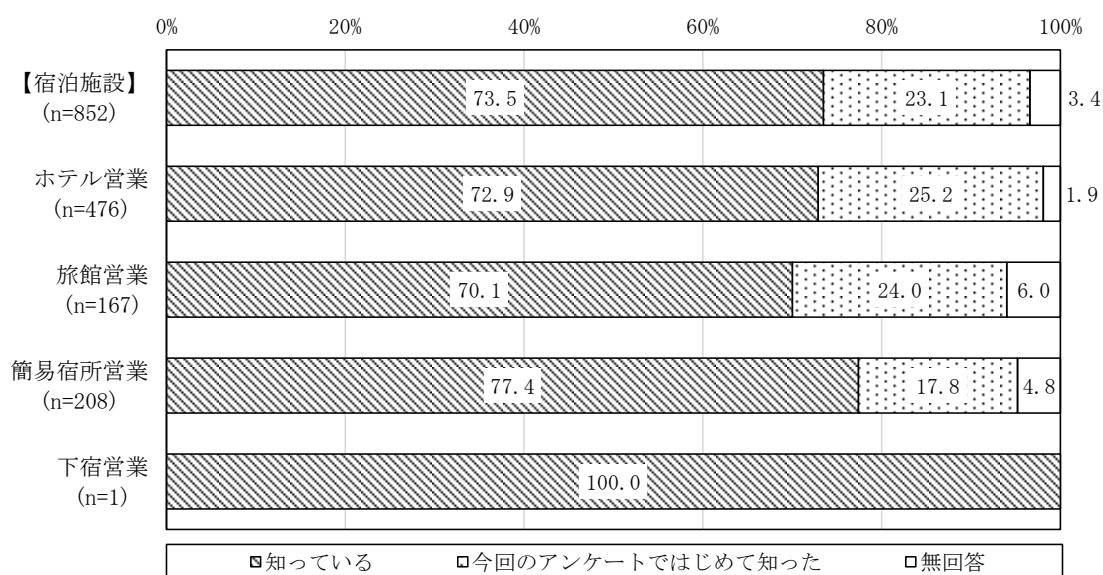
業種別にみると、<簡易宿所営業>での認知度が<ホテル営業><旅館営業>よりもやや高い。

表 10 受動喫煙防止対策の具体的な内容の認知度 (n=852)

上段：件数
下段：構成比

	知っている	今回のアンケートで はじめて知った	無回答	合計
【宿泊施設】	626 (73.5)	197 (23.1)	29 (3.4)	852 (100.0)
ホテル営業	347 (72.9)	120 (25.2)	9 (1.9)	476 (100.0)
旅館営業	117 (70.1)	40 (24.0)	10 (6.0)	167 (100.0)
簡易宿所営業	161 (77.4)	37 (17.8)	10 (4.8)	208 (100.0)
下宿営業	1 (100.0)	-	-	1 (100.0)

図 10 受動喫煙防止対策の具体的な内容の認知度 (n=852)

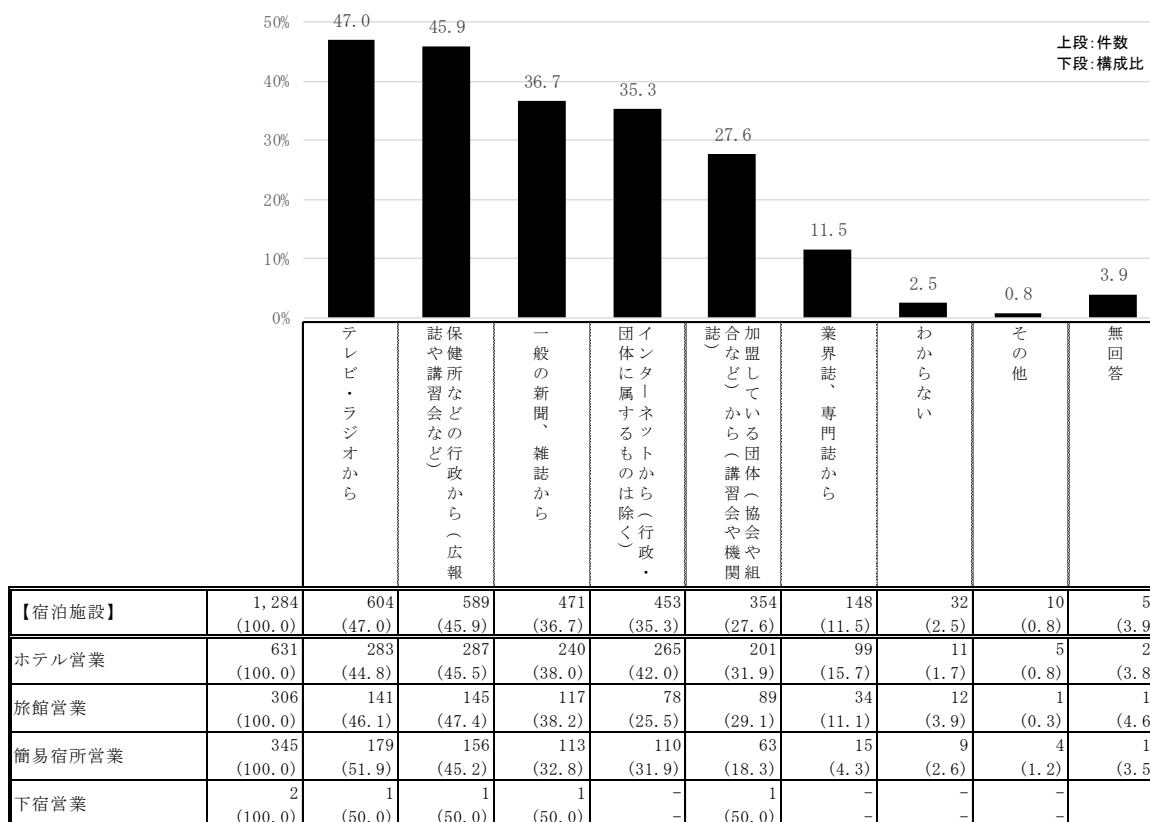


(4) 受動喫煙に関する情報の入手方法<問 11>

受動喫煙に関する情報の入手方法は、「テレビ・ラジオから」(47.0%)と「保健所などの行政から(広報誌や講習会など)」(45.9%)が拮抗して高く、「一般の新聞、雑誌から」(36.7%)、「インターネットから」(35.3%)、「加盟している団体(協会や組合など)から(講習会や機関誌)」(27.6%)などが続く。

業種別にみると、<ホテル営業><旅館営業>では「保健所などの行政から」「テレビ・ラジオから」の順に高く、一方で<簡易宿所営業>は「テレビ・ラジオから」「保健所などの行政から」の順に高い。また<ホテル営業>は「インターネットから」が高く、<簡易宿所営業>では「加盟している団体から」が低いといった特徴もみられる。

図 11 受動喫煙に関する情報の入手方法 (n=1,284 複数回答)



3 禁煙・分煙対策の状況

(1) 屋内の禁煙・分煙の状況<問 12-1>

宿泊施設屋内での禁煙・分煙の状況を見ると、「屋内は分煙にしている」が47.9%、「屋内は全面禁煙」は23.8%と、合わせて71.7%が対策を講じているが、「禁煙や分煙の対策はしていない」とする施設も27.0%みられる。

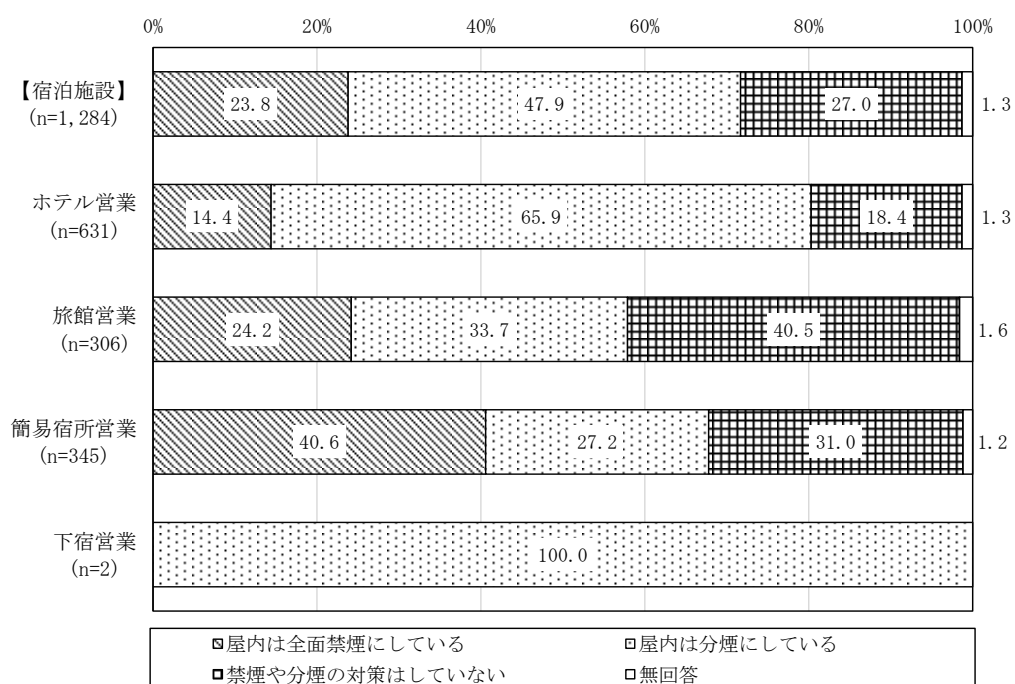
業種別にみると、<ホテル営業>では「屋内は分煙にしている」が65.9%と最も多く、<旅館営業>は「禁煙や分煙の対策はしていない」が40.5%、<簡易宿所営業>は「屋内は全面禁煙にしている」が40.6%と最も多いなど、対策状況に差がみられる。

表 12-1 禁煙・分煙の状況 (n=1,284)

上段：件数
下段：構成比

	屋内は全面禁煙にしている	屋内は分煙にしている	禁煙や分煙の対策はしていない	無回答	合計
【宿泊施設】	305 (23.8)	615 (47.9)	347 (27.0)	17 (1.3)	1,284 (100.0)
ホテル営業	91 (14.4)	416 (65.9)	116 (18.4)	8 (1.3)	631 (100.0)
旅館営業	74 (24.2)	103 (33.7)	124 (40.5)	5 (1.6)	306 (100.0)
簡易宿所営業	140 (40.6)	94 (27.2)	107 (31.0)	4 (1.2)	345 (100.0)
下宿営業	-	2 (100.0)	-	-	2 (100.0)

図 12-1 禁煙・分煙の状況 (n=1,284)



(2) 屋内の共用部分（フロントロビー等）の状況<問 12-2>

〔問 12-1 で「2 屋内は分煙にしている」と回答した宿泊施設〕

屋内共用部分の対策状況をみると、「禁煙にしている」が54.0%と最も多く、次いで「同じフロアに喫煙室を設けている（煙は屋外に排気）」（20.8%）となっている。

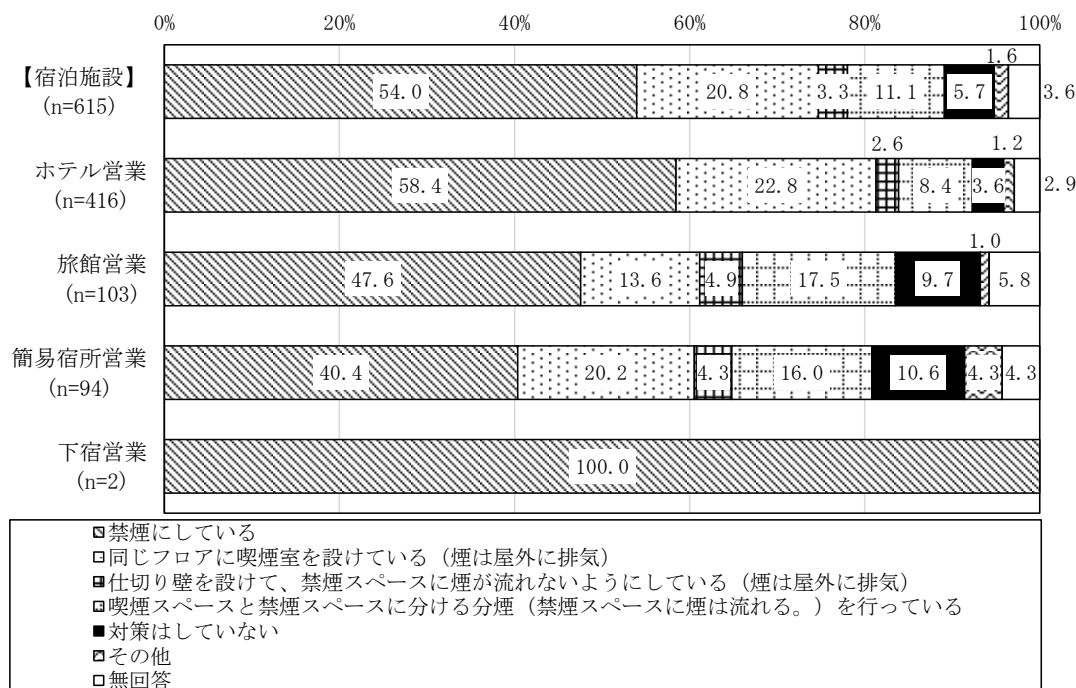
業種別にみると、「禁煙にしている」は<ホテル営業>では58.4%、<旅館営業>では47.6%、<簡易宿所営業>では40.4%と、<ホテル営業>が最も多い。<ホテル営業>では「同じフロアに喫煙室を設けている（煙は屋外に排気）」（22.8%）も多い。

表 12-2 屋内共用部分の状況 (n=615)

	禁煙にしている	同じフロアに喫煙室を設けている（煙は屋外に排気）	仕切り壁を設けて、禁煙スペースに煙が流れないようにしている（煙は屋外に排気）	喫煙スペースと禁煙スペースに分ける分煙（禁煙スペースに煙は流れる。）を行っている	対策はしていない	その他	無回答	合計
【宿泊施設】	332 (54.0)	128 (20.8)	20 (3.3)	68 (11.1)	35 (5.7)	10 (1.6)	22 (3.6)	615 (100.0)
ホテル営業	243 (58.4)	95 (22.8)	11 (2.6)	35 (8.4)	15 (3.6)	5 (1.2)	12 (2.9)	416 (100.0)
旅館営業	49 (47.6)	14 (13.6)	5 (4.9)	18 (17.5)	10 (9.7)	1 (1.0)	6 (5.8)	103 (100.0)
簡易宿所営業	38 (40.4)	19 (20.2)	4 (4.3)	15 (16.0)	10 (10.6)	4 (4.3)	4 (4.3)	94 (100.0)
下宿営業	2 (100.0)	-	-	-	-	-	-	2 (100.0)

上段：件数
下段：構成比

図 12-2 屋内共用部分の状況 (n=615)



(3) 客室の状況<問 12-3>

〔問 12-1 で「2 屋内は分煙にしている」と回答した宿泊施設〕

客室の対策状況をみると、「フロアごとに禁煙と喫煙可に分けている」が40.8%と最も多く、「禁煙の部屋と喫煙可の部屋に分けている」(25.4%)と「すべての客室を禁煙にしている」(19.8%)が続く。

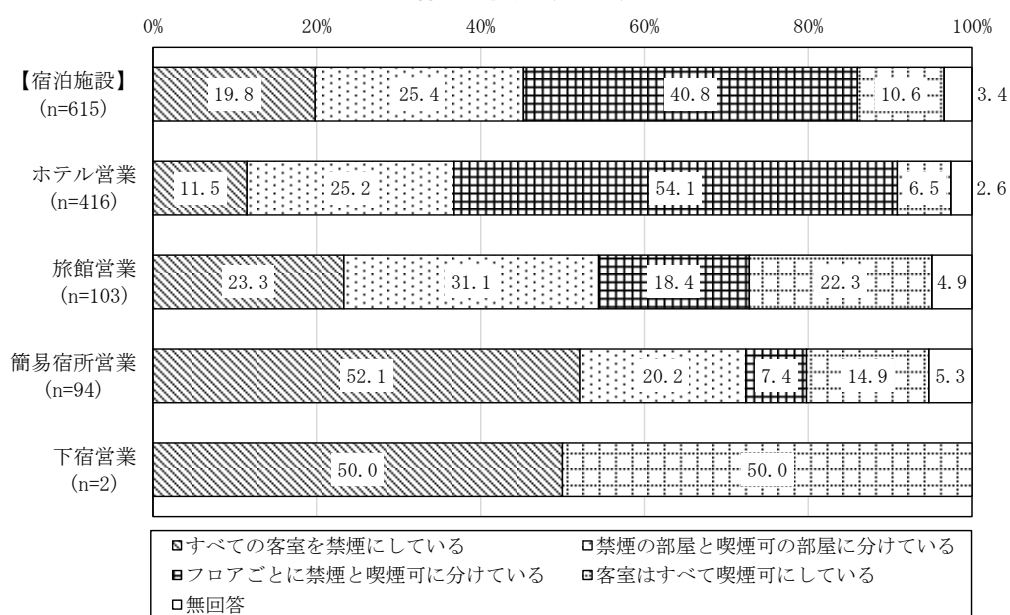
業種別にみると、<ホテル営業>では「フロアごとに禁煙と喫煙可に分けている」が54.1%を占め、<旅館営業>では「禁煙の部屋と喫煙可の部屋に分けている」(31.1%)、<簡易宿所営業>では「すべての客室を禁煙にしている」(52.1%)が最も多くなっている。

表 12-3 客室の状況 (n=615)

	い す べ て の 客 室 を 禁 煙 に し て	に 禁 煙 の 部 屋 と 喫 煙 可 の 部 屋	に フ ロ ア ご と に 禁 煙 と 喫 煙 可	い 客 室 は す べ て 喫 煙 可 に し て	無 回 答	合 計
【宿泊施設】	122 (19.8)	156 (25.4)	251 (40.8)	65 (10.6)	21 (3.4)	615 (100.0)
ホテル営業	48 (11.5)	105 (25.2)	225 (54.1)	27 (6.5)	11 (2.6)	416 (100.0)
旅館営業	24 (23.3)	32 (31.1)	19 (18.4)	23 (22.3)	5 (4.9)	103 (100.0)
簡易宿所営業	49 (52.1)	19 (20.2)	7 (7.4)	14 (14.9)	5 (5.3)	94 (100.0)
下宿営業	1 (50.0)	-	-	1 (50.0)	-	2 (100.0)

上段：件数
下段：構成比

図 12-3 客室の状況 (n=615)



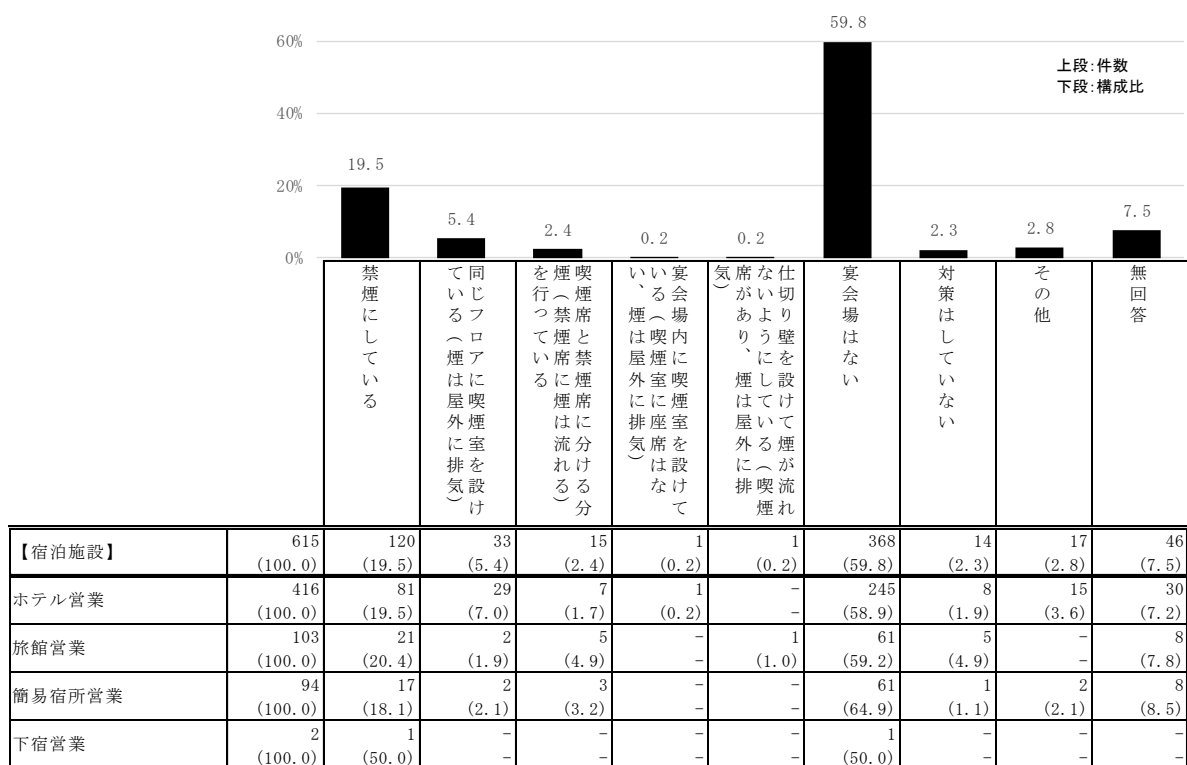
(4) 宴会場の状況<問 12-4>

[問 12-1 で「2 屋内は分煙にしている」と回答した宿泊施設]

宴会場の対策状況をみると、「禁煙にしている」が19.5%（宴会場保有施設の半数程度）と最も多い。

業種別にみても、「禁煙にしている」は<ホテル営業>（19.5%）、<旅館営業>（20.4%）、<簡易宿所営業>（18.1%）と、あまり差がない。

図 12-4 宴会場の状況 (n=615)



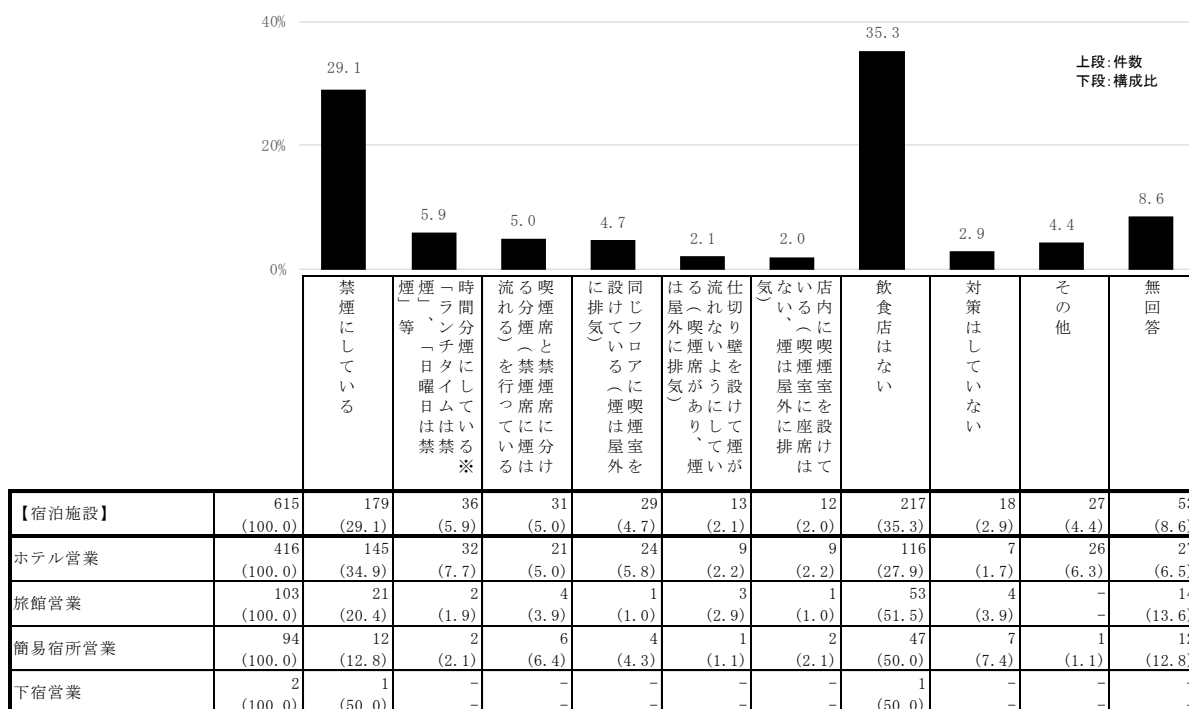
(5) 飲食店の状況<問12-5>

[問12-1で「2 屋内は分煙にしている」と回答した宿泊施設]

施設内飲食店の対策状況をみると、飲食店を併設しない施設が35.3%を占める中で、「禁煙にしている」は29.1%、これを含めて対策をしている施設は48.8%と約5割に及んでいる。

業種別にみると、「禁煙にしている」は<ホテル営業>では34.9%、<旅館営業>では(20.4%)、<簡易宿所営業>では(12.8%)と差が大きい。

図 12-5 飲食店の状況 (n=615)



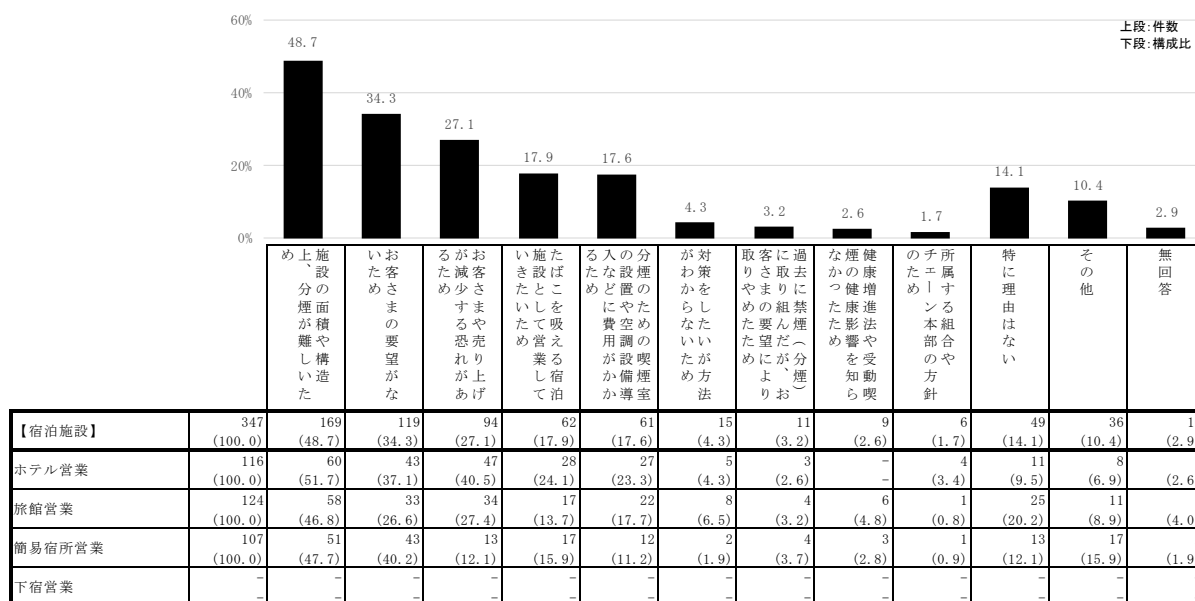
(6) 対策をしていない理由<問 13>

[問 12-1 で「3 禁煙や分煙の対策はしていない」と回答した宿泊施設]

禁煙や分煙の対策をしていない理由としては、「施設の面積や構造上、分煙が難しいため」が最も多く48.7%と約5割に上った。次いで「お客さまの要望がないため」(34.3%)、「お客さまや売り上げが減少する恐れがあるため」(27.1%)、「たばこを吸える宿泊施設として営業していきたいため」(17.9%)、「分煙のための喫煙室の設置や空調設備導入などに費用がかかるため」(17.6%)などが続いている。

業種別にみると、「施設の面積や構造上、分煙が難しいため」が業種に関わらず理由として最も高く、5割前後となっている。このほか、<ホテル営業>では「お客さまや売り上げが減少する恐れがあるため」(40.5%)、<簡易宿所営業>では「お客さまの要望がないため」(40.2%)がいずれも4割と高い点が特徴的である。

図 13 対策をしていない理由 (n=347 複数回答)



(7) 受動喫煙防止の取組を行っている理由<問 14-1>

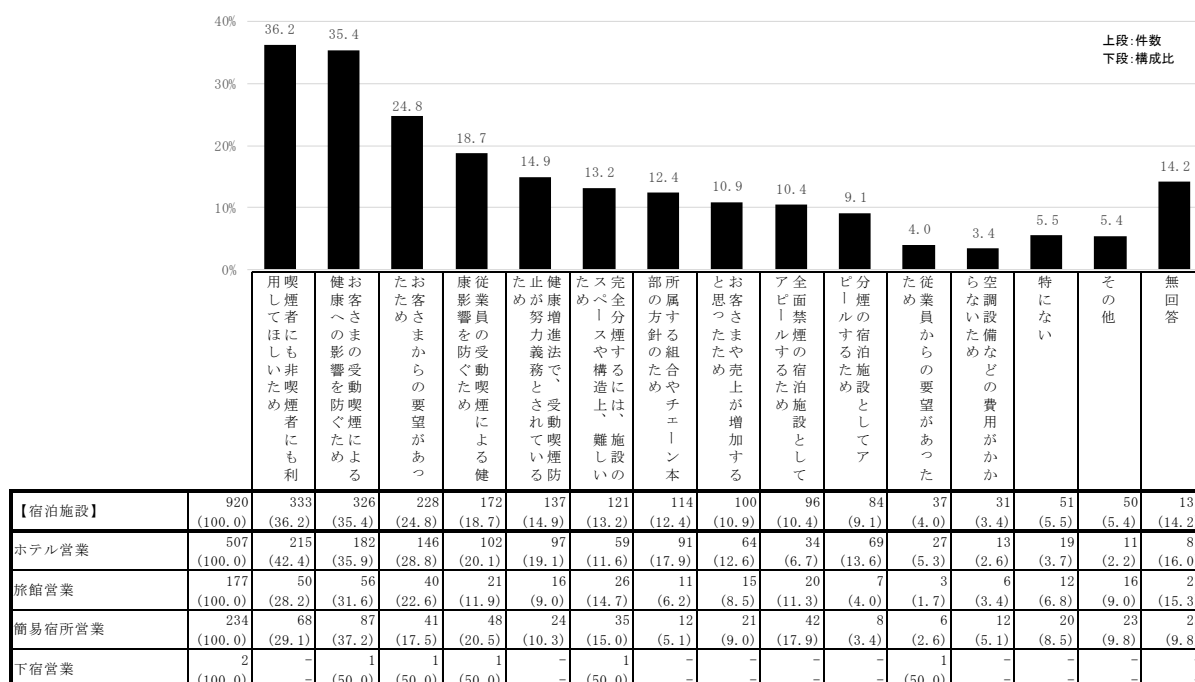
① 全体

[問 12-1 で「1 屋内は全面禁煙にしている」または「2 屋内は分煙にしていると回答した宿泊施設]

受動喫煙防止の取組を行った理由では、「喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため」と「お客さまの受動喫煙による健康への影響を防ぐため」がいずれも36.2%、35.4%と拮抗して高く、以下「お客さまからの要望があったため」(24.8%)、「従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため」(18.7%)、「健康増進法で、受動喫煙防止が努力義務とされているため」(14.9%)が上位に続いている。

業種別にみると、<ホテル営業>で最も高い理由は「喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため」(42.4%)だが、<旅館営業><簡易宿所営業>ではともに「お客さまの受動喫煙による健康への影響を防ぐため」が最も高い(31.6%、37.2%)。

図 14-1-1 受動喫煙防止の取組を行っている理由 (n=920 複数回答)



② 全面禁煙とした理由

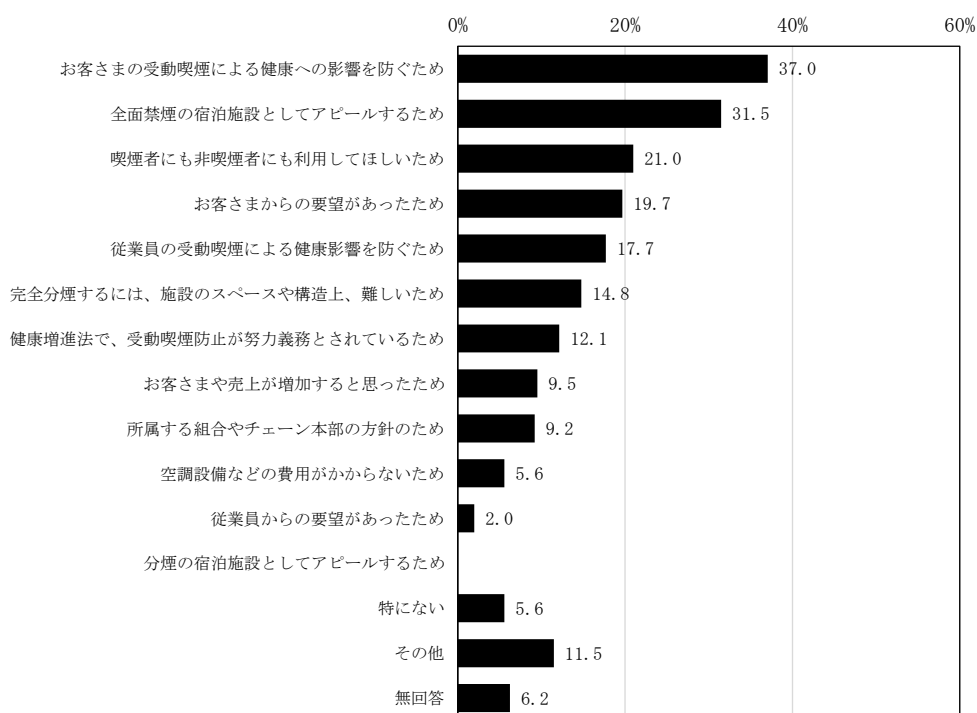
[問 12-1 で「1 屋内は全面禁煙にしている」と回答した宿泊施設]

全面禁煙とした理由は、「お客さまの受動喫煙による健康への影響を防ぐため」が37.0%と最も高く、次いで「全面禁煙の宿泊施設としてアピールするため」(31.5%)、「喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため」(21.0%)、「お客さまからの要望があったため」(19.7%)、「従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため」(17.7%) などが高い。

表 14-1-2 全面禁煙とした理由 (n=305 複数回答)

	件数	構成比
お客さまの受動喫煙による健康への影響を防ぐため	113	37.0%
全面禁煙の宿泊施設としてアピールするため	96	31.5%
喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため	64	21.0%
お客さまからの要望があったため	60	19.7%
従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため	54	17.7%
完全分煙するには、施設のスペースや構造上、難しいため	45	14.8%
健康増進法で、受動喫煙防止が努力義務とされているため	37	12.1%
お客さまや売上が増加すると思ったため	29	9.5%
所属する組合やチェーン本部の方針のため	28	9.2%
空調設備などの費用がかからないため	17	5.6%
従業員からの要望があったため	6	2.0%
分煙の宿泊施設としてアピールするため	-	-
特にない	17	5.6%
その他	35	11.5%
無回答	19	6.2%

図 14-1-2 全面禁煙とした理由 (n=305 複数回答)



③ 屋内は分煙とした理由

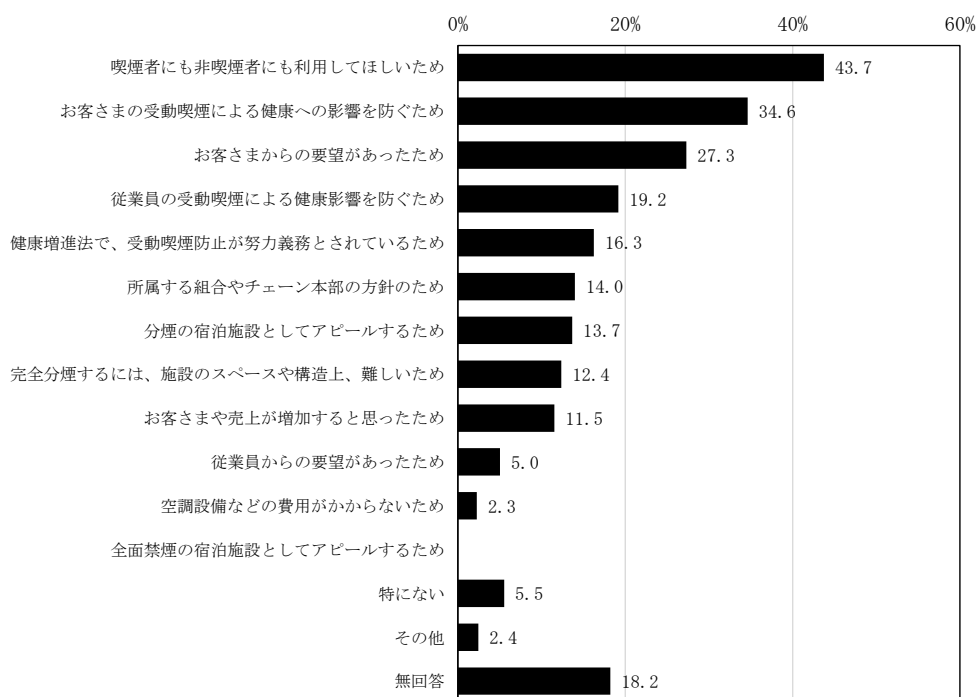
[問 12-1 で「2 屋内は分煙にしている」と回答した宿泊施設]

屋内を分煙とした理由は、「喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため」が43.7%で最も高い。以下、「お客さまの受動喫煙による健康への影響を防ぐため」が34.6%、「お客さまからの要望があったため」(27.3%)、「従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため」(19.2%)、「健康増進法で、受動喫煙防止が努力義務とされているため」(16.3%)などの順である。

表 14-1-3 分煙とした理由 (n=615 複数回答)

	件数	構成比
喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため	269	43.7%
お客さまの受動喫煙による健康への影響を防ぐため	213	34.6%
お客さまからの要望があったため	168	27.3%
従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため	118	19.2%
健康増進法で、受動喫煙防止が努力義務とされているため	100	16.3%
所属する組合やチェーン本部の方針のため	86	14.0%
分煙の宿泊施設としてアピールするため	84	13.7%
完全分煙するには、施設のスペースや構造上、難しいため	76	12.4%
お客さまや売上が増加すると思ったため	71	11.5%
従業員からの要望があったため	31	5.0%
空調設備などの費用がかからないため	14	2.3%
全面禁煙の宿泊施設としてアピールするため	-	-
特にない	34	5.5%
その他	15	2.4%
無回答	112	18.2%

図 14-1-3 分煙とした理由 (n=615 複数回答)



(8) 取組開始時期<問 14-2>

[問 12-1 で「1 屋内は全面禁煙にしている」または「2 屋内は分煙にしている」と回答した宿泊施設]

取組の開始時期は「開店当初から」が44.9%で、「途中から」(43.8%)を上回っている。

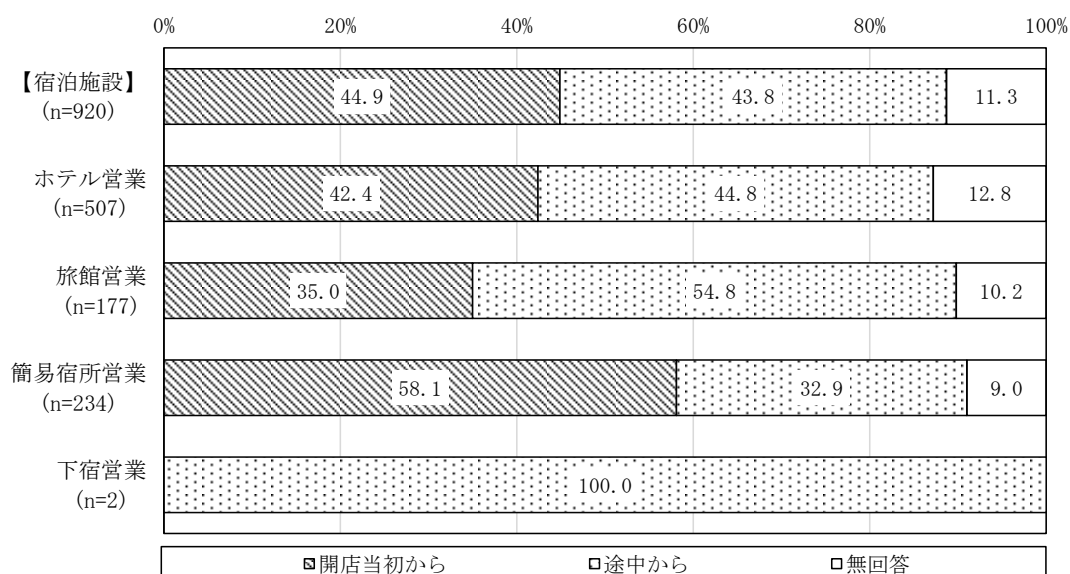
業種別にみると、<旅館営業>では「途中から」(54.8%)が多く、<簡易宿所営業>では「開店当初から」(58.1%)が多い。

表 14-2 取組開始時期 (n=920)

上段：件数
下段：構成比

	開店当初から	途中から	無回答	合計
【宿泊施設】	413 (44.9)	403 (43.8)	104 (11.3)	920 (100.0)
ホテル営業	215 (42.4)	227 (44.8)	65 (12.8)	507 (100.0)
旅館営業	62 (35.0)	97 (54.8)	18 (10.2)	177 (100.0)
簡易宿所営業	136 (58.1)	77 (32.9)	21 (9.0)	234 (100.0)
下宿営業	- -	2 (100.0)	- -	2 (100.0)

図 14-2 取組開始時期 (n=920)



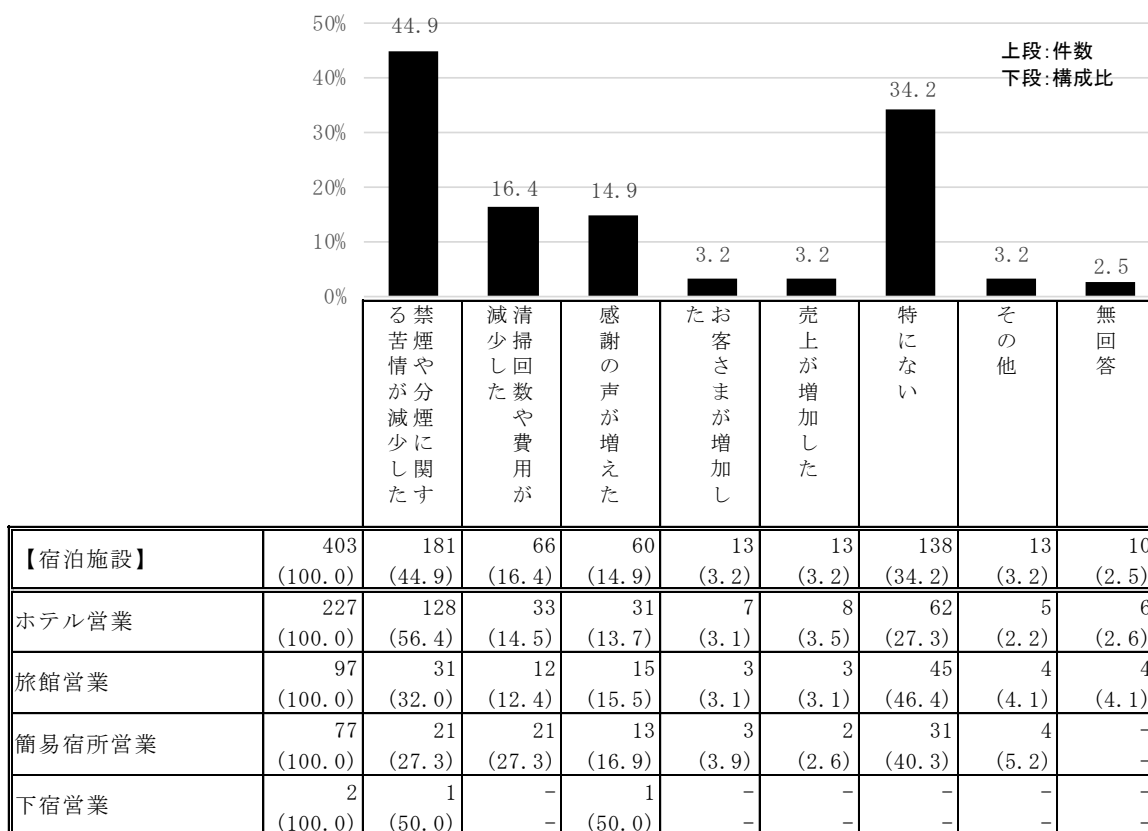
(9) 取組を実施したことによるメリット<問 14-3>

[問 14-2 で「2 途中から」と回答した宿泊施設]

「禁煙や分煙に関する苦情が減少した」が44.9%で最も多く、以下「清掃回数や費用が減少した」(16.4%)、「感謝の声が増えた」(14.9%)、「お客さまが増加した」「売上が増加した」(3.2%)の順となっている。

業種別にみると、<ホテル営業>では「禁煙や分煙に関する苦情が減少した」が56.4%と非常に高い。

図 14-3 受動喫煙防止の取組のメリット (n=403 複数回答)

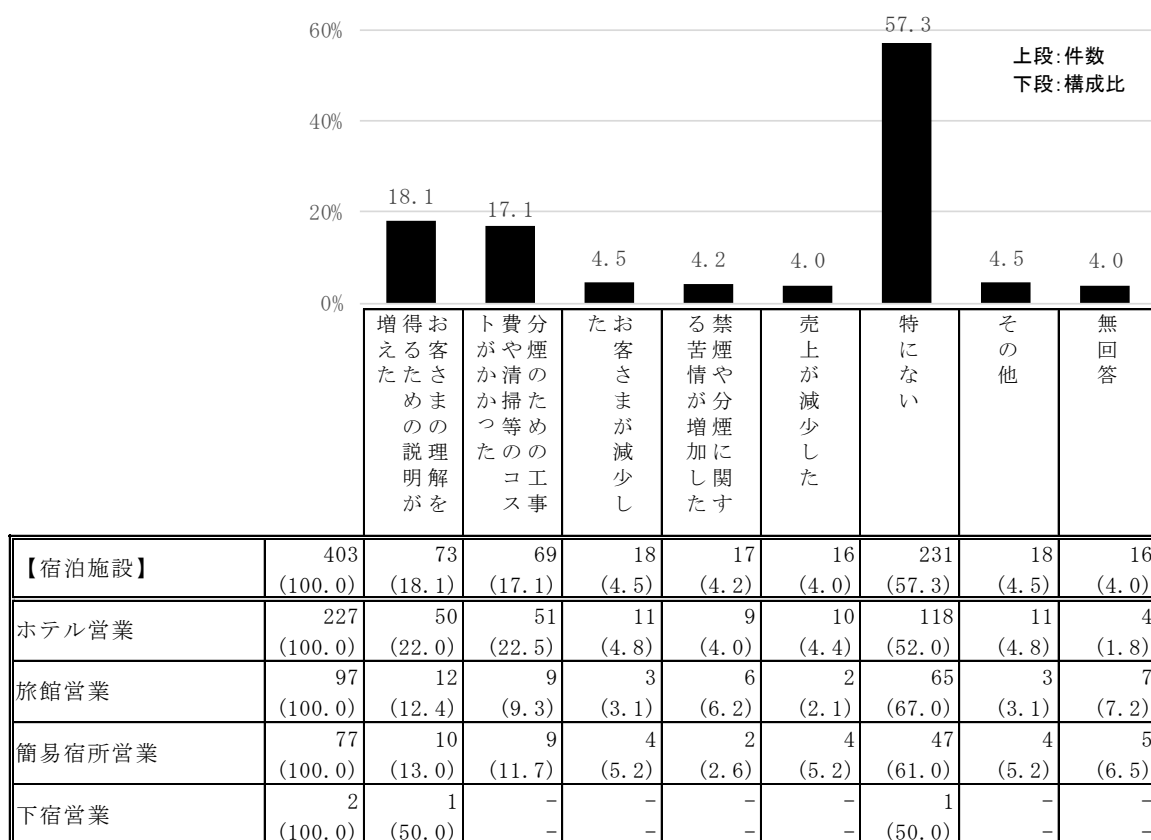


(10) 取組を実施したことによるデメリット<問 14-4>

[問 14-2 で「2 途中から」と回答した宿泊施設]

「特にない」が57.3%と多いが、デメリットの内容としては、「お客さまの理解を得るための説明が増えた」(18.1%)、「分煙のための工事費や清掃等のコストがかかった」(17.1%)が多くなっている。

図 14-4 受動喫煙防止の取組のデメリット (n=403 複数回答)



(11) 宴会場の受動喫煙防止の取組開始時期〈問 15-1〉

〔問 12-1 で「2 屋内は分煙にしている」、問 12-4 で宴会場を「1. 禁煙にしている」、「2. 同じフロアに喫煙室を設けている（煙は屋外に排気）」、「3. 喫煙席と禁煙席に分ける分煙（禁煙席に煙は流れる）を行っている」、「4. 宴会場内に喫煙室を設けている（喫煙室に座席はない、煙は屋外に排気）」または「5. 仕切り壁を設けて煙が流れないようにしている（喫煙席があり、煙は屋外に排気）」と回答した宿泊施設〕

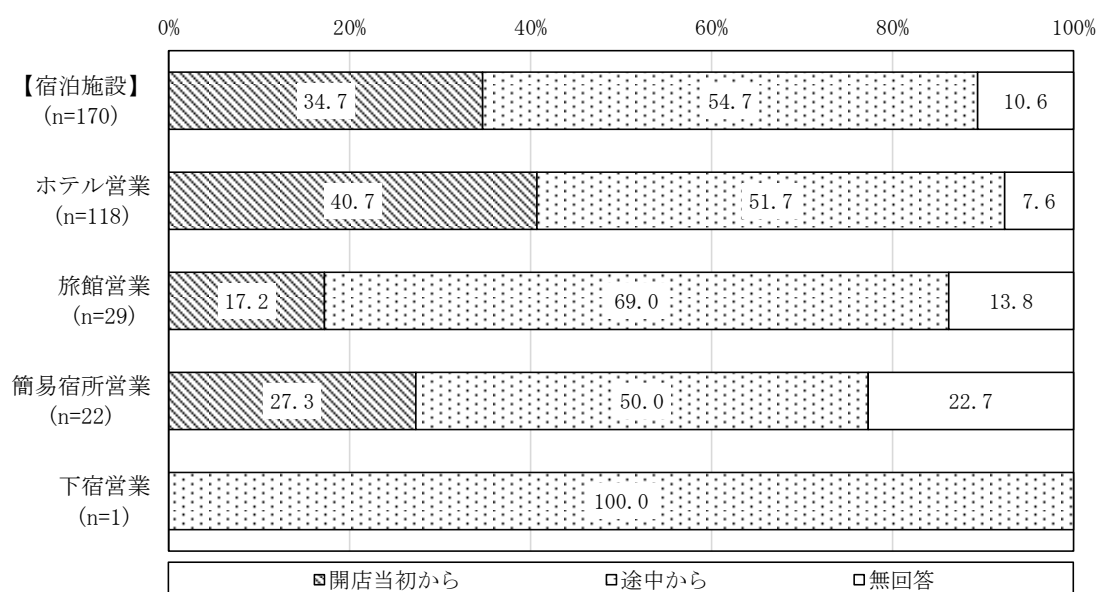
宴会場の受動喫煙防止対策の開始時期は「途中から」が54.7%、「開店当初から」が34.7%と「途中から」という回答が上回っている。

表 15-1 取組開始時期 (n=170)

	開店当初から	途中から	無回答	合計
【宿泊施設】	59 (34.7)	93 (54.7)	18 (10.6)	170 (100.0)
ホテル営業	48 (40.7)	61 (51.7)	9 (7.6)	118 (100.0)
旅館営業	5 (17.2)	20 (69.0)	4 (13.8)	29 (100.0)
簡易宿所営業	6 (27.3)	11 (50.0)	5 (22.7)	22 (100.0)
下宿営業	- -	1 (100.0)	- -	1 (100.0)

上段：件数
下段：構成比

図 15-1 取組開始時期 (n=170)

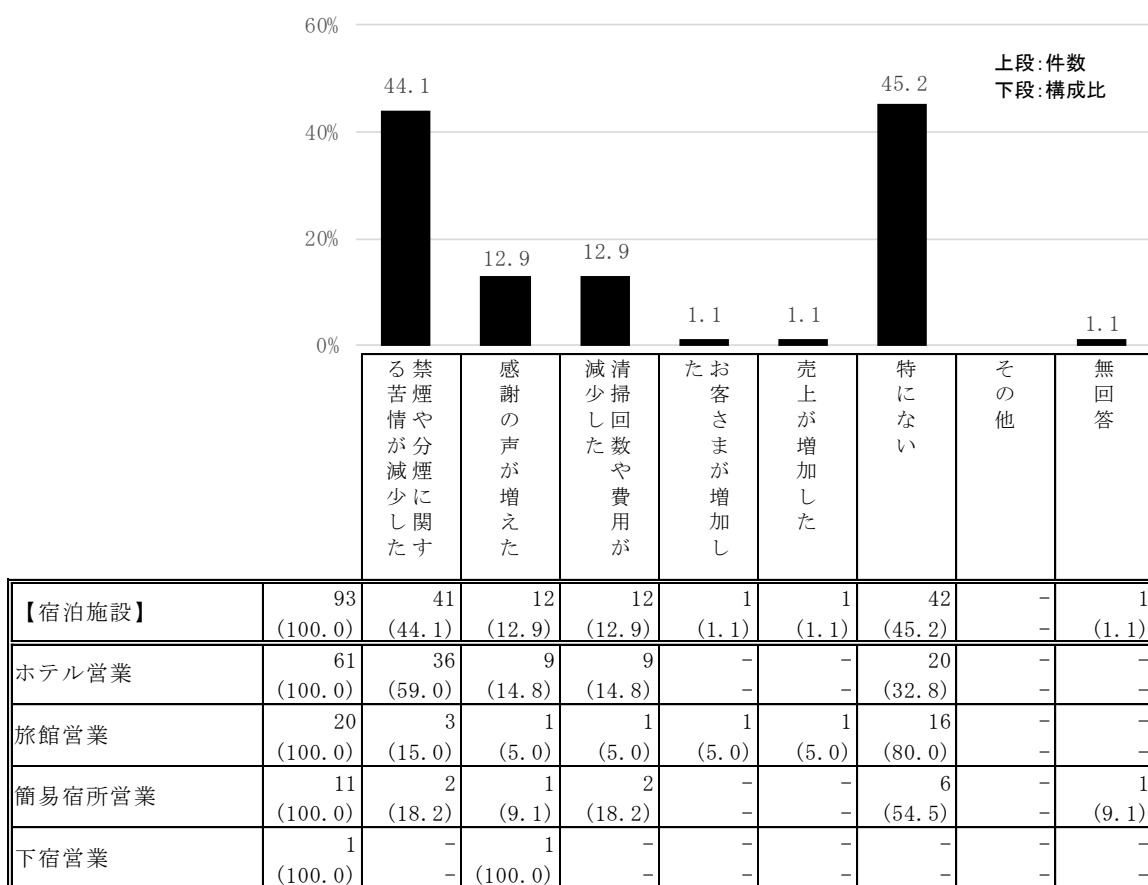


(12) 宴会場における取組を実施したことによるメリット<問 15-2>

[問 15-1 で「2 途中から」と回答した宿泊施設]

「禁煙や分煙に関する苦情が減少した」が44.1%と最も高く、以下「感謝の声が増えた」「清掃回数や費用が減少した」(12.9%)などの順となっている。

図 15-2 受動喫煙防止の取組のメリット (n=93 複数回答)

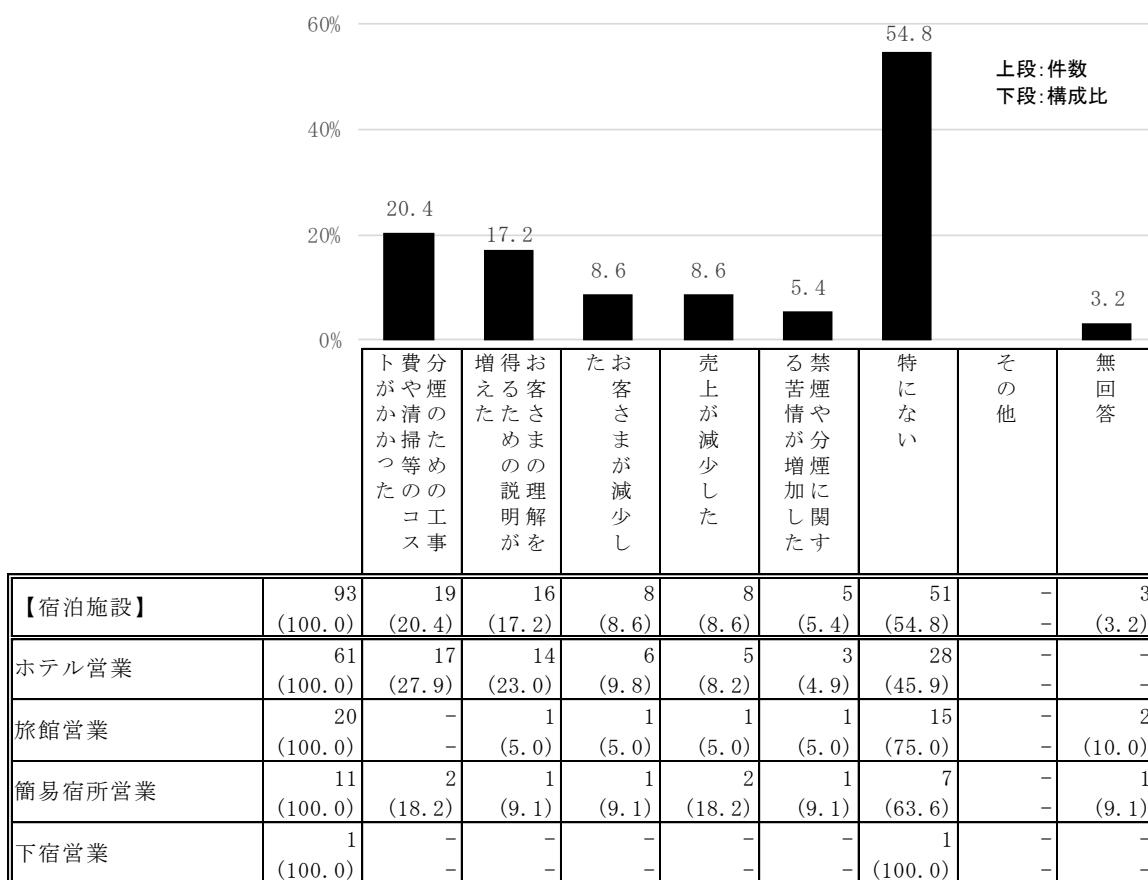


(13) 宴会場における取組を実施したことによるデメリット<問 15-3>

[問 15-1 で「2 途中から」と回答した宿泊施設]

「特にない」が54.8%と多いが、デメリットの内容としては、「分煙のための工事費や清掃等のコストがかかった」(20.4%)、「お客さまの理解を得るための説明が増えた」(17.2%)、「お客さまが減少した」「売上が減少した」(8.6%)の順となっている。

図 15-3 受動喫煙防止の取組のデメリット (n=93 複数回答)



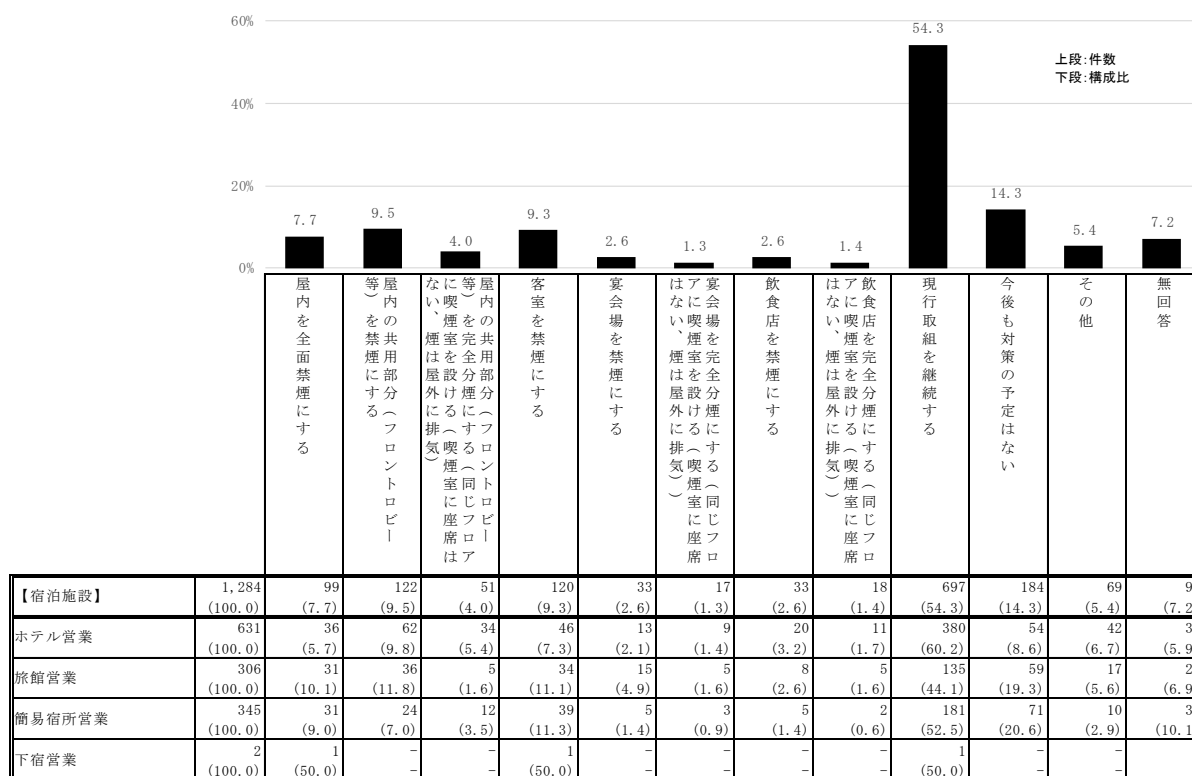
(14) 今後の受動喫煙防止対策の予定<問16>

① 全体

受動喫煙防止対策の今後の予定を複数回答で聞いたところ、「現行取組を継続する」が54.3%と5割を超えており、一方で「今後も対策の予定はない」も14.3%となっている。具体的対策については、「屋内の共用部分（フロントロビー等）を禁煙にする」、「客室を禁煙にする」がそれぞれ1割弱となっている。

業種別にみると、「今後も対策の予定はない」は<旅館営業><簡易宿所営業>で高く、「現行取組を継続する」は<ホテル営業>で高い。

図 16-1 今後の受動喫煙防止対策予定 (n=1,284 複数回答)



② 全面禁煙をしている宿泊施設の今後の予定

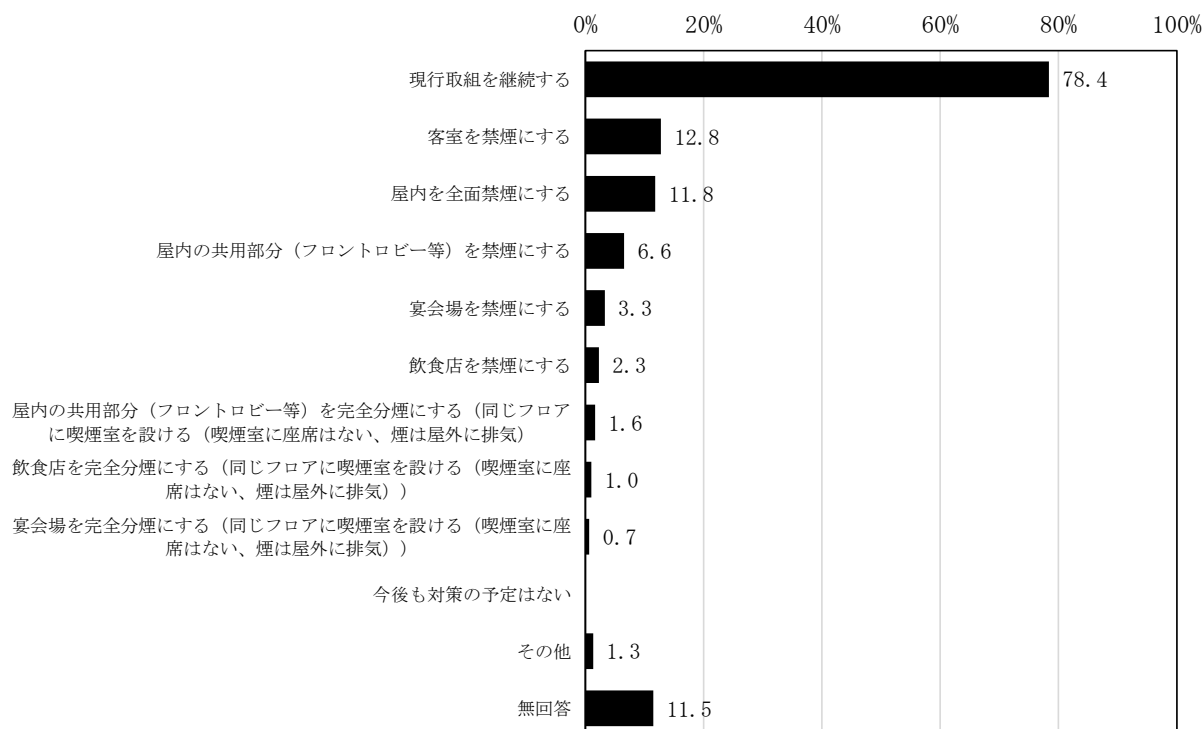
[問 12-1 で「1 屋内は全面禁煙にしている」と回答した宿泊施設]

概ね「現行取組を継続する」(78.4%)と回答している。

表 16-1 全面禁煙の宿泊施設の今後の予定 (n=305 複数回答)

	件数	構成比
現行取組を継続する	239	78.4%
客室を禁煙にする	39	12.8%
屋内を全面禁煙にする	36	11.8%
屋内の共用部分（フロントロビー等）を禁煙にする	20	6.6%
宴会場を禁煙にする	10	3.3%
飲食店を禁煙にする	7	2.3%
屋内の共用部分（フロントロビー等）を完全分煙にする（同じフロアに喫煙室を設ける（喫煙室に座席はない、煙は屋外に排気））	5	1.6%
飲食店を完全分煙にする（同じフロアに喫煙室を設ける（喫煙室に座席はない、煙は屋外に排気））	3	1.0%
宴会場を完全分煙にする（同じフロアに喫煙室を設ける（喫煙室に座席はない、煙は屋外に排気））	2	0.7%
今後も対策の予定はない	-	-
その他	4	1.3%
無回答	35	11.5%

図 16-2 全面禁煙の宿泊施設の今後の予定 (n=305 複数回答)



③ 分煙をしている宿泊施設の今後の予定

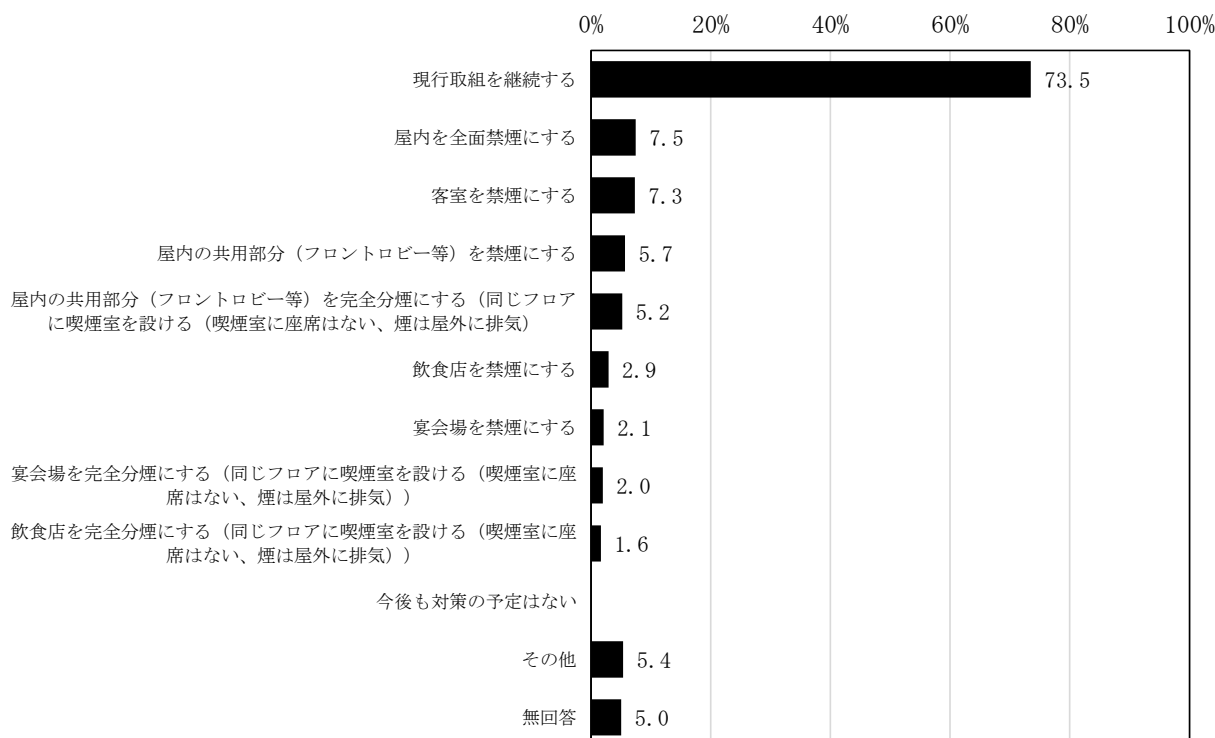
[問 12-1 で「2 屋内は分煙にしている」と回答した宿泊施設]

「現行取組を継続する」が73.5%と大半だが、「屋内を全面禁煙にする」と「客室を禁煙にする」にしようとしている施設も約7%ずつみられる。

表 16-2 分煙の宿泊施設の今後の予定 (n=615 複数回答)

	件数	構成比
現行取組を継続する	452	73.5%
屋内を全面禁煙にする	46	7.5%
客室を禁煙にする	45	7.3%
屋内の共用部分（フロントロビー等）を禁煙にする	35	5.7%
屋内の共用部分（フロントロビー等）を完全分煙にする（同じフロアに喫煙室を設ける（喫煙室に座席はない、煙は屋外に排気））	32	5.2%
飲食店を禁煙にする	18	2.9%
宴会場を禁煙にする	13	2.1%
宴会場を完全分煙にする（同じフロアに喫煙室を設ける（喫煙室に座席はない、煙は屋外に排気））	12	2.0%
飲食店を完全分煙にする（同じフロアに喫煙室を設ける（喫煙室に座席はない、煙は屋外に排気））	10	1.6%
今後も対策の予定はない	-	-
その他	33	5.4%
無回答	31	5.0%

図 16-3 分煙の宿泊施設の今後の予定 (n=615 複数回答)

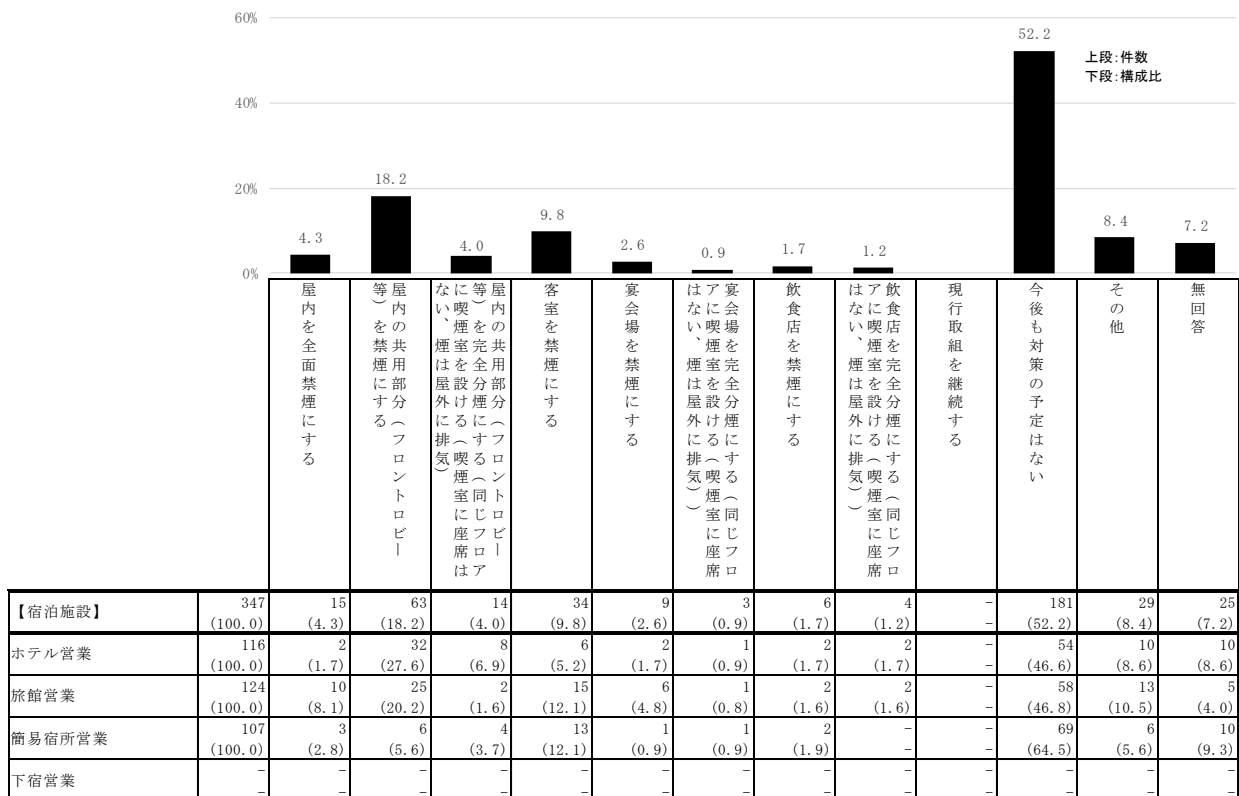


④ 対策をしていない宿泊施設の今後の予定

[問12-1で「3 禁煙や分煙の対策はしていない」と回答した宿泊施設]

「今後も対策の予定はない」が52.2%と半数以上に上る。具体的対策としては「屋内の共用部分（フロントロビー等）を禁煙にする」（18.2%）、「客室を禁煙にする」（9.8%）などが高くなっている。

図 16-4 対策をしていない宿泊施設の今後の予定（n=347 複数回答）



(15) 屋外喫煙所の状況<問17>

屋外の喫煙場所が「ない」は5割を占めているが、「屋外に喫煙場所を設置（入口付近に灰皿設置等）」(31.1%)、「屋外に喫煙席がある（テラス席・屋上の席、等）」(8.2%)を合わせ、屋外の喫煙場所がある宿泊施設は39.3%と4割に上る。

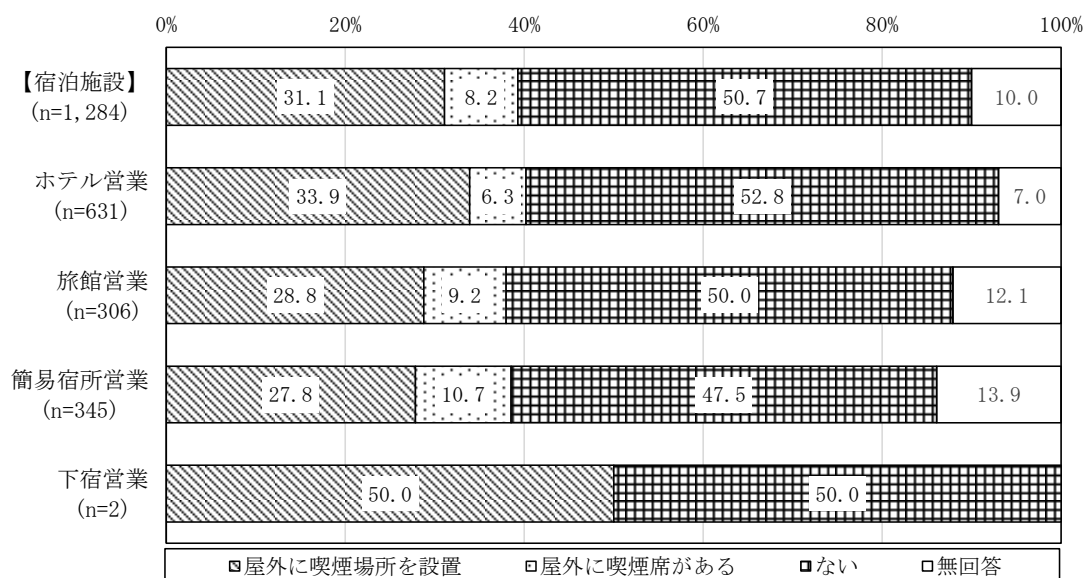
業種別にみても、<ホテル営業>で「屋外に喫煙場所を設置」がやや多くなっている。

表 17 屋外喫煙所の状況 (n=1,284)

上段：件数
下段：構成比

	屋外に喫煙場所を設置	屋外に喫煙席がある	ない	無回答	合計
【宿泊施設】	399 (31.1)	105 (8.2)	651 (50.7)	129 (10.0)	1,284 (100.0)
ホテル営業	214 (33.9)	40 (6.3)	333 (52.8)	44 (7.0)	631 (100.0)
旅館営業	88 (28.8)	28 (9.2)	153 (50.0)	37 (12.1)	306 (100.0)
簡易宿所営業	96 (27.8)	37 (10.7)	164 (47.5)	48 (13.9)	345 (100.0)
下宿営業	1 (50.0)	-	1 (50.0)	-	2 (100.0)

図 17 屋外喫煙所の状況 (n=1,284)



4 禁煙・分煙の取組の表示

(1) 表示状況<問 18>

◆禁煙や分煙の対策を行っている宿泊施設の表示状況

[問 12-1 で「1 屋内は全面禁煙にしている」または「2 屋内は分煙にしている」と回答した宿泊施設]

禁煙・分煙対策の対策を行っている宿泊施設の取組の表示状況を見ると、対策の実施を「表示している」が52.2%と半数を上回っているものの、「表示していない」も43.2%と多くみられる。

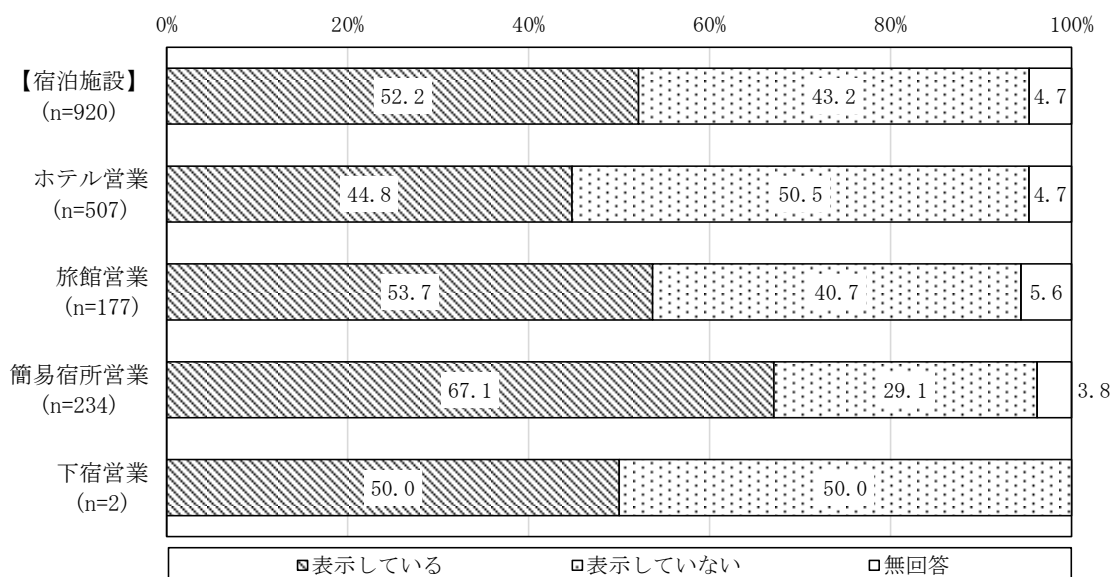
業種別にみると、「表示している」が最も多いのは<簡易宿所営業> (67.1%) であり、次いで<旅館営業> (53.7%)、<ホテル営業> (44.8%) の順である。

表 18-1 表示状況 (n=920)

	表示している	表示していない	無回答	合計
【宿泊施設】	480 (52.2)	397 (43.2)	43 (4.7)	920 (100.0)
ホテル営業	227 (44.8)	256 (50.5)	24 (4.7)	507 (100.0)
旅館営業	95 (53.7)	72 (40.7)	10 (5.6)	177 (100.0)
簡易宿所営業	157 (67.1)	68 (29.1)	9 (3.8)	234 (100.0)
下宿営業	1 (50.0)	1 (50.0)	-	2 (100.0)

上段：件数
下段：構成比

図 18-1 表示状況 (n=920)



◆禁煙や分煙の対策を行っていない宿泊施設の表示状況

[問 12-1 で「3 禁煙や分煙の対策はしていない」と回答した宿泊施設]

禁煙や分煙の対策を行っていない宿泊施設の取組の表示状況をみると、「表示している」施設が7.2%で、「表示していない」(83.9%)を大きく下回っている。

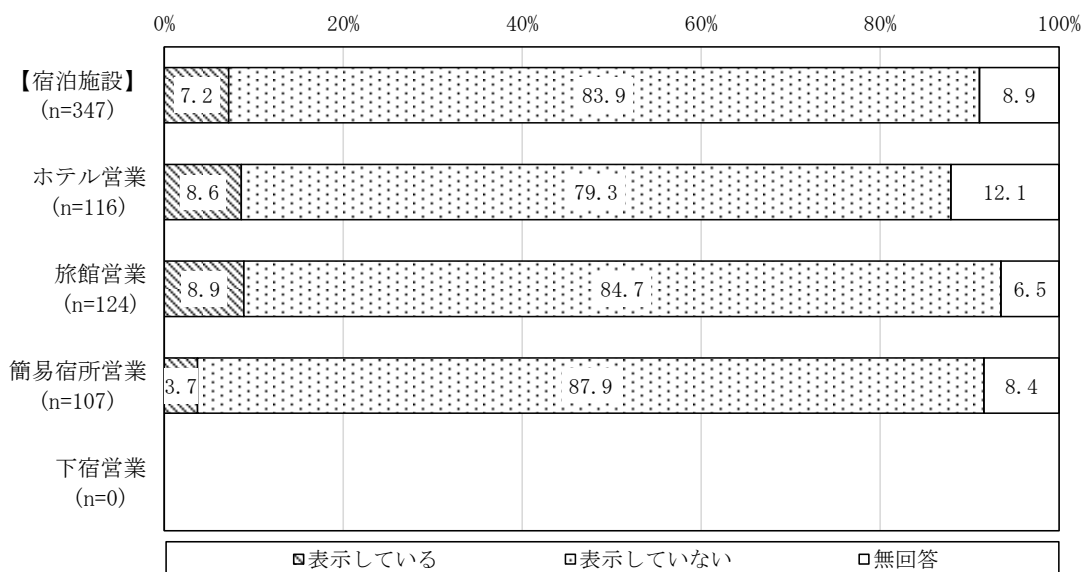
業種別にみると、「表示している」は<旅館営業>(8.9%)、<ホテル営業>(8.6%)でわずかながら多くなっている。

表 18-2 表示状況 (n=347)

上段：件数
下段：構成比

	表示している	表示していない	無回答	合計
【宿泊施設】	25 (7.2)	291 (83.9)	31 (8.9)	347 (100.0)
ホテル営業	10 (8.6)	92 (79.3)	14 (12.1)	116 (100.0)
旅館営業	11 (8.9)	105 (84.7)	8 (6.5)	124 (100.0)
簡易宿所営業	4 (3.7)	94 (87.9)	9 (8.4)	107 (100.0)
下宿営業	-	-	-	-

図 18-2 表示状況 (n=347)



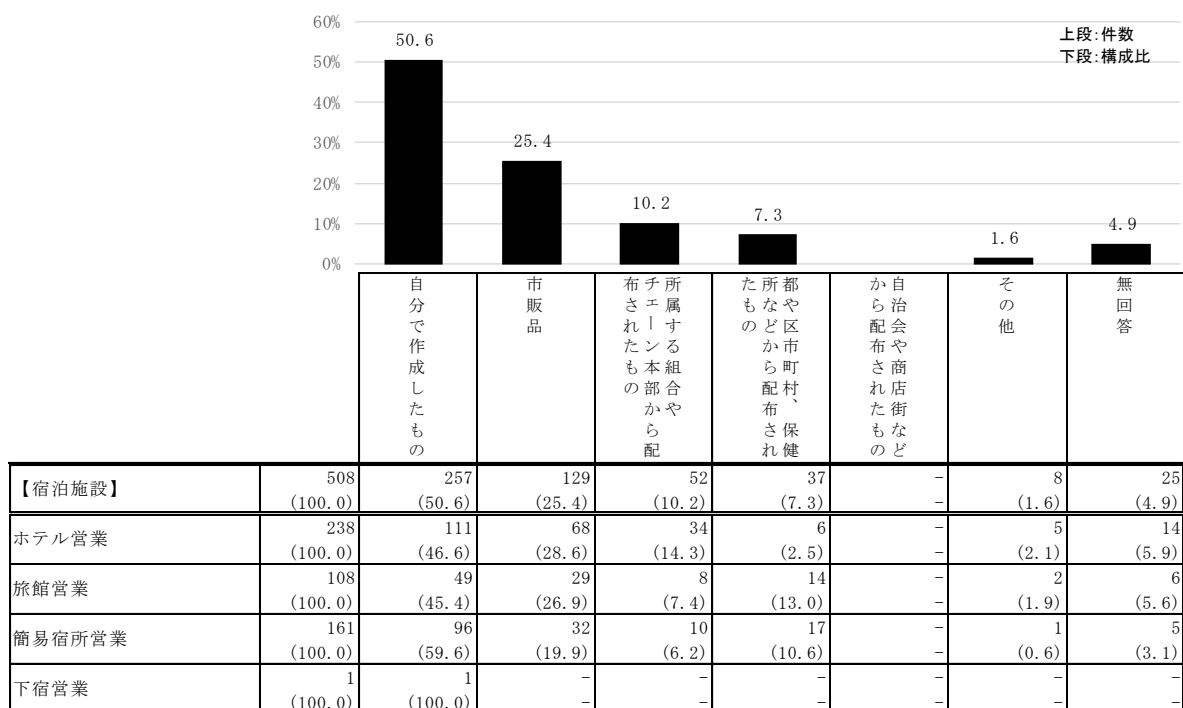
(2) 表示物の入手経路<問 19-1>

[問 18 で「1 表示している」と回答した宿泊施設]

表示物の入手経路としては、「自分で作成したもの」(50.6%)が5割を占め最も多い。次いで「市販品」(25.4%)、「所属する組合やチェーン本部から配布されたもの」(10.2%)、「都や区市町村、保健所などから配布されたもの」(7.3%)の順となっている。

業種別にみると、<簡易宿所営業>では「自分で作成したもの」が59.6%と多く、一方、「市販品」(19.9%)は少なくなっている。

表 19-1 表示物の入手経路 (n=508)



(3) 表示場所<問 19-2>

[問 18 で「1 表示している」と回答した宿泊施設]

表示場所としては、「屋内のみ（壁、座席など）に表示している」が54.3%と最も多く、5割を超えている。一方、「入口と屋内に表示している」は24.2%、「入口のみに表示している」は11.6%となっている。

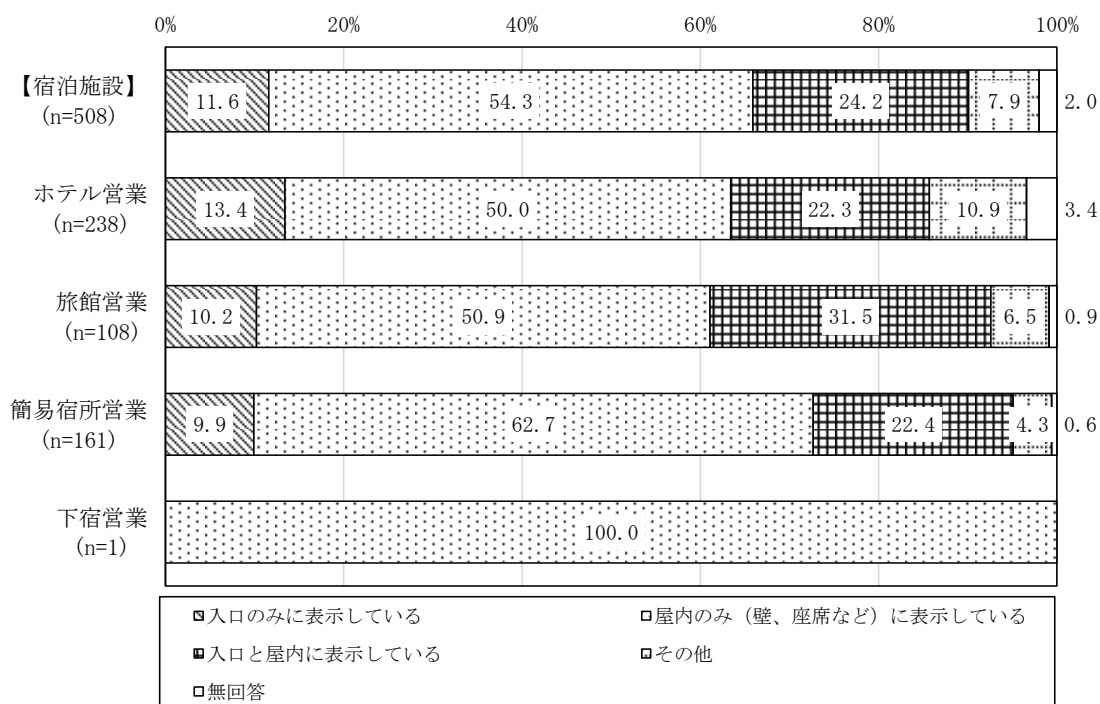
業種別にみると、<簡易宿所営業>では「屋内のみ（壁、座席など）に表示している」が62.7%と特に多く、<旅館営業>では「入口と屋内に表示している」（31.5%）施設も多くみられる。

表 19-2 表示場所 (n=508)

	入口のみに表示している	屋内のみ（壁、座席など）に表示している	入口と屋内に表示している	その他	無回答	合計
【宿泊施設】	59 (11.6)	276 (54.3)	123 (24.2)	40 (7.9)	10 (2.0)	508 (100.0)
ホテル営業	32 (13.4)	119 (50.0)	53 (22.3)	26 (10.9)	8 (3.4)	238 (100.0)
旅館営業	11 (10.2)	55 (50.9)	34 (31.5)	7 (6.5)	1 (0.9)	108 (100.0)
簡易宿所営業	16 (9.9)	101 (62.7)	36 (22.4)	7 (4.3)	1 (0.6)	161 (100.0)
下宿営業	-	1 (100.0)	-	-	-	1 (100.0)

上段：件数
下段：構成比

図 19-2 表示場所 (n=508)



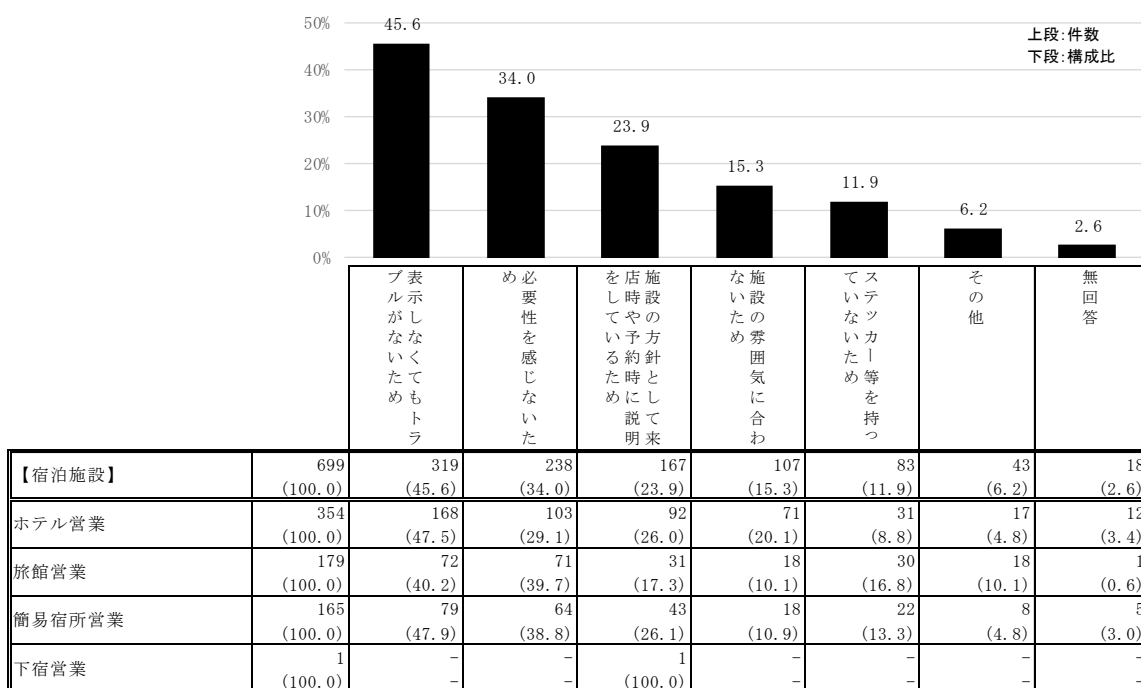
(4) 非表示理由<問 20>

[問 18 で「2 表示していない」と回答した宿泊施設]

屋内の禁煙や分煙の取組を表示していない理由は、「表示しなくてもトラブルがないため」が 45.6%で最も高く、以下「必要性を感じないため」(34.0%)、「施設の方針として来店時や予約時に説明をしているため」(23.9%)の順となっている。

業種別にみると、<簡易宿所営業>と<旅館営業>では「必要性を感じないため」、さらに<旅館営業>では「ステッカー等を持っていないため」、<ホテル営業>では「施設の雰囲気合わないため」なども相対的に高くなっている。

図 20 非表示理由 (n=699 複数回答)



5 従業員に対する受動喫煙対策について

(1) 経営者・管理者の喫煙習慣<問 21>

経営者・管理者の喫煙習慣について聞いたところ、「喫煙習慣がある」が33.7%、「喫煙習慣はない」(60.1%)であった。

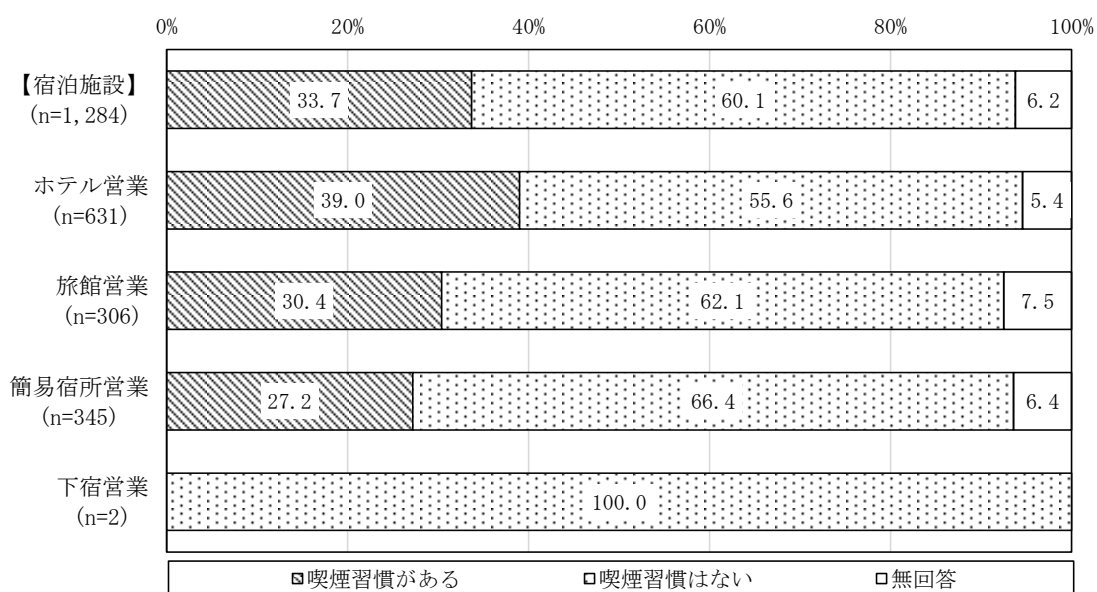
業種別にみると、「喫煙習慣がある」は<ホテル営業> (39.0%) に多くなっている。

表 21 経営者・管理者の喫煙習慣 (n=1,284)

	喫煙習慣がある	喫煙習慣はない	無回答	合計
【宿泊施設】	433 (33.7)	772 (60.1)	79 (6.2)	1,284 (100.0)
ホテル営業	246 (39.0)	351 (55.6)	34 (5.4)	631 (100.0)
旅館営業	93 (30.4)	190 (62.1)	23 (7.5)	306 (100.0)
簡易宿所営業	94 (27.2)	229 (66.4)	22 (6.4)	345 (100.0)
下宿営業	-	2 (100.0)	-	2 (100.0)

上段：件数
下段：構成比

図 21 経営者・管理者の喫煙習慣 (n=1,284)



(2) 従業員の喫煙の有無（経営者や管理者を除く）〈問 22〉

[問 4 で「1～6」従業員がいると回答した宿泊施設]

宿泊施設の従業員に喫煙者がいるかどうかの設問では、「いる」が72.3%と7割強を占めている。

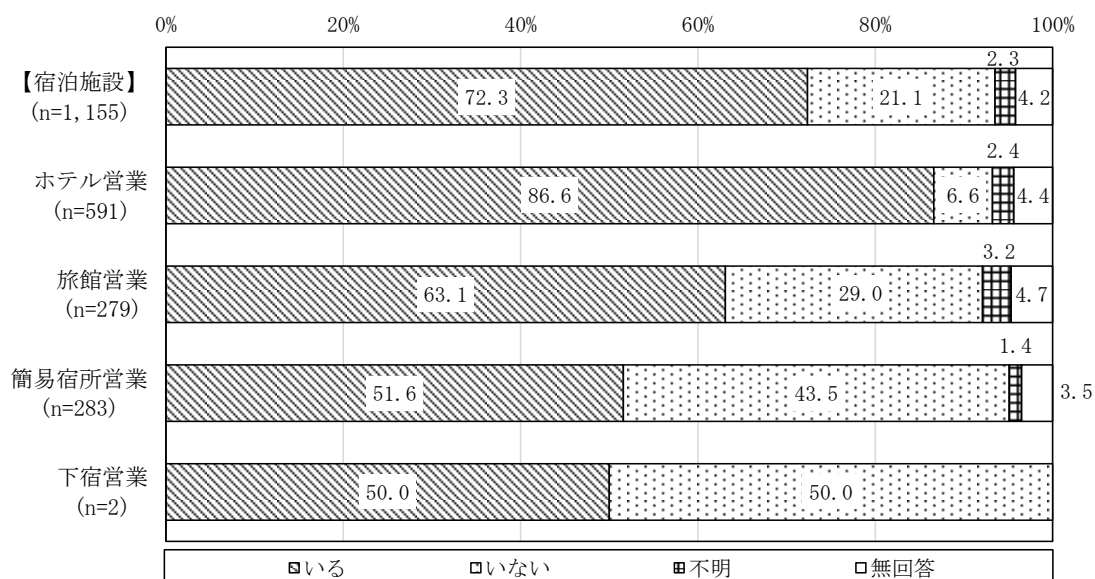
業種別にみると、〈ホテル営業〉では「いる」が86.6%と、〈旅館営業〉の63.1%、〈簡易宿所営業〉の51.6%を大きく上回っている。

表 22 従業員の喫煙の有無 (n=1,155)

上段：件数
下段：構成比

	いる	いない	不明	無回答	合計
【宿泊施設】	835 (72.3)	244 (21.1)	27 (2.3)	49 (4.2)	1,155 (100.0)
ホテル営業	512 (86.6)	39 (6.6)	14 (2.4)	26 (4.4)	591 (100.0)
旅館営業	176 (63.1)	81 (29.0)	9 (3.2)	13 (4.7)	279 (100.0)
簡易宿所営業	146 (51.6)	123 (43.5)	4 (1.4)	10 (3.5)	283 (100.0)
下宿営業	1 (50.0)	1 (50.0)	-	-	2 (100.0)

図 22 従業員の喫煙の有無 (n=1,155)



(3) 募集・採用時での禁煙・分煙・喫煙状況の説明有無<問 23>

[問 4 で「1～6」 従業員がいると回答した宿泊施設]

募集・採用時点で禁煙・分煙・喫煙等の状況を「説明している」宿泊施設は30.8%であり、「説明していない」施設（57.6%）の半数にとどまっている。

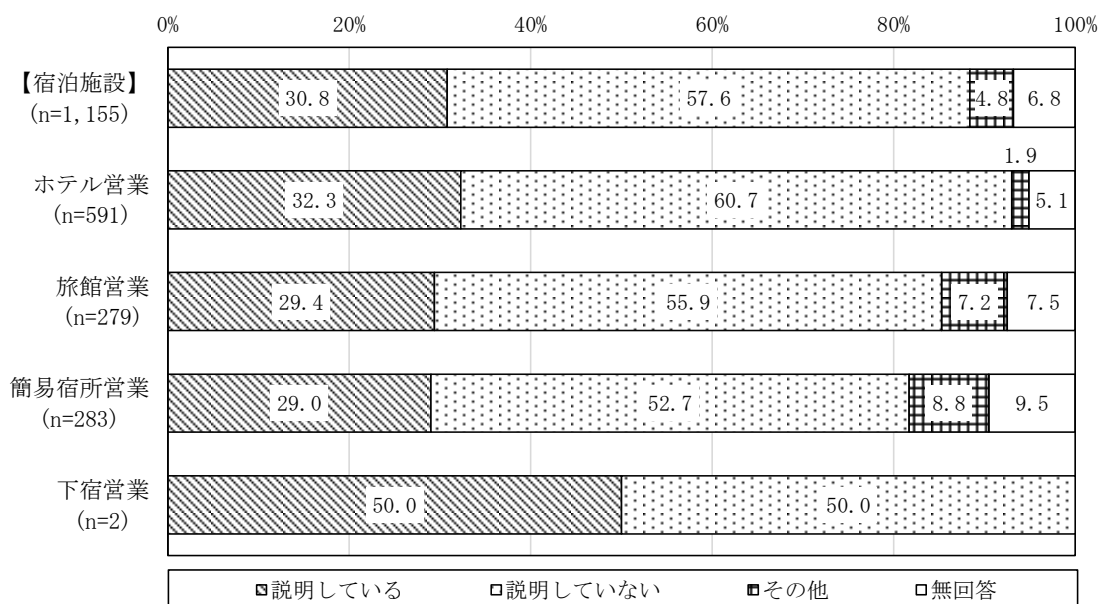
業種別にみても、「説明している」割合に大きな差はみられない。

表 23 募集・採用時での禁煙・分煙・喫煙状況の説明の有無 (n=1,155)

上段：件数
下段：構成比

	説明している	説明していない	その他	無回答	合計
【宿泊施設】	356 (30.8)	665 (57.6)	56 (4.8)	78 (6.8)	1,155 (100.0)
ホテル営業	191 (32.3)	359 (60.7)	11 (1.9)	30 (5.1)	591 (100.0)
旅館営業	82 (29.4)	156 (55.9)	20 (7.2)	21 (7.5)	279 (100.0)
簡易宿所営業	82 (29.0)	149 (52.7)	25 (8.8)	27 (9.5)	283 (100.0)
下宿営業	1 (50.0)	1 (50.0)	-	-	2 (100.0)

図 23 募集・採用時での禁煙・分煙・喫煙状況の説明の有無 (n=1,155)



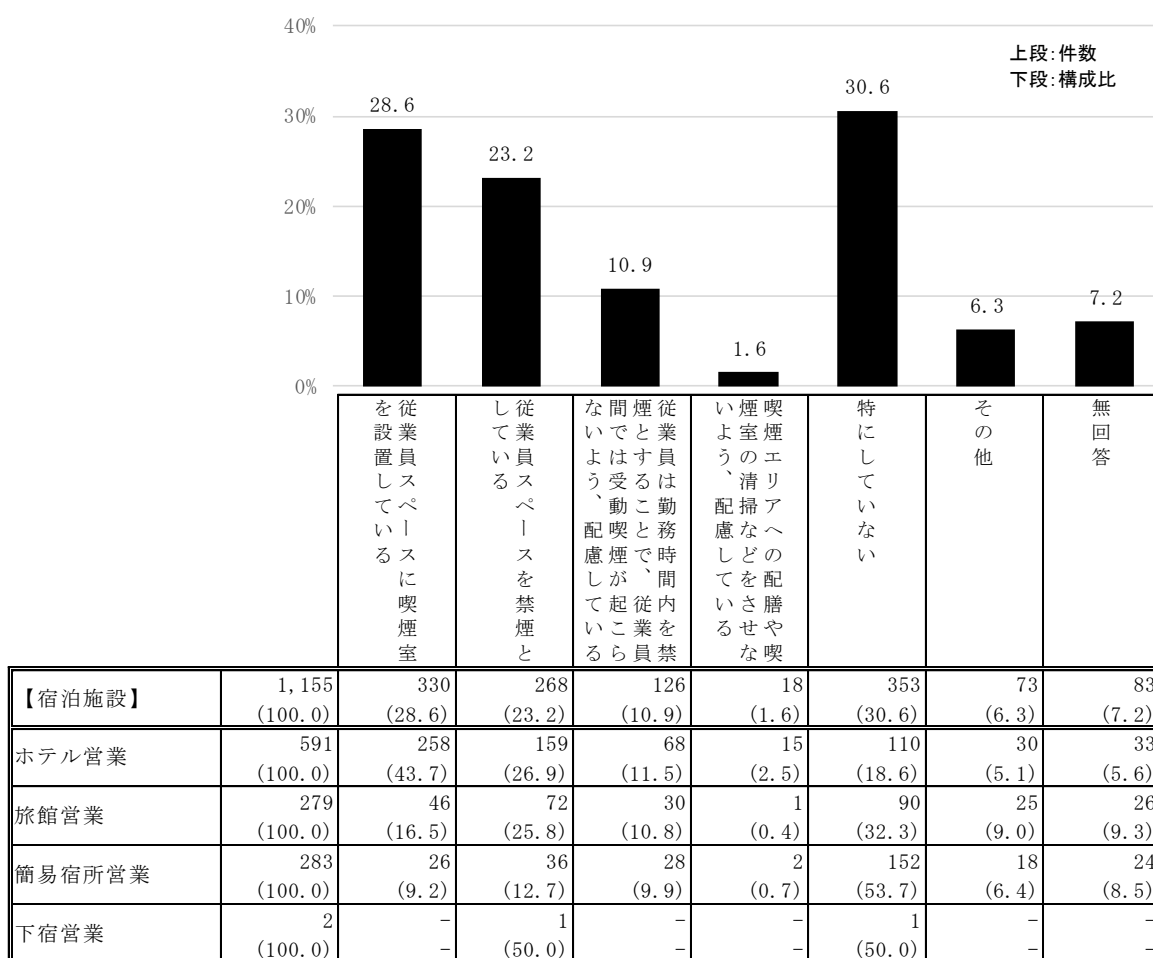
(4) 従業員に対する受動喫煙防止対策の内容<問 24>

[問 4 で「1～6」従業員がいると回答した宿泊施設]

「特にしていない」が30.6%と約3割で最も多く、対策内容としては、「従業員スペースに喫煙室を設置している」(28.6%)、「従業員スペースを禁煙としている」(23.2%)、「従業員は勤務時間内を禁煙とすることで、従業員間では受動喫煙が起こらないよう、配慮している」(10.9%)などの順となっている。

<ホテル営業>では、「従業員スペースに喫煙室を設置している」(43.7%)が突出して高く、<簡易宿所営業>や<旅館営業>では「特にしていない」が高くなっている。

図 24 従業員に対する受動喫煙防止対策の内容 (n=1,155 複数回答)



(5) 未成年従業員に対する受動喫煙防止対策<問 25> 自由回答のまとめ

〔「従業員がいる」宿泊施設〕(自由回答の回答者)

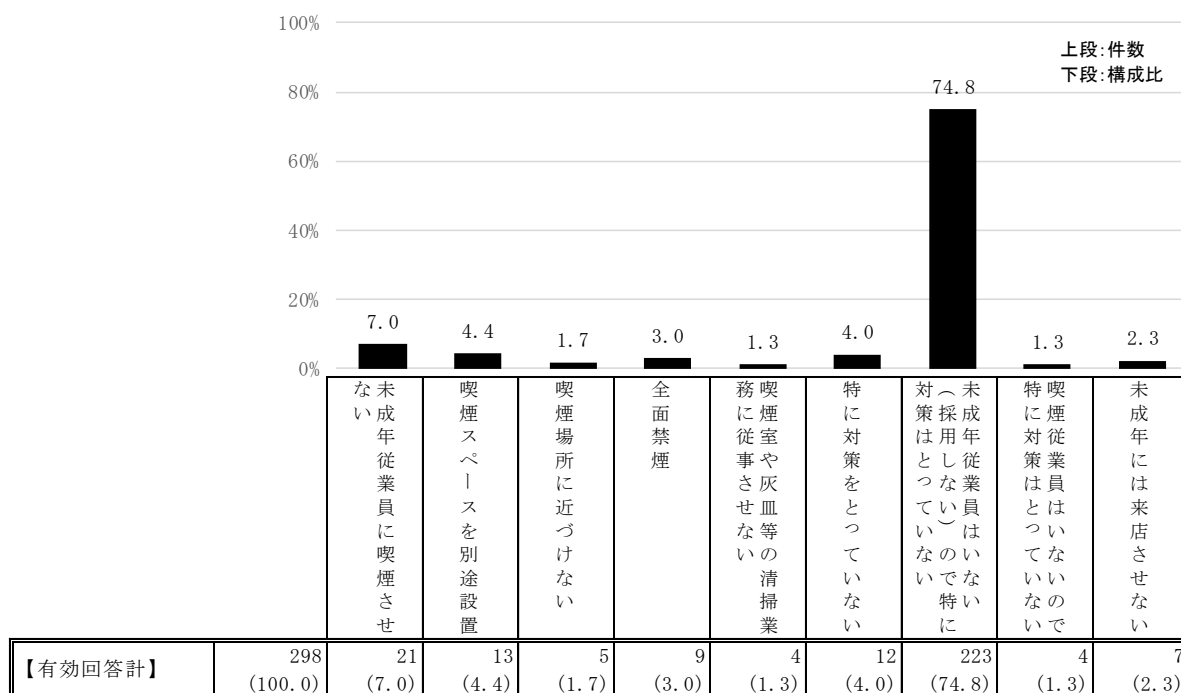
自由回答を集計した結果、「未成年従業員はいない(採用しない)ので特に対策はとっていない」(74.8%)とする施設が7割を占める。

対策内容としては、「未成年従業員に喫煙させない」(7.0%)とする法規定上当然の施策のほかに「喫煙スペースを別途設置している」(4.4%)、「全面禁煙」(3.0%)などが上位にあげられている。

表 25 未成年従業員に対する受動喫煙防止対策 (n=298)

	件数	構成比
未成年従業員に喫煙させない	21	7.0%
喫煙スペースを別途設置	13	4.4%
喫煙場所に近づけない	5	1.7%
全面禁煙	9	3.0%
喫煙室や灰皿等の清掃業務に従事させない	4	1.3%
特に対策をとっていない	12	4.0%
未成年従業員はいない(採用しない)ので特に対策はとっていない	223	74.8%
喫煙従業員はいないので特に対策はとっていない	4	1.3%
未成年には来店させない	7	2.3%
合計	298	100.0%

図 25 未成年従業員に対する受動喫煙防止対策 (n=298)

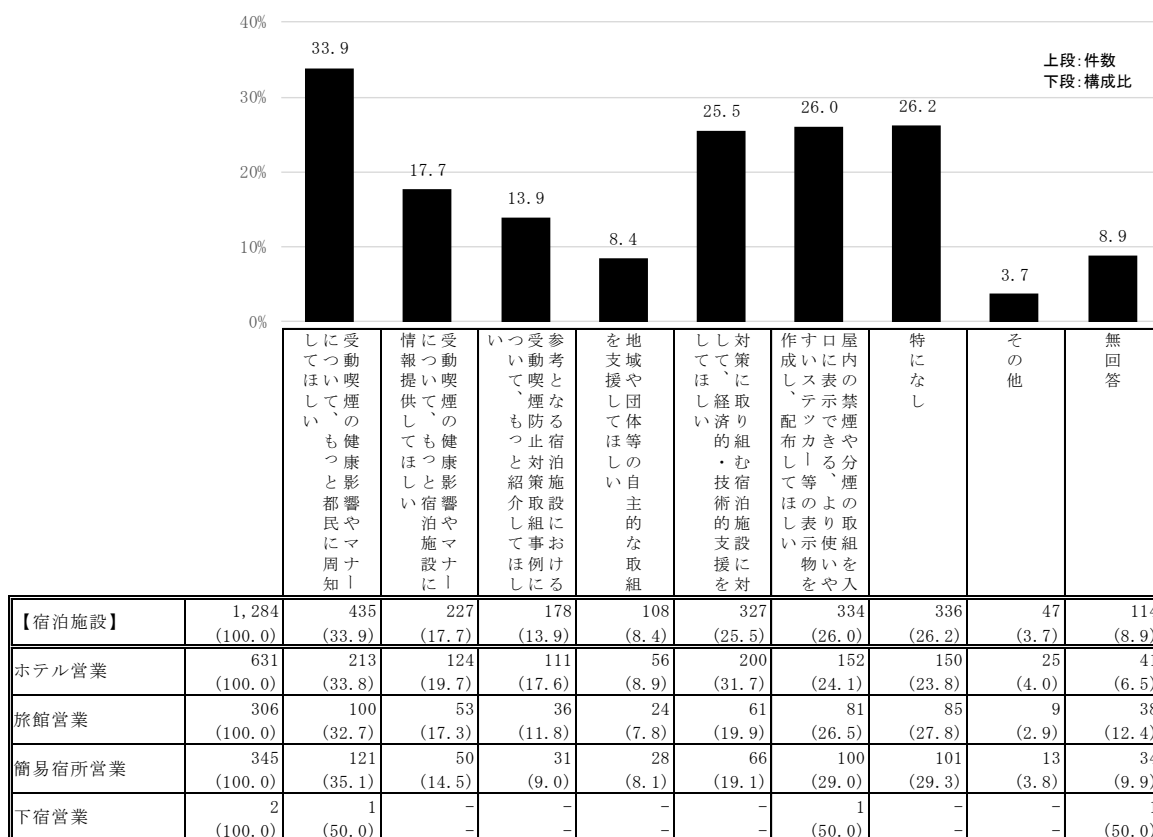


6 東京都への要望<問 26>

「受動喫煙の健康影響やマナーについて、もっと都民に周知してほしい」(33.9%)とする要望が最も多く、以下「屋内の禁煙や分煙の取組を入口に表示できる、より使いやすいステッカー等の表示物を作成し、配布してほしい」(26.0%)、「対策に取り組む宿泊施設に対して、経済的・技術的支援をしてほしい」(25.5%)、「受動喫煙の健康影響やマナーについて、もっと宿泊施設に情報提供してほしい」(17.7%)、「参考となる宿泊施設における受動喫煙防止対策取組事例について、もっと紹介してほしい」(13.9%)「地域や団体等の自主的な取組を支援してほしい」(8.4%)が続いている。

業種別にみると、<ホテル営業>では「対策に取り組む宿泊施設に対して、経済的・技術的支援をしてほしい」が高くなっている。

図 26 東京都への要望 (n=1,284 複数回答)



7 法律や条例に関する考え方

(1) 受動喫煙防止対策における国の法律による全国統一的な規制について<問 27-1、問 27-2>

① 規制への意見<問 27-1>と具体的な規制内容<問 27-2>

[具体的な規制内容は、問 27-1 で「1 法律による規制がある方が良い」と回答した宿泊施設]

全国統一的な規制については、「法律による規制がある方が良い」が49.4%と5割を占め、「法律による規制はしてほしくない」(39.2%)を上回っている。

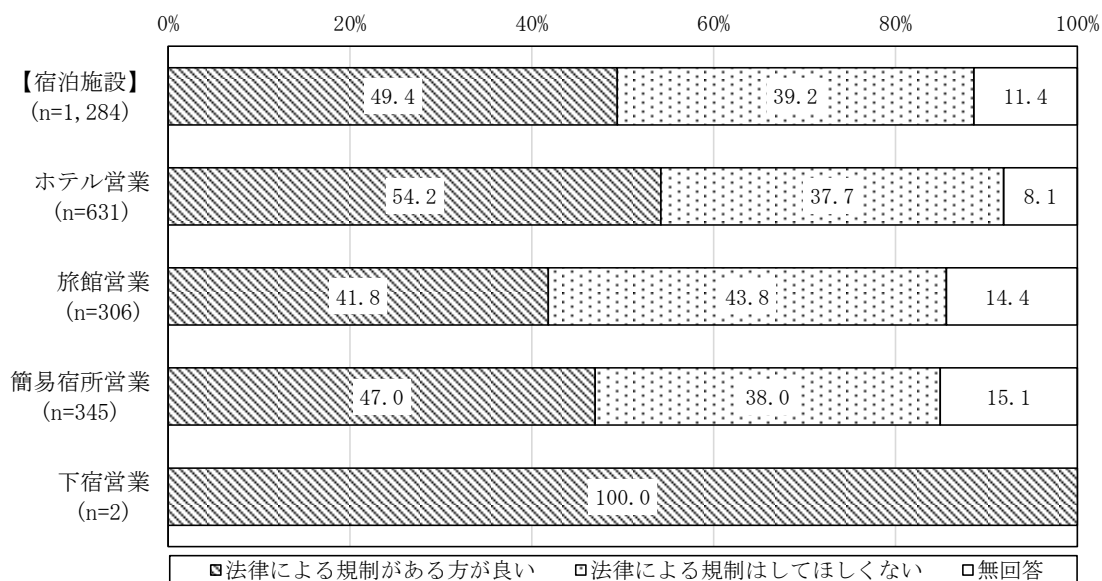
業種別にみると、<ホテル営業>では「法律による規制がある方が良い」が54.2%となり、<簡易宿所営業>(47.0%)や<旅館営業>(41.8%)よりもやや高くなっている。

表 27-1 国の法律による規制について (n=1,284)

	法律による規制がある方が良い	法律による規制はしてほしくない	無回答	合計
【宿泊施設】	634 (49.4)	503 (39.2)	147 (11.4)	1,284 (100.0)
ホテル営業	342 (54.2)	238 (37.7)	51 (8.1)	631 (100.0)
旅館営業	128 (41.8)	134 (43.8)	44 (14.4)	306 (100.0)
簡易宿所営業	162 (47.0)	131 (38.0)	52 (15.1)	345 (100.0)
下宿営業	2 (100.0)	-	-	2 (100.0)

上段：件数
下段：構成比

図 27-1 国の法律による規制について (n=1,284)



具体的な規制内容については、「国が罰則付き法律を制定する」が54.4%と半数を超えており、「国が罰則なしの法律を制定する」(22.1%)、「国が適用除外施設を設けた罰則付き法律を制定する」(21.1%)を大きく上回っている。

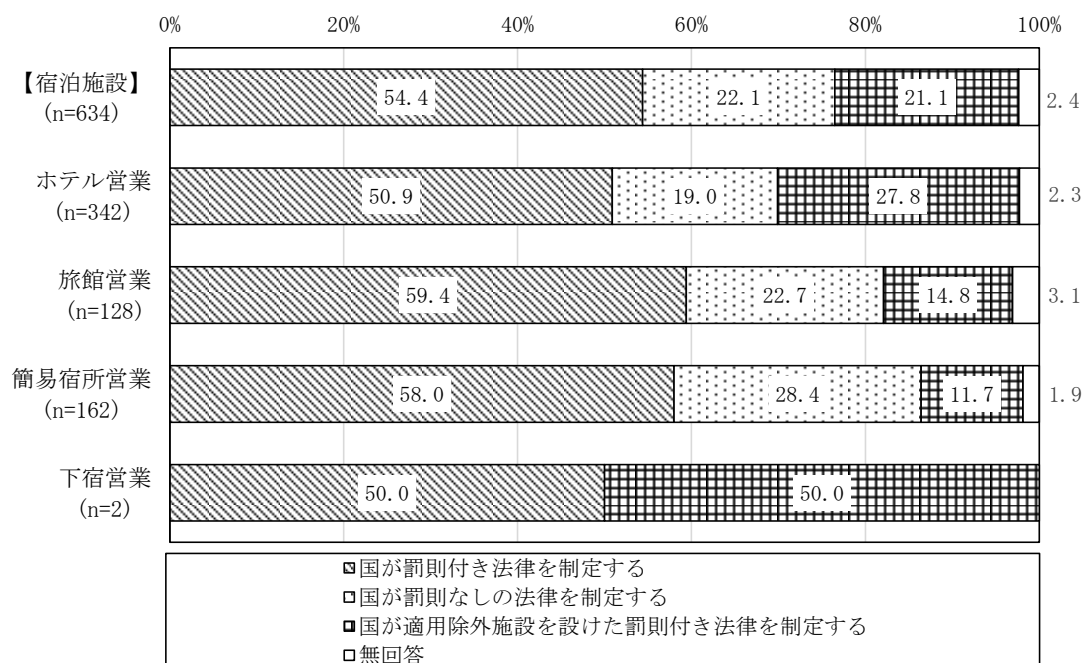
「国が罰則なしの法律を制定する」は<簡易宿所営業>で28.4%、「国が適用除外施設を設けた罰則付き法律を制定する」は<ホテル営業>で27.8%とそれぞれ高くなっている。

表 27-2 具体的な規制内容 (n=634)

	国が罰則付き法律を制定する	国が罰則なしの法律を制定する	国が適用除外施設を設けた罰則付き法律を制定する	無回答	合計
【宿泊施設】	345 (54.4)	140 (22.1)	134 (21.1)	15 (2.4)	634 (100.0)
ホテル営業	174 (50.9)	65 (19.0)	95 (27.8)	8 (2.3)	342 (100.0)
旅館営業	76 (59.4)	29 (22.7)	19 (14.8)	4 (3.1)	128 (100.0)
簡易宿所営業	94 (58.0)	46 (28.4)	19 (11.7)	3 (1.9)	162 (100.0)
下宿営業	1 (50.0)	-	1 (50.0)	-	2 (100.0)

上段：件数
下段：構成比

図 27-2 具体的な規制内容 (n=634)



(2) 受動喫煙防止対策における東京都及び区市町村の条例による独自の規制について<問 28-1、問 28-2>

① 規制への意見<問 28-1>と具体的な規制内容<問 28-2>

[具体的な規制内容は、問 28-1 で「1 条例による規制がある方が良い」と回答した宿泊施設]

東京都及び区市町村の条例による独自の規制については、「条例による規制があるほうが良い」(54.8%)が「条例による規制はしてほしくない」(33.3%)を大きく上回る。

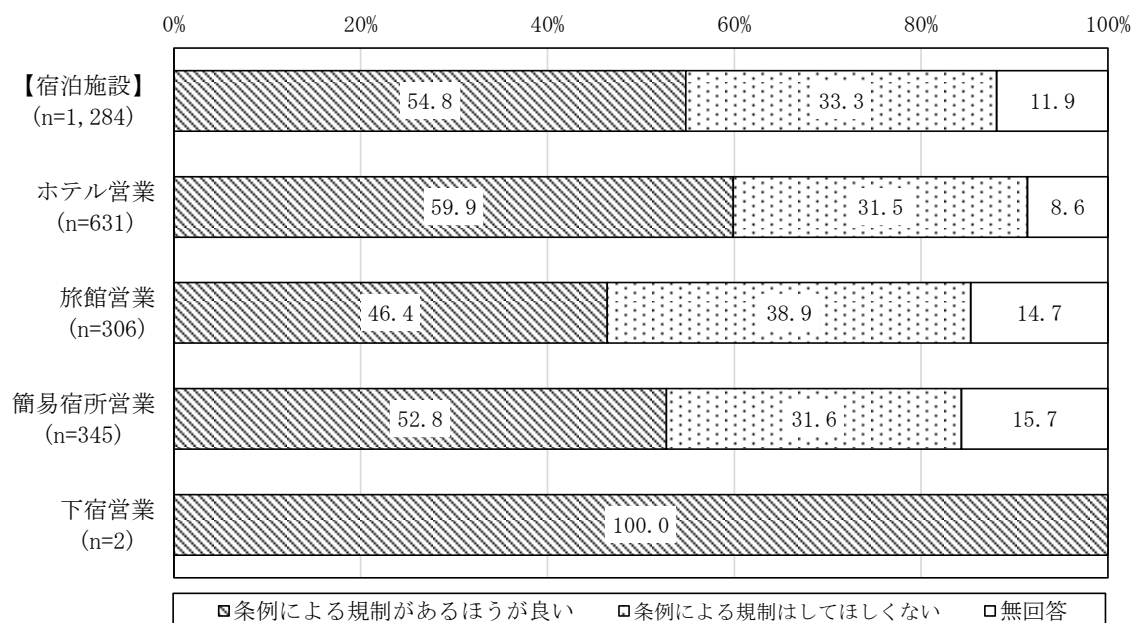
「条例による規制がある方が良い」は<ホテル営業>(59.9%)で、「条例による規制はしてほしくない」は<旅館営業>(38.9%)で高くなっている。

表 28-1 東京都及び区市町村の条例による規制について (n=1,284)

	条例による規制がある方が良い	条例による規制はしてほしくない	無回答	合計
【宿泊施設】	704 (54.8)	427 (33.3)	153 (11.9)	1,284 (100.0)
ホテル営業	378 (59.9)	199 (31.5)	54 (8.6)	631 (100.0)
旅館営業	142 (46.4)	119 (38.9)	45 (14.7)	306 (100.0)
簡易宿所営業	182 (52.8)	109 (31.6)	54 (15.7)	345 (100.0)
下宿営業	2 (100.0)	-	-	2 (100.0)

上段：件数
下段：構成比

図 28-1 東京都及び区市町村の条例による規制について (n=1,284)



具体的な規制内容については、「東京都及び区市町村が罰則付き条例を制定する」が53.4%で、「東京都及び区市町村が罰則なしの条例を制定する」(24.9%)、「東京都及び区市町村が適用除外施設を設けた罰則付き条例を制定する」(20.6%)を大きく上回った。

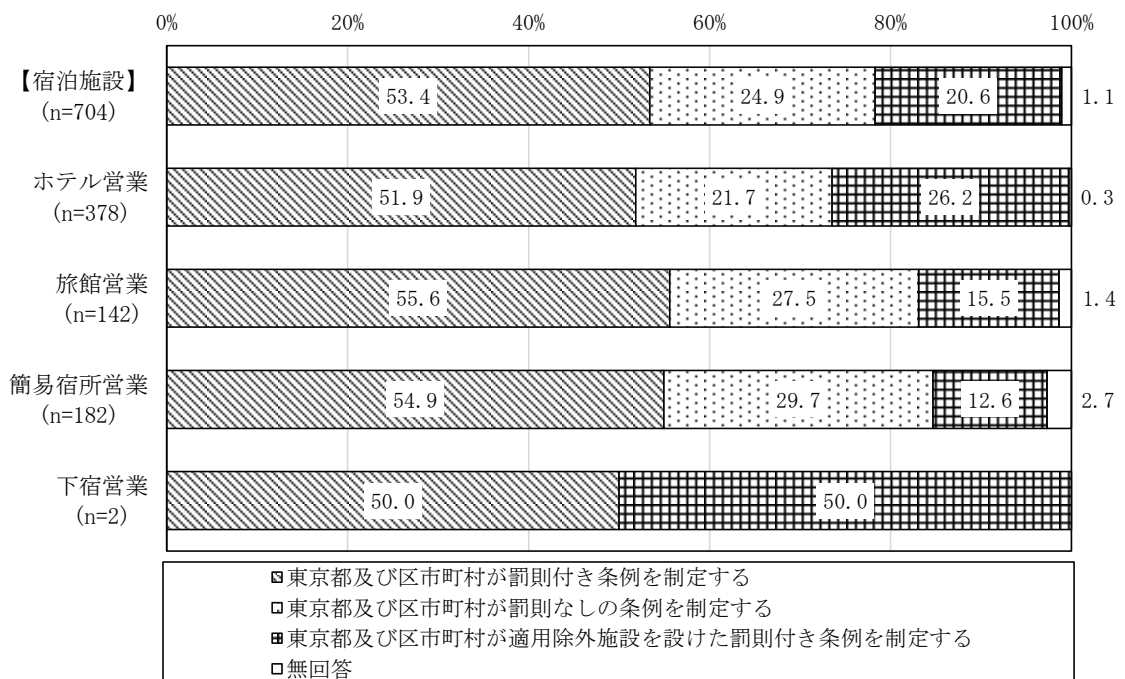
業種別にみると、「東京都及び区市町村が罰則付き条例を制定する」では差がみられないが、「東京都及び区市町村が罰則なしの条例を制定する」は<簡易宿所営業><旅館営業>で、「東京都及び区市町村が適用除外施設を設けた罰則付き条例を制定する」は<ホテル営業>で、それぞれ高くなっており、先の「国の法律」での規制による意見と同傾向にある。

表 28-2 具体的な規制内容 (n=704)

	東京都及び区市町村が罰則付き条例を制定する	東京都及び区市町村が罰則なしの条例を制定する	東京都及び区市町村が適用除外施設を設けた罰則付き条例を制定する	無回答	合計
【宿泊施設】	376 (53.4)	175 (24.9)	145 (20.6)	8 (1.1)	704 (100.0)
ホテル営業	196 (51.9)	82 (21.7)	99 (26.2)	1 (0.3)	378 (100.0)
旅館営業	79 (55.6)	39 (27.5)	22 (15.5)	2 (1.4)	142 (100.0)
簡易宿所営業	100 (54.9)	54 (29.7)	23 (12.6)	5 (2.7)	182 (100.0)
下宿営業	1 (50.0)	-	1 (50.0)	-	2 (100.0)

上段：件数
下段：構成比

図 28-2 具体的な規制内容 (n=704)



(3) 受動喫煙防止対策の強化に向けて示された規制案への賛否について<問 29-1、問 29-2>

① 規制案への賛否<問 29-1>と望ましい規制内容<問 29-2>

[望ましい規制内容は、問 29-1 で「2 案に反対である」と回答した宿泊施設]

◇規制案
旅館・ホテル（客室を除く）は原則屋内禁煙（喫煙室設置可）。

受動喫煙防止対策の強化にあたって、上記規制案を提示し意見を求めたところ、「案に賛成である」が50.9%となった。「案に反対である」は15.7%、「わからない・どちらともいえない」は24.8%である。

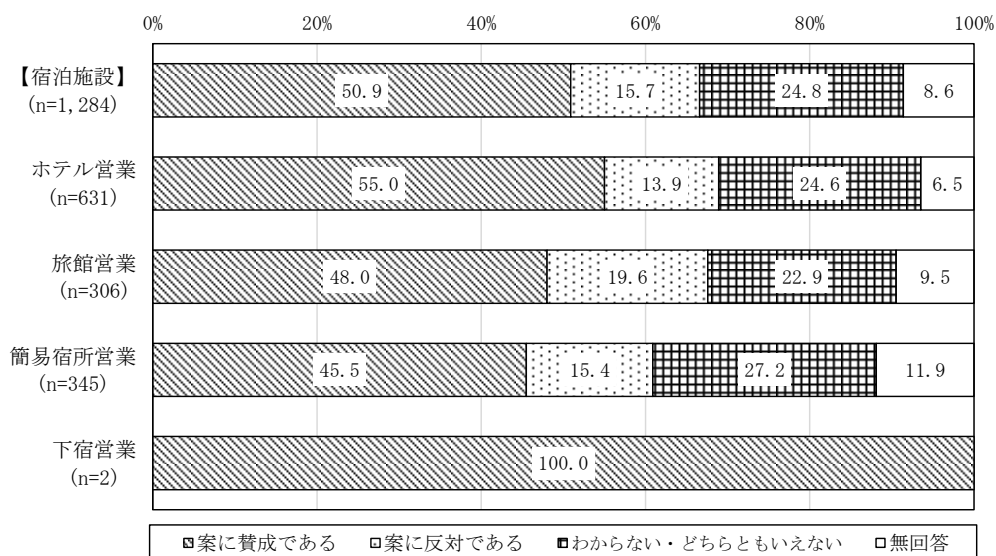
業種別にみると、「案に賛成である」は<ホテル営業>では55.0%と、<旅館営業>（48.0%）、<簡易宿所営業>（45.5%）を上回った。「案に反対である」は<旅館営業>（19.6%）が、<ホテル営業>（13.9%）や<簡易宿所営業>（15.4%）よりやや高い。

表 29-1 規制案への賛否 (n=1,284)

	案に賛成である	案に反対である	わからない・どちらともいえない	無回答	合計
【宿泊施設】	653 (50.9)	201 (15.7)	319 (24.8)	111 (8.6)	1,284 (100.0)
ホテル営業	347 (55.0)	88 (13.9)	155 (24.6)	41 (6.5)	631 (100.0)
旅館営業	147 (48.0)	60 (19.6)	70 (22.9)	29 (9.5)	306 (100.0)
簡易宿所営業	157 (45.5)	53 (15.4)	94 (27.2)	41 (11.9)	345 (100.0)
下宿営業	2 (100.0)	-	-	-	2 (100.0)

上段：件数
下段：構成比

図 29-1 規制案への賛否 (n=1,284)



規制案に反対とした宿泊施設に具体的に望ましい規制内容を聞いたところ、「規制は不要」が39.3%と最も多い。具体的な規制については「喫煙可、分煙、禁煙を施設が選択し、喫煙を認める場合は喫煙、分煙の店頭表示を義務化」(16.9%)、「共用部分は原則禁煙(喫煙室設置可)、宴会場及び飲食店は喫煙可、分煙、禁煙を施設が選択し、喫煙を認める場合は喫煙、分煙の店頭表示を義務化」(14.4%)が1割を超えている。

図 29-2-1 受動喫煙防止対策強化のための望ましい規制内容 (n=201)

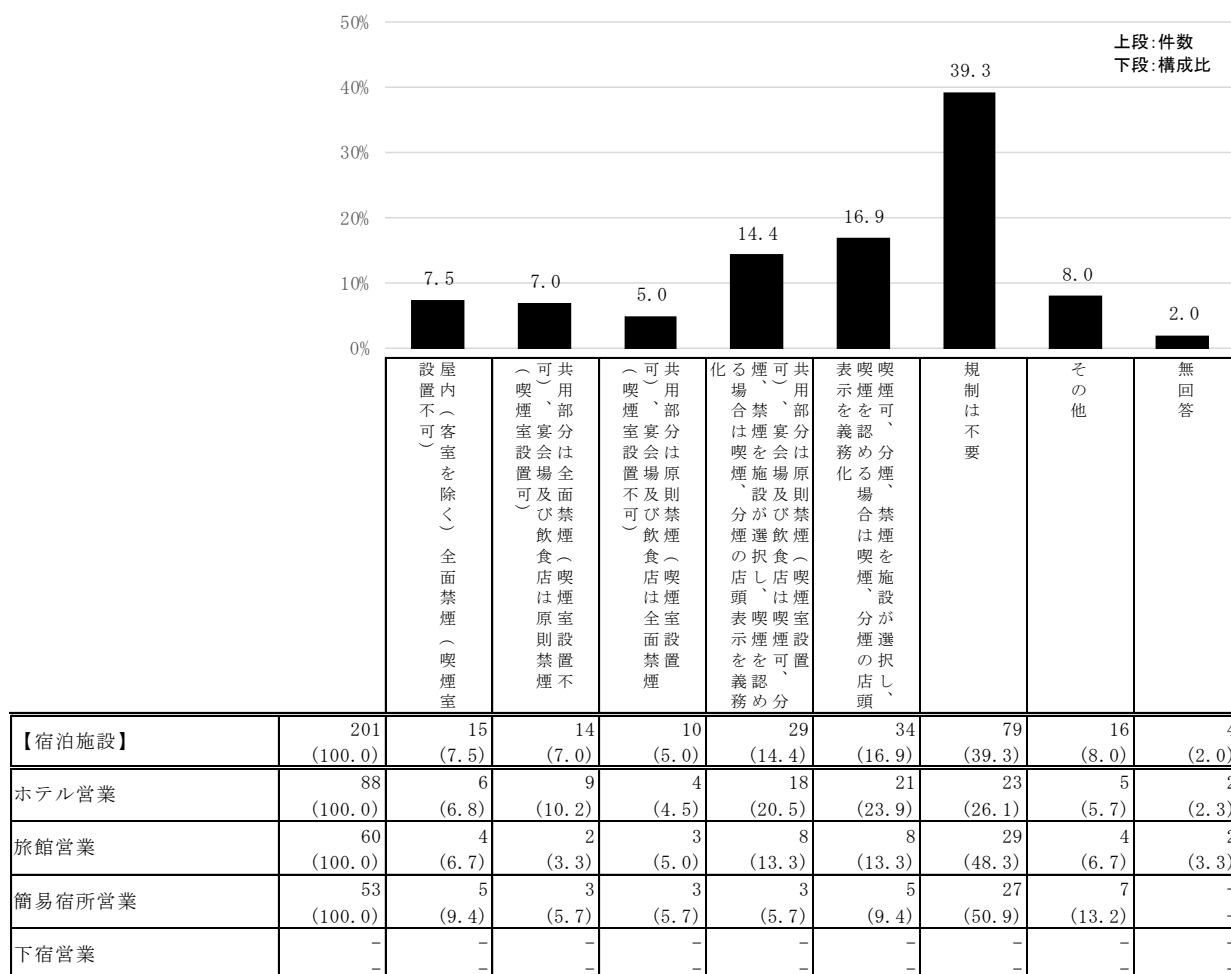
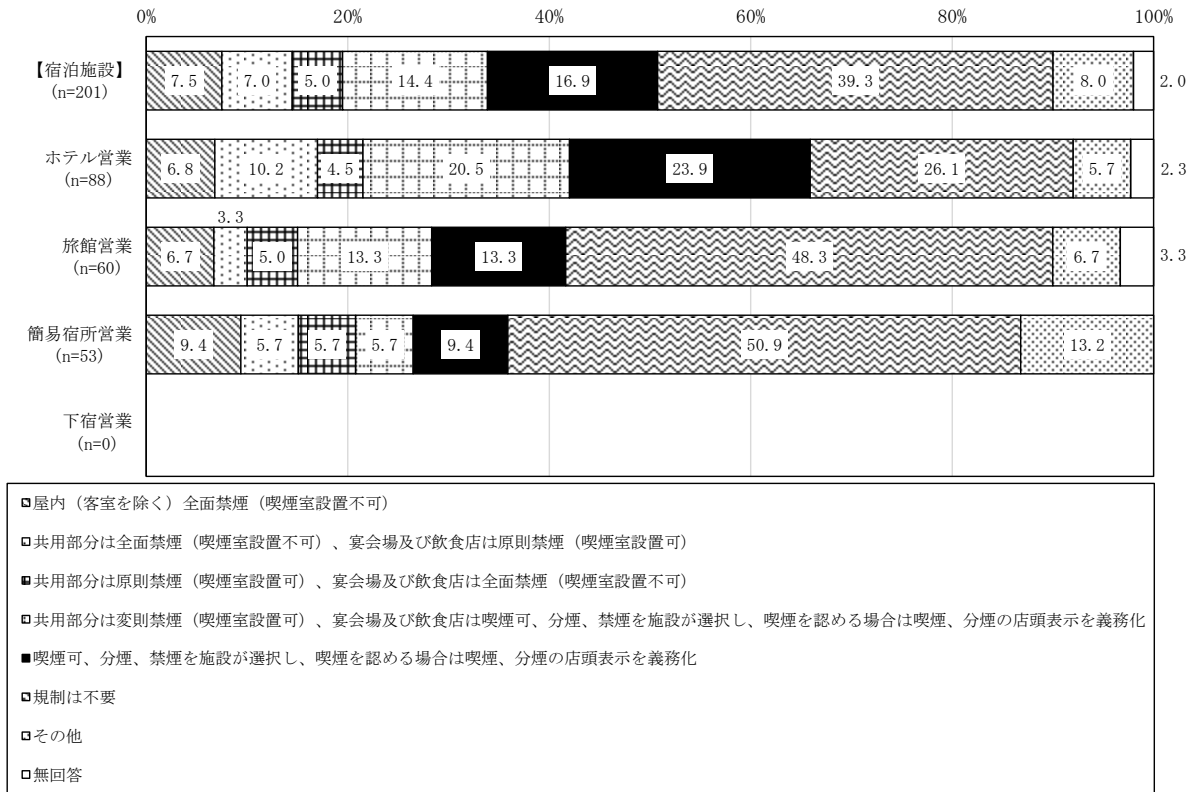


図 29-2-2 受動喫煙防止対策強化のための望ましい規制内容 (n=201)



(4) 規制案施行による施設経営への影響<問 30>

規制案が施行された場合の施設経営への影響を聞いたところ、「売上に影響はない」という意見が41.1%と最も多く、「わからない・どちらともいえない」が38.1%でこれに続く。「売上が減少する」は14.2%、「売上が増加する」は2.5%にとどまっている。

業種別にみると、「売上が減少する」という意見は<簡易宿所営業>でやや少ない。

図 30-1 規制案施行による施設経営への影響 (n=1,284)

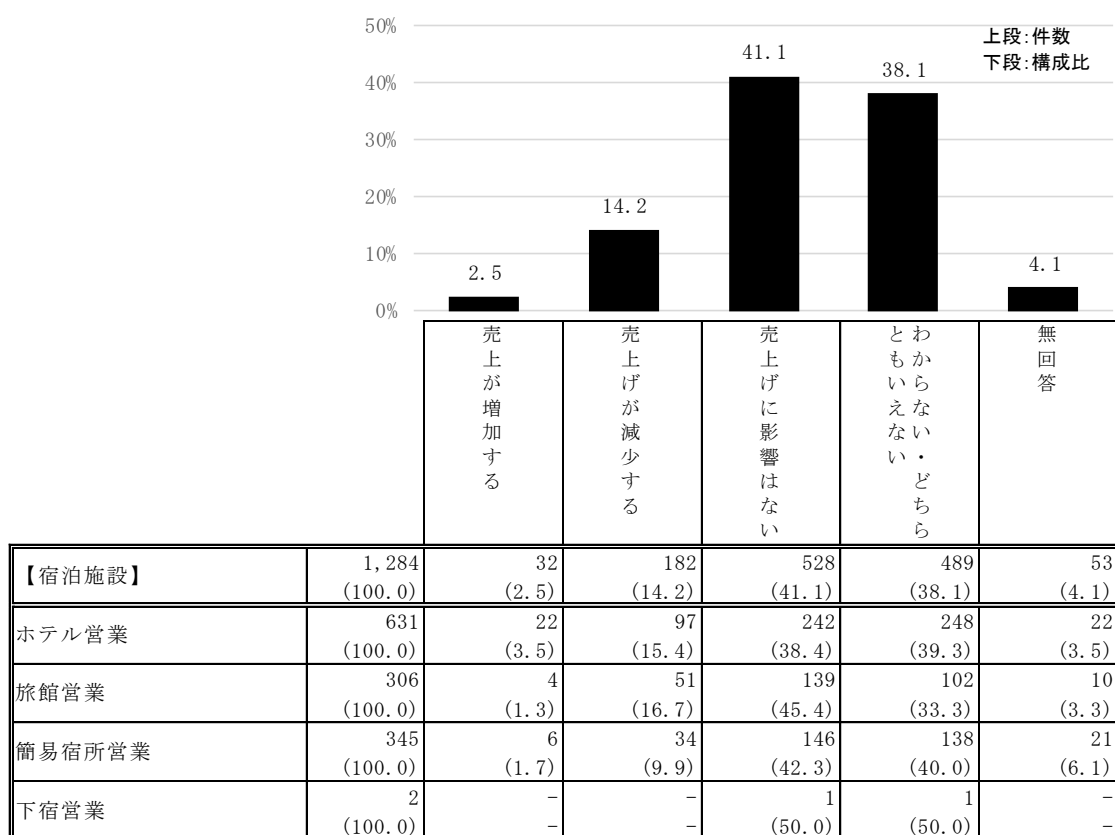
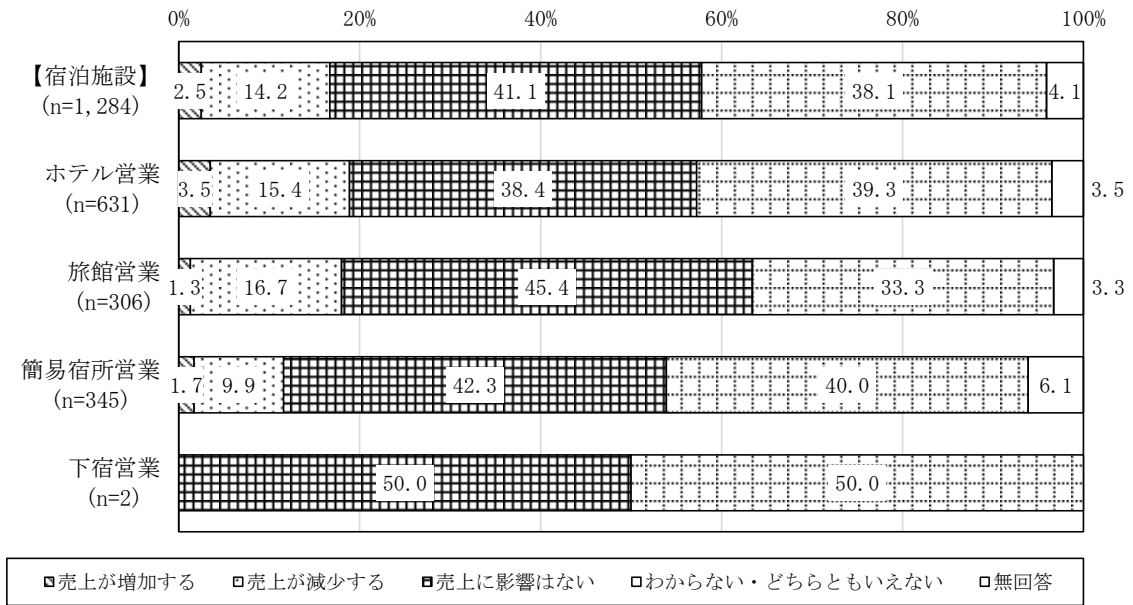


図 30-2 規制案施行による施設経営への影響 (n=1,284)



第3部 その他の意見

受動喫煙防止に関する意見・要望〔合計 317 件〕

① 条例等による一律の規制に関する意見〔92 件〕

(ア) 条例等による一律の規制を要望 (35 件)

- ・ 早期に法律または条例による規制を施行して欲しい。(ホテル、自営、分煙)
- ・ できれば国として同一の規制を作って欲しい。都道府県で異なる場合、旅行者などは把握しにくいと思います。(簡易宿所、チェーン、分煙)
- ・ 東京都だけで周知されていっても、実際にホテルを利用されるのは地方の方も多いため、全国規模で対応をしていてもらいたい。(ホテル、その他、全面禁煙)
- ・ タバコをやめたくても、やめることのできない人が多く、また、意志の強い人も多くはないと思う。そんな世の中で、健康を考えるのなら、国や自治体で強制的なルールや法律を作り、統一させないことには、受動喫煙はなくならないと思う。厳しい決め事を決め、人々に統一できたとしても、それに代わる恩恵も用意または準備することも大事だと思う。(簡易宿所、自営、未対策)
- ・ 特に国の受動喫煙防止法に対する取り組みが甘い。東京都が率先して厳しい法律(条例)を作って欲しい。(ホテル、自営、未対策)
- ・ どうして進まないのか疑問。喫煙者の中にも禁煙したいができない方がたくさんいる。規制することによって、禁煙したい方が自分へのストップのきっかけになるのではと思います。早く規制することで、若い世代への抑止にもつながる。タバコの税金を当てにするのはもうやめてほしいです。(簡易宿所、自営、全面禁煙)

(イ) 条例等による一律の規制には反対 (10 件)

- ・ 宿泊施設の規模や性質がそれぞれ異なるので、一律の規制は難しいと考える。健康への配慮が求められるのは当然であるが、設備投資を伴う案件であれば、長期的な計画が必要となってくるため、私共のような小規模施設では踏み切れずにいるのが現状ではないだろうか。(ホテル、自営、未対策)
- ・ 一律に規制するのはよくないと思います。お店のタイプにより、利用者も偏りがあると思います。(旅館、自営、分煙)

(ウ) 禁煙・喫煙施設を選択できればよい (2 件)

- ・ 長年、喫煙室だった部屋は禁煙室に変更するのは負担が大きいのので、選択できるようにしていただけるとありがたい。(旅館、チェーン、分煙)

(エ) 全面禁煙を求める (13 件)

- ・ 全面禁煙が望ましい。タバコは特別な場所に限定。(旅館、自営、分煙)
- ・ 建物内は全面禁煙でいきたいと思っている。屋外に灰皿を設置するなどして、対処したい。全面禁煙の宿泊業でやっていきたいと考えている。(簡易宿所、自営、全面禁煙)
- ・ 法律、条例で全面禁煙を徹底して欲しい。(旅館、自営、分煙)

(オ) 分煙を求める (10 件)

- ・ 完全分煙化を実施することが、喫煙・禁煙者双方に良いはず。全面禁煙にしたところで、部屋の中で吸う人はたくさんいます。アジア圏の方に目を向けるべきですね。欧米は欧米、日本は日本。(旅館、その他、分煙)
- ・ 分煙は喫煙者・禁煙者ともに配慮した決め事を作っていただきたい。マナーで社会が円滑に生きる状況は理想だが、本問題は組織の規制が必要。協力は致しますので、双方が心地よい環境を作ってください。(ホテル、チェーン、分煙)

(カ) 罰則付きの規制を求める (7 件)

- ・ 罰則がない限り禁止しても意味がない。(旅館、自営、分煙)

(キ) 例外を認めた条例等があればよい (4件)

- ・ホテル、旅館とひとくくりにするのはよくない。ラブホテル（レジャーホテル）などで全面禁煙は命取り。東京都はその責任は感じないのか？㎡規制を設けるなど、特例は必要。その他飲食店も同様。（スナック・キャバクラなどはかわいそう）（ホテル、全面禁煙）

(ク) 対策を求めるなら助成金をだしてほしい (11件)

- ・分煙施設のスペース確保、特に排煙設備を設ける条件・コストがかかりすぎる。ホテル税等補助金にあてるなど、事業者が設置に取り組みやすい環境制度づくりをぜひとも国・行政にお願いしたい。いつも民間事業者の負担ばかりが大きすぎる。（ホテル、自営、分煙）
- ・売り上げが下がった場合、東京都が売り上げ保証をして下さるのでしょうか。喫煙室を設ける費用は東京都が負担して下さるのですか。零細企業をいじめないでください。（ホテル、分煙）
- ・喫煙スペース設置のための助成率を100%にして欲しい。（ホテル、自営、分煙）
- ・支援、助成がないと資金的に難しいと思います。（ホテル、チェーン、未対策）

② 禁煙や分煙など受動喫煙防止対策は困難との意見 [30件]

(ア) 禁煙にすると客足や売上が減るから (10件)

- ・私は喘息気味でタバコの煙は大変困る。しかしタバコを吸う人を排除して売り上げが落ちたらその方が困る。これが多くの店の実情ではないでしょうか。（旅館、自営、未対策）
- ・売上が下がるような場合は考えてほしい。売上に影響しないことがベスト。（旅館、チェーン、分煙）

(イ) 対策を講じる資金が乏しいから (6件)

- ・分煙室を作りたいが会社の予算が厳しく、援助金・補助金次第でできる、できないがあるので、よろしく願います。（簡易宿所、自営、分煙）
- ・喫煙室を作りたいが、資金が足りない。8~9割くらいの補助をお願いしたい。（簡易宿所、自営、分煙）

(ウ) 対策に必要な施設面積がないから (3件)

- ・ホテル入口横に喫煙所を設けているが、別の場所に設置を希望するものの、スペースの問題で他に場所がありません。どのような場所に設置するのがよいのかアドバイス等欲しい。また、ホテルの喫煙場所が近隣の方に使われてしまうので、指導して欲しいです。（ホテル、自営、全面禁煙）

(エ) 客室は隠れ喫煙があるため難しい (11件)

- ・館内全面禁煙にすると、客室内で隠れての喫煙が横行し、火災のリスクが大きくなる。（ホテル、チェーン、分煙）
- ・客室禁煙としていても客室でたまにタバコを吸う人がいる。帰った後に消臭剤使っています。（ホテル、自営、全面禁煙）
- ・客室は灰皿を設置して、喫煙出来るようにしないと、隠れて喫煙する人がいると思うので火災が心配です。客室は自由にしないと、窓の外に吸い殻を捨てる人とかも多いし、心配です。

③ 施設の規模・状況等に応じた受動喫煙防止対策が望ましいとの意見〔7件〕

- ・どの範囲までを禁煙スペースにするかは、ある程度施設にゆだねてしまってよいと思います。他との差別化や戦略としての幅が広がるので。規制として欲しいのは、「ルールを守らない人への罰則」の部分を示し、施設側が禁煙スペースで喫煙をした者への注意をしやすい環境を作って欲しい。(ホテル、自営、分煙)

④ 対策の必要はない〔15件〕

(ア) 喫煙者が減少しているため、対策は必要ない(2件)

- ・喫煙者は減少している傾向にあるので、館内での受動喫煙はほぼない。(旅館、チェーン、分煙)

(イ) 喫煙者の権利に関する意見(4件)

- ・喫煙する方の権利も確立するべきです。(旅館、自営、全面禁煙)

(ウ) 販売、税金をとっているのに、対策はおかしい(5件)

- ・国自体が24時間いつでもどこでも高い税金を紙巻きタバコ課税して売っており、タバコの販売をしているので、どこで吸おうがその人のモラルに任せればよいと思われる。(旅館、自営、未対策)

(エ) 気にならない、今まで通りでよい(4件)

- ・禁煙はお客様に説明すれば問題ない。(ホテル、自営、全面禁煙)

⑤ 既に対策している〔14件〕

(ア) 既に客室全面禁煙対策している(2件)

- ・当施設では、客室内は全面禁煙です。(ホテル、自営、分煙)

(イ) 既に共有部分のみ対策している(4件)

- ・基本的にフロア・ロビー・廊下・トイレは禁煙とし、宿泊した部屋は個人の自由にゆだねている。(簡易宿所、自営、未対策)

(ウ) 既に全館禁煙対策している(8件)

- ・私どもは10年前より取り組んでおります。(旅館、自営、全面禁煙)
- ・部屋で吸っていても廊下においが流れてくるので禁止にしてよかったと思う。(旅館、自営、全面禁煙)

⑥ 自己責任・自主性〔21件〕

(ア) 自己責任に任ず(16件)

- ・どちらにも権利があり。ほどほどにして下さい。(旅館、自営、全面禁煙)
- ・本人の自覚、意識、判断が大きく影響すると思われます。(簡易宿所、自営、全面禁煙)
- ・ほとんどのお客様はマナーがあり、離席して喫煙されています。建物の規模に関係するかと思いますが、規制などの必要はありません。一人一人の自覚が大事だと感じます。(旅館、自営、分煙)
- ・喫煙は個人の趣向にかかわることなので、一方的に排除する方法よりも、お互いに気持ち良く、かつ健康に悪影響を与えない選択肢があれば良いと思います。(簡易宿所、自営、全面禁煙)

(イ) 客が禁煙施設、喫煙施設を選べばよい(5件)

- ・施設毎に対策が異なり、お客様自身が選択肢の中から選ぶ、という方向性が望ましい。(ホテル、自営、未対策)

⑦ 受動喫煙の影響について周知してほしい〔17件〕

- ・受動喫煙の健康への影響について、認識を深める広報活動に取り組んでいただきたい。(簡易宿所、その他、全面禁煙)
- ・受動喫煙の健康上の影響をTV・新聞等でもっとPRすること。(旅館、その他、分煙)
- ・「受動喫煙防止」という言葉が言いにくいのと、理解しにくい名前だと思う。小学生でもわかる名前にして、学校とかでも学ばせるべきでは(簡易宿所、自営、分煙)
- ・外国人宿泊者の日本でのルールへの理解度の低さにすでにフロントオペレーション上、悩まされているので、決定するだけでなく、広く周知される努力を継続するようお願いしたい。(ホテル、チェーン、分煙)

⑧ 喫煙者のマナー・モラルに対する意見〔59件〕

(ア) 歩きたばこ、路上喫煙に関する意見 (18件)

- ・路上喫煙、ポイ捨て防止を強化して欲しい。(簡易宿所、その他、分煙)
- ・路上での歩きたばこ、自転車に乗ってタバコを吸うことを禁止。罰則付きで取り締まってほしい。通学路でかなり吸わされることがある。(ホテル、チェーン、分煙)

(イ) 喫煙者のマナーが悪い (19件)

- ・喫煙者のマナーが悪すぎる。受動喫煙対策をしなければいけないほど、どこでもいつでも吸ってしまう喫煙者がいるのでは困る。よって条例をもっと具体的に明確に周知し、マナー含め徹底すべきと考えます。(ホテル、チェーン、分煙)
- ・施設利用者のモラルによるところも多分に有。禁煙説明を行っても、客室内、屋外で喫煙する方々がいるのが現状(外国人、日本人共に)。また、歩行者も、駐車場内及び歩道に立ち入り、喫煙、吸い殻等の投げ捨て等が見受けられる。(ホテル、チェーン、分煙)
- ・昔からのお客様に禁煙を呼びかけても、なかなか守ってくれない場合がある。また、私の親世代(60代)の人間はあまり気にしない感じで、対策しようとするとも必ず反対してくるので難しい。(旅館、自営、分煙)

(ウ) 公共施設、ベランダ等、宿泊施設以外も考慮してほしい (9件)

- ・私個人25年前よりタバコをやめていますが、駅などで喫煙のルームがありますが、外への排気が通行の外に出しているのが、そのニコチンのおいが感じられます。そういう施設の際、焼肉屋さんのダクトくらい高ければよいと思います。(ホテル、未対策)
- ・交差点及び横断歩道付近での喫煙スペースを設けることはやめてほしい。信号待ちの際、臭いで苦痛である。(ホテル、チェーン、分煙)
- ・公的な場所は全て禁煙にすべき。(簡易宿所、自営、全面禁煙)

(エ) 喫煙スペースを設置してほしい (13件)

- ・喫煙場所を難しいとは思いますが、もう少し等間隔に増やしてほしい。(ホテル、チェーン、分煙)
- ・禁煙を推しても良いが、きちんと喫煙所を設けるべき。気軽に受動喫煙を謳ってほしくない。(ホテル、チェーン、全面禁煙)
- ・多様化社会のため、受動喫煙節は進めつつも、喫煙場所を確保することが望ましいと思われます。喫煙場所がない場合、人目に付かない場所で灰皿もなく喫煙する方や、タバコのポイ捨てなど、まだモラルが追い付いていないところもあるかと思う。人が集まる場所では火災やボヤなどの危険もあるのかと思われます。(旅館、自営、未対策)
- ・喫煙所という場所を設けて、はっきりとした場所を決定した方がよい。(簡易宿所、自営、未対策)

⑨ 諸外国との比較について〔13件〕

- ・日本は先進国で東京オリンピックの開催を控えているにもかかわらず、世界の中でも受動喫煙対策が遅れていて、とても恥ずかしい。外国人のお客様によく聞かれるのは「全面禁煙のレストランを教えてください」ということですが、探すのがとても難しい。分煙であっても、同じ屋内ではタバコの煙の臭いが避けられず、やはり例外なく屋内は全面禁煙にすることが望ましい。規制案の施行には罰則がないと意味がない。受動喫煙による体への悪影響をメディアなど通して、もっと広く国民に知らせて、一人一人の健康への意識を高めないといけないのではと思います。(簡易宿所、自営、全面禁煙)
- ・宿泊される方のほとんどが海外の方で、レストランなどおすすめの飲食店を聞かれることが多く、いつもタバコくさい店には行きたくないといわれ、日本は遅れていると感じます。(ホテル、チェーン、全面禁煙)
- ・日本は著しく遅れている。外国人のゲストは日本の現状に驚嘆している。積極的な推進を。(ホテル、自営、分煙)

⑩ たばこの販売、価格、税について〔26件〕

(ア) たばこの販売を中止・規制すれば良い〔18件〕

- ・そもそも日本でのたばこの販売をすべて禁止にすれば、受動喫煙の対策も不要と思う。たばこの存在、吸える環境があるので喫煙者がいる。喫煙者を「0」にしない限り、受動喫煙の問題は改善されないと 생각합니다。(ホテル、チェーン、分煙)
- ・タバコの販売停止。(ホテル、自営、未対策)
- ・ここまでしてタバコを売らなければならない理由が理解できない。規制なんて無駄な努力だと思うよ。(簡易宿所、自営、分煙)
- ・タバコは体に良いことはないので、愛煙家の方々には申し訳ありませんが、やめたほうがよいと思います。そんなに禁煙を勧めるなら、国もタバコの販売をやめたらどうですか。(簡易宿所、自営、未対策)

(イ) たばこの価格、税を上げる〔8件〕

- ・たばこにもっと税金をかけてください。(簡易宿所、自営、分煙)
- ・タバコの値段をもっと高くして、禁煙の動機づけを強める。(簡易宿所、自営、未対策)

⑪ 加熱式タバコ・電子タバコに関する意見〔6件〕

- ・アイコスのような形式の健康被害をきちんと公表して欲しい。取り組みが難しいため。(ホテル、チェーン、分煙)
- ・電子タバコ(IQOS等)の対応を法例ではっきり明記して欲しい。(ホテル、自営、分煙)
- ・電子タバコ等、喫煙、吸引全てを法令により禁止を原則としてほしい。特に、リキッド型電子タバコの煙(蒸気)は紙巻タバコより煙がひどく、臭いも付きやすく、視界さえ遮る程ひどい。ニコチン入り以外のリキッド型もあり、ゲスト申告では分からない。当方では、禁煙エリアでは全て禁止だが、完全分煙の喫煙室内で、葉巻、パイプ、リキッド型電子タバコは遠慮いただいている。他のゲストへ配慮頂けているのが助かる。(ホテル、自営、分煙)

⑫ その他〔17件〕

- ・たばこ税を高くするのはよいが、その分を健康増進や社会保障費に回すべきではないか。分煙室など設置の補助金も全面禁煙で結局無駄に終わる。ハードの無駄な補助金より、依存症克服のためのプログラムへの投資をして欲しい。(簡易宿所、その他、全面禁煙)
- ・受動喫煙への対策が進んでいて、健康増進の観点からみれば望ましいことだと思うが、喫煙者に対してのヒステリックなヘイトが年々強くなっていることには眉をひそめている。私自身は喫煙者ではないが、見ているといろいろお気に毒に思うことも多い。喫煙者の居場所づくりも必要だと思う。(ホテル、自営、分煙)
- ・全ての部屋(屋内)を禁煙にしてみようかなあと思いました。小さな宿ですが、そういう方向になってきていますよね。取り組み始めようと思いました。(簡易宿所、自営、未対策)

第4部 參考資料

宿泊施設における受動喫煙防止対策実態調査 単純集計結果

I 貴施設についておたずねします

問1.施設の業種(○は1つ)

	実数(件)	比率(%)
全体	1284	100.0
ホテル営業	631	49.1
旅館営業	306	23.8
簡易宿所営業	345	26.9
下宿営業	2	0.2

問2.施設の経営形態(○は1つ)

	実数(件)	比率(%)
全体	1284	100.0
自営	763	59.4
チェーン	373	29.0
その他	90	7.0
無回答	58	4.5

問3.施設の客室数(○は1つ)

	実数(件)	比率(%)
全体	1284	100.0
10室未満	260	20.2
10～19室	218	17.0
20～49室	290	22.6
50～99室	142	11.1
100～199室	189	14.7
200室以上	139	10.8
無回答	46	3.6

問4.従業員数(○は1つ)

	実数(件)	比率(%)
全体	1284	100.0
5人未満	338	26.3
5～10人未満	193	15.0
10～15人未満	154	12.0
15～20人未満	124	9.7
20～50人未満	207	16.1
50人以上	139	10.8
従業員はいない	75	5.8
無回答	54	4.2

問5.施設(客室・厨房・共有部分(フロントロビー等))の面積(○は1つ)

	実数(件)	比率(%)
全体	1284	100.0
100㎡以下	305	23.8
101～300㎡	254	19.8
301～700㎡	181	14.1
701㎡以上	390	30.4
無回答	154	12.0

問6.フロントロビーの面積(○は1つ)

	実数(件)	比率(%)
全体	1284	100.0
30㎡以下	493	38.4
31～50㎡	235	18.3
51～100㎡	183	14.3
101～500㎡	158	12.3
501㎡以上	48	3.7
無回答	167	13.0

問7.施設内の飲食店の管理権限者についてお知らせください(○は1つ)

	実数(件)	比率(%)
全体	1284	100.0
宿泊施設の管理権限者	423	32.9
契約等をしている飲食店	146	11.4
飲食店はない	649	50.5
無回答	66	5.1

II 受動喫煙についておたずねします

問8.受動喫煙が健康に影響することを知っていますか(○は1つ)

	実数(件)	比率(%)
全体	1284	100.0
知っている	1190	92.7
今回のアンケートではじめて知った	45	3.5
無回答	49	3.8

問9.健康増進法では、宿泊施設の営業者にも受動喫煙の防止について、努力義務が規定されていることを知っていますか(○は1つ)

	実数(件)	比率(%)
全体	1284	100.0
知っている	852	66.4
今回のアンケートではじめて知った	404	31.5
無回答	28	2.2

(問9で「1 知っている」と答えた方にお聞きします)

問10. 受動喫煙防止対策の具体的な内容として、以下の項目について知っていますか(○は1つ)

	実数(件)	比率(%)
全体	852	100.0
知っている	626	73.5
今回のアンケートではじめて知った	197	23.1
無回答	29	3.4

問11. 受動喫煙に関する情報について、入手しやすい方法は何か(○はあてはまるものすべて)

	実数(件)	比率(%)
全体	1284	100.0
保健所などの行政から(広報誌や講習会など)	589	45.9
加盟している団体(協会や組合など)から(講習会や機関誌)	354	27.6
業界誌、専門誌から	148	11.5
一般の新聞、雑誌から	471	36.7
テレビ・ラジオから	604	47.0
インターネットから(1・2に属するものは除く)	453	35.3
わからない	32	2.5
その他	10	0.8
無回答	50	3.9

Ⅲ 貴施設の禁煙・分煙の状況についておたずねします

問12-1. 屋内(共用部分(フロントロビー等)、客室、宴会場、飲食店(レストラン・喫茶等))の禁煙・分煙対策の状況をお知らせください(○は1つ)

	実数(件)	比率(%)
全体	1284	100.0
屋内は全面禁煙にしている	305	23.8
屋内は分煙にしている	615	47.9
禁煙や分煙の対策はしていない	347	27.0
無回答	17	1.3

(問12-1で「2 屋内は分煙にしている」と答えた方にお聞きします)

問12-2. 屋内の共用部分(フロントロビー等)の状況をお知らせください(○は1つ)

	実数(件)	比率(%)
全体	615	100.0
禁煙にしている	332	54.0
同じフロアに喫煙室を設けている(煙は屋外に排気)	128	20.8
仕切り壁を設けて、禁煙スペースに煙が流れないようにしている(煙は屋外に排気)	20	3.3
喫煙スペースと禁煙スペースに分ける分煙(禁煙スペースに煙は流れる)を行っている	68	11.1
対策はしていない	35	5.7
その他	10	1.6
無回答	22	3.6

(問12-1で「2 屋内は分煙にしている」と答えた方にお聞きします)

問12-3. 客室の状況をお知らせください(○は1つ)

	実数(件)	比率(%)
全体	615	100.0
全ての客室を禁煙にしている	122	19.8
禁煙の部屋と喫煙可の部屋に分けている	156	25.4
フロアごとに禁煙と喫煙可に分けている	251	40.8
客室はすべて喫煙可にしている	65	10.6
無回答	21	3.4

(問12-1で「2 屋内は分煙にしている」と答えた方にお聞きします)

問12-4. 宴会場の状況をお知らせください(○は1つ)

	実数(件)	比率(%)
全体	615	100.0
禁煙にしている	120	19.5
宴会場内に喫煙室を設けている(喫煙室に座席はない、煙は屋外に排気)	1	0.2
同じフロアに喫煙室を設けている(煙は屋外に排気)	33	5.4
仕切り壁を設けて煙が流れないようにしている(喫煙席があり、煙は屋外に排気)	1	0.2
喫煙席と禁煙席に分ける分煙(禁煙席に煙は流れる)を行っている	15	2.4
宴会場はない	368	59.8
対策はしていない	14	2.3
その他	17	2.8
無回答	46	7.5

(問12-1で「2 屋内は分煙にしている」と答えた方にお聞きます)
 問12-5. 飲食店(レストラン・喫茶等)の状況をお知らせください(○は1つ)

	実数(件)	比率(%)
全体	615	100.0
禁煙にしている	179	29.1
店内に喫煙室を設けている(喫煙室に座席はない、煙は屋外に排気)	12	2.0
同じフロアに喫煙室を設けている(煙は屋外に排気)	29	4.7
仕切り壁を設けて煙が流れないようにしている(喫煙席があり、煙は屋外に排気)	13	2.1
喫煙席と禁煙席に分ける分煙(禁煙席に煙は流れる)を行っている	31	5.0
時間分煙にしている※「ランチタイムは禁煙」、「日曜日は禁煙」等	36	5.9
飲食店はない	217	35.3
対策はしていない	18	2.9
その他	27	4.4
無回答	53	8.6

(問12-1で「3 禁煙や分煙の対策はしていない」と答えた方にお聞きます)
 問13. 対策をしていない理由は何ですか(○はあてはまるものすべて)

	実数(件)	比率(%)
全体	347	100.0
お客さまや売上げが減少する恐れがあるため	94	27.1
お客さまの要望がないため	119	34.3
施設の面積や構造上、分煙が難しいため	169	48.7
分煙のための喫煙室の設置や空調設備導入などに費用がかかるため	61	17.6
対策をしたいが方法がわからないため	15	4.3
健康増進法や受動喫煙の健康影響を知らなかったため	9	2.6
たばこを吸える宿泊施設として営業していきたいため	62	17.9
所属する組合やチェーン本部の方針のため	6	1.7
過去に禁煙(分煙)に取り組んだが、お客さまの要望により取りやめたため	11	3.2
特に理由はない	49	14.1
その他	36	10.4
無回答	10	2.9

(問12-1で「1 屋内は全面禁煙にしている」「2 屋内は分煙にしている」と答えた方にお聞きます)
 問14-1. 受動喫煙防止の取組を行った理由は何ですか(○はあてはまるものすべて)

	実数(件)	比率(%)
全体	920	100.0
お客さまや売上げが増加すると思ったため	100	10.9
お客さまからの要望があったため	228	24.8
喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため	333	36.2
お客さまの受動喫煙による健康への影響を防ぐため	326	35.4
従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため	172	18.7
従業員からの要望があったため	37	4.0
空調設備導入などに費用がかからないため	31	3.4
完全分煙するには、施設のスペースや構造上、難しいため	121	13.2
健康増進法で、受動喫煙防止が努力義務とされているため	137	14.9
全面禁煙の宿泊施設としてアピールするため	96	10.4
分煙の宿泊施設としてアピールするため	84	9.1
所属する組合やチェーン本部の方針のため	114	12.4
特になし	51	5.5
その他	50	5.4
無回答	131	14.2

(問12-1で「1 屋内は全面禁煙にしている」「2 屋内は分煙にしている」と答えた方にお聞きます)

問14-2. 取組を開始した時期はいつですか(○は1つ)

	実数(件)	比率(%)
全体	920	100.0
開店当初から	413	44.9
途中から	403	43.8
無回答	104	11.3

(問14-2で、取組を開始した時期において、「2 途中から」と答えた方にお聞きます)

問14-3. 取組を実施したことによるメリットはありましたか(○はあてはまるものすべて)

	実数(件)	比率(%)
全体	403	100.0
お客さまが増加した	13	3.2
売上が増加した	13	3.2
禁煙や分煙に関する苦情が減少した	181	44.9
感謝の声が増えた	60	14.9
清掃回数や費用が減少した	66	16.4
特にない	138	34.2
その他	13	3.2
無回答	10	2.5

(問14-2で、取組を開始した時期において、「2 途中から」と答えた方にお聞きます)

問14-4. 取組を実施したことによるデメリットはありましたか(○はあてはまるものすべて)

	実数(件)	比率(%)
全体	403	100.0
お客さまが減少した	18	4.5
売上が減少した	16	4.0
禁煙や分煙に関する苦情が増加した	17	4.2
お客さまの理解を得るための説明が増えた	73	18.1
分煙のための工事費や清掃等のコストがかかった	69	17.1
特にない	231	57.3
その他	18	4.5
無回答	16	4.0

(問12-1で「2 屋内は分煙にしている」と答えた方で、

問12-4で、屋内の宴会場を「1 禁煙にしている」「2 宴会場に喫煙室を設けている」

「3 同じフロアに喫煙室を設けている」「4 仕切り壁を設けて煙が流れないようにしている」

「5 喫煙席と禁煙席に分ける分煙を行っている」と答えた方にお聞きます)

問15-1. 屋内の宴会場の受動喫煙防止の取組を開始した時期はいつですか(○は1つ)

	実数(件)	比率(%)
全体	170	100.0
開店当初から	59	34.7
途中から	93	54.7
無回答	18	10.6

(問15-1で、取組を開始した時期において、「2 途中から」と答えた方にお聞きします)

問15-2. 取組を実施したことによるメリットはありましたか(○はあてはまるものすべて)

	実数(件)	比率(%)
全体	93	100.0
お客さまが増加した	1	1.1
売上が増加した	1	1.1
禁煙や分煙に関する苦情が減少した	41	44.1
感謝の声が増えた	12	12.9
清掃回数や費用が減少した	12	12.9
特にない	42	45.2
その他	-	-
無回答	1	1.1

(問15-1で、取組を開始した時期において、「2 途中から」と答えた方にお聞きします)

問15-3. 取組を実施したことによるデメリットはありましたか(○はあてはまるものすべて)

	実数(件)	比率(%)
全体	93	100.0
お客さまが減少した	8	8.6
売上が減少した	8	8.6
禁煙や分煙に関する苦情が増加した	5	5.4
お客さまの理解を得るための説明が増えた	16	17.2
分煙のための工事費や清掃等のコストがかかった	19	20.4
特にない	51	54.8
その他	-	-
無回答	3	3.2

問16. 今後の受動喫煙防止対策の予定についてお教えてください(○はあてはまるものすべて)

	実数(件)	比率(%)
全体	1284	100.0
屋内を全面禁煙にする	99	7.7
屋内の共用部分(フロントロビー等)を禁煙にする	122	9.5
屋内の共用部分を完全分煙にする	51	4.0
客室を禁煙にする	120	9.3
宴会場を禁煙にする	33	2.6
宴会場を完全分煙にする	17	1.3
飲食店を禁煙にする	33	2.6
飲食店を完全分煙にする	18	1.4
現行取組を継続する	697	54.3
今後も対策の予定はない	184	14.3
その他	69	5.4
無回答	93	7.2

問17. 屋外の喫煙場所等の状況をお知らせください(○は1つ)

	実数(件)	比率(%)
全体	1284	100.0
屋外に喫煙場所を設置(例:入口付近に灰皿設置等)	399	31.1
屋外に喫煙席がある(例:テラス席・屋上の席等)	105	8.2
ない	651	50.7
無回答	129	10.0

IV 表示物についておたずねします

問18. 屋内の禁煙や分煙の取組について、表示していますか(○は1つ)

	実数(件)	比率(%)
全体	1284	100.0
表示している	508	39.6
表示していない	699	54.4
無回答	77	6.0

(問18で「1 表示している」と答えた方にお聞きます)

問19-1. 表示物(ステッカー等)は、どこで入手しましたか(○は1つ)

	実数(件)	比率(%)
全体	508	100.0
自分で作成したもの	257	50.6
市販品	129	25.4
所属する組合やチェーン本部から配布されたもの	52	10.2
都や区市町村、保健所などから配布されたもの	37	7.3
自治会や商店街などから配布されたもの	-	-
その他	8	1.6
無回答	25	4.9

(問18で「1 表示している」と答えた方にお聞きます)

問19-2. 表示している場所はどこですか(○は1つ)

	実数(件)	比率(%)
全体	508	100.0
入口のみに表示している	59	11.6
屋内のみ(壁、座席など)に表示している	276	54.3
入口と屋内に表示している	123	24.2
その他	40	7.9
無回答	10	2.0

(問18で「2 表示していない」と答えた方にお聞きます)

問20. 表示していない理由は何ですか(○はあてはまるものすべて)

	実数(件)	比率(%)
全体	699	100.0
施設の方針として来店時や予約時に説明をしているため	167	23.9
表示しなくてもトラブルがないため	319	45.6
ステッカー等を持っていないため	83	11.9
施設の雰囲気合わないため	107	15.3
必要性を感じないため	238	34.0
その他	43	6.2
無回答	18	2.6

V 従業員に対する受動喫煙防止対策についておたずねします

問21. 施設の経営者や管理者(責任者)の方について、喫煙習慣をお知らせください(○は1つ)

	実数(件)	比率(%)
全体	1284	100.0
喫煙習慣がある	433	33.7
喫煙習慣はない	772	60.1
無回答	79	6.2

(問4で「従業員がいる」と答えた方にお聞きします)

問22. 従業員の中(経営者や管理者を除く)に喫煙者はいますか(○は1つ)

	実数(件)	比率(%)
全体	1155	100.0
いる	835	72.3
いない	244	21.1
不明	27	2.3
無回答	49	4.2

(問4で「従業員がいる」と答えた方にお聞きします)

問23. 従業員の募集や採用面接等において、「施設の禁煙・分煙・喫煙等の状況」を説明していますか(○は1つ)

	実数(件)	比率(%)
全体	1155	100.0
説明している	356	30.8
説明していない	665	57.6
その他	56	4.8
無回答	78	6.8

(問4で「従業員がいる」と答えた方にお聞きします)

問24. 従業員対策は、どのようにしていますか(○はあてはまるものすべて)

	実数(件)	比率(%)
全体	1155	100.0
従業員スペースを禁煙としている	268	23.2
従業員は勤務時間内を禁煙とすることで、従業員間では受動喫煙が起こらないよう、配慮している	126	10.9
従業員スペースに喫煙室を設置している	330	28.6
喫煙エリアへの配膳や喫煙室の清掃などをさせないよう、配慮している	18	1.6
特にしていない	353	30.6
その他	73	6.3
無回答	83	7.2

VI 東京都への要望などについておたずねします

問26. 受動喫煙防止の取組を進めるために、都への要望についてお答えください(○はあてはまるものすべて)

	実数(件)	比率(%)
全体	1284	100.0
受動喫煙の健康影響やマナーについて、もっと都民に周知してほしい	435	33.9
受動喫煙の健康影響やマナーについて、もっと宿泊施設に情報提供してほしい	227	17.7
参考となる宿泊施設における受動喫煙防止対策取組事例について、もっと紹介してほしい	178	13.9
地域や団体等の自主的な取組を支援してほしい	108	8.4
対策に取り組む宿泊施設に対して、経済的・技術的支援をしてほしい	327	25.5
屋内の禁煙や分煙の取組を入口に表示できる、より使いやすいステッカー等の表示物を作成し、配布してほしい	334	26.0
特になし	336	26.2
その他	47	3.7
無回答	114	8.9

問27-1. 受動喫煙防止対策における、「国の法律」による全国統一的な規制について、お考えをお答えください(○は1つ)

	実数(件)	比率(%)
全体	1284	100.0
法律による規制がある方が良い	634	49.4
法律による規制はしてほしくない	503	39.2
無回答	147	11.4

(問27-1で「1 法律による規制がある方が良い」と答えた方にお聞きします)

問27-2. 具体的にどのような規制が良いとお考えですか(○は1つ)

	実数(件)	比率(%)
全体	634	100.0
国が罰則付き法律を制定する	345	54.4
国が罰則なしの法律を制定する	140	22.1
国が適用除外施設を設けた罰則付き法律を制定する	134	21.1
無回答	15	2.4

問28-1. 受動喫煙防止対策における、「東京都及び区市町村の条例」による独自の規制について、お考えをお答えください(○は1つ)

	実数(件)	比率(%)
全体	1284	100.0
条例による規制がある方が良い	704	54.8
条例による規制はしてほしくない	427	33.3
無回答	153	11.9

(問28-1で「1 条例による規制がある方が良い」と答えた方にお聞きします)

問28-2. 具体的にどのような規制が良いとお考えですか(○は1つ)

	実数(件)	比率(%)
全体	704	100.0
東京都及び区市町村が罰則付き条例を制定する	376	53.4
東京都及び区市町村が罰則なしの条例を制定する	175	24.9
東京都及び区市町村が適用除外施設を設けた罰則付き条例を制定する	145	20.6
無回答	8	1.1

問29-1. 受動喫煙防止対策の強化に向けて示された規制案の内容について、どのようにお考えですか(○は1つ)

	実数(件)	比率(%)
全体	1284	100.0
案に賛成である	653	50.9
案に反対である	201	15.7
わからない・どちらともいえない	319	24.8
無回答	111	8.6

(問29-1で「2 案に反対である」と答えた方にお聞きします)

問29-2. 宿泊施設における受動喫煙防止対策を強化するために、どのような規制が望ましいとお考えですか(○は1つ)

	実数(件)	比率(%)
全体	201	100.0
屋内(客室を除く)全面禁煙(喫煙室設置不可)	15	7.5
共用部分は全面禁煙(喫煙室設置不可)、宴会場及び飲食店は原則禁煙(喫煙室設置可)	14	7.0
共用部分は原則禁煙(喫煙室設置可)、宴会場及び飲食店は全面禁煙(喫煙室設置不可)	10	5.0
共用部分は変則禁煙(喫煙室設置可)、宴会場及び飲食店は喫煙可、分煙、禁煙を施設が選択し、喫煙を認める場合は喫煙、分煙の店頭表示を義務化	29	14.4
喫煙可、分煙、禁煙を施設が選択し、喫煙を認める場合は喫煙、分煙の店頭表示を義務化	34	16.9
規制は不要	79	39.3
その他	16	8.0
無回答	4	2.0

問30. 規制案が施行された場合、経営にどのような影響があると、お考えですか(○は1つ)

	実数(件)	比率(%)
全体	1284	100.0
売上が増加する	32	2.5
売上げが減少する	182	14.2
売上げに影響はない	528	41.1
わからない・どちらともいえない	489	38.1
無回答	53	4.1

宿泊施設における受動喫煙防止対策実態調査

アンケートへの御協力をお願い

(東京都福祉保健局)

東京都は、宿泊施設における禁煙・分煙等の取組状況や受動喫煙防止対策の現状・実情等を把握するため、このたび、アンケート調査を実施させていただくことになりました。

アンケートの結果は、今後の東京都の施策の参考とさせていただきたいと考えておりますので、お忙しいところ恐れ入りますが、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

調査票記入にあたって

- 1 本調査は、東京都内の全ての宿泊施設を対象に送付させていただいております。
- 2 お答えいただいた内容については、本調査の目的のみに使用し、貴施設の取組について、施設名などが特定できる形で公表することはございません。
- 3 このアンケートは、**経営者または支配人など、責任者の方**に御記入をお願いします。
原則として、記入者個人のお考えでなく、貴施設の方針や状況をお答えください。
複数の宿泊施設をお持ちの場合でも、**調査票をお送りした施設**についてお知らせください。

■お問い合わせ先

調査実施機関：株式会社 綜研情報工芸

住 所：東京都港区芝 2-3-3 芝二丁目大門ビル7階

電 話：03-5427-4050

ファクシミリ：03-5441-2587

問い合わせ時間：平日（月曜日～金曜日）午前9：30～午後5：30

担 当：中村、矢田（やた）

当社は、一般社団法人日本情報経済社会推進協会から、個人情報を適切に取り扱っていると認定された事業者です。

(プライバシーマーク使用許諾者)



※ 本調査は、東京都が調査専門機関である株式会社綜研情報工芸に委託し、実施しています。

調査実施主体：東京都福祉保健局保健政策部健康推進課健康推進担当

(参考：東京都ホームページ)

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsuen/sanko/>

とうきょう健康ステーション ⇒ 喫煙 ⇒ [関連情報]東京都のデータ

I 貴施設についておたずねします

(複数の施設をお持ちの場合でも、調査票をお送りした施設についてお答えください)

問1 施設の業種をお知らせください。(〇は1つ)

- | | | | |
|---------|--------|----------|--------|
| 1 ホテル営業 | 2 旅館営業 | 3 簡易宿所営業 | 4 下宿営業 |
|---------|--------|----------|--------|

問2 施設の経営形態をお知らせください。(〇は1つ)

- | | | |
|------|--------|--------------|
| 1 自営 | 2 チェーン | 3 その他(具体的に) |
|------|--------|--------------|

問3 施設の客室数はどれくらいですか。(〇は1つ)

- | | | |
|----------|------------|----------|
| 1 10室未満 | 2 10~19室 | 3 20~49室 |
| 4 50~99室 | 5 100~199室 | 6 200室以上 |

問4 従業員数(オーナー様を除く)をお知らせください。(〇は1つ)

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1 5人未満 | 2 5~10人未満 | 3 10~15人未満 |
| 4 15~20人未満 | 5 20~50人未満 | 6 50人以上 |
| 7 従業員はいない | | |

問5 施設(客室・厨房・共有部分(フロントロビー等))の面積についてお知らせください。(〇は1つ)

- | | |
|------------|------------|
| 1 100㎡以下 | 2 101~300㎡ |
| 3 301~700㎡ | 4 701㎡以上 |

問6 問5のうち、フロントロビーの面積についてお知らせください。(〇は1つ)

- | | | |
|------------|----------|-----------|
| 1 30㎡以下 | 2 31~50㎡ | 3 51~100㎡ |
| 4 101~500㎡ | 5 501㎡以上 | |

問7 施設内の飲食店(レストラン・喫茶等)の管理権限者についてお知らせください。

(〇は1つ)

- | | |
|--------------|---------------|
| 1 宿泊施設の管理権限者 | 2 契約等をしている飲食店 |
| 3 飲食店はない | |

⇒ 次ページへ

II 受動喫煙についておたずねします

問8 受動喫煙が健康に影響することを知っていますか。(〇は1つ)

1 知っている

2 今回のアンケートではじめて知った

「受動喫煙」とは、室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。たばこの煙は、喫煙者が吸い込む主流煙と、火がついている部分から立ちのぼる副流煙に分けられ、副流煙にはニコチンや一酸化炭素などの有害物質や発がん物質が主流煙の何倍も含まれています。

問9 健康増進法では、宿泊施設の営業者にも受動喫煙の防止について、努力義務が規定されていることを知っていますか。(〇は1つ)

1 知っている

⇒ **次ページ 問10へ**

2 今回のアンケートではじめて知った

⇒ **次ページ 問11へ**

健康増進法 第25条

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設※を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

※本条における「その他の施設」は、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設等多数の者が利用する施設を含むものであり、本条の趣旨にかんがみ、鉄軌道車両、バス、タクシー、航空機及び旅客船などについても「その他の施設」に含むものである。

[問9で「1 知っている」と答えた方にお聞きします。]

問10 受動喫煙防止対策の具体的な内容として、以下の項目について知っていますか。
(○は1つ)

- 多くの人が利用する公共的な空間では、原則として全面禁煙であるべきである。一方で全面禁煙がきわめて困難な場合等は、当面施設の様態や利用者ニーズに応じた適切な対策を進めることとする。
- 全面禁煙を行っている場所では、その旨を表示して、来客者等にも理解と協力を求める。
- 全面禁煙が極めて困難である場合、当面は受動喫煙防止対策を行い、将来的には全面禁煙を目指すことを求める。
- 全面禁煙が極めて困難である場合においても、喫煙場所から禁煙場所にたばこの煙が流れ出ないことはもちろんのこと、適切な対策を講ずるよう努める必要がある。
- 喫煙可能区域を設定した場合においては、喫煙場所と禁煙場所を明確にし、理解と協力を求めるとともに、喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないように措置を講じる必要がある。

1 知っている

2 今回のアンケートではじめて知った

すべての方にお聞きします

問11 受動喫煙に関する情報について、入手しやすい方法は何ですか。
(○はあてはまるものすべて)

- 1 保健所などの行政から（広報誌や講習会など）
- 2 加盟している団体（協会や組合など）から（講習会や機関誌）
- 3 業界誌、専門誌から
- 4 一般の新聞、雑誌から
- 5 テレビ・ラジオから
- 6 インターネットから（1・2に属するものを除く）
- 7 わからない
- 8 その他（具体的に： _____）

⇒ **次ページへ**

Ⅲ 貴施設の禁煙・分煙の状況についておたずねします


問 12-1 屋内（共用部分（フロントロビー等）、客室、宴会場、飲食店（レストラン・喫茶等））の禁煙・分煙対策の状況をお知らせください。（○は1つ）

- | | |
|----------------------------|------------------|
| 1 屋内は全面禁煙にしている | ⇒ 8 ページ 問 14-1 へ |
| 2 屋内は分煙にしている（下記 注 1, 2 参照） | ⇒ 次ページ 問 12-2 へ |
| 3 禁煙や分煙の対策はしていない | ⇒ 7 ページ 問 13 へ |

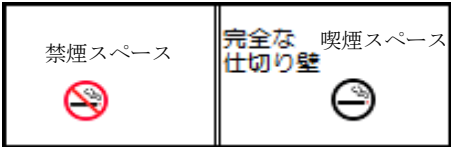
※ 空気清浄装置を置く等は分煙にはあたりません

【注 1】 完全分煙の例

(1) 同じフロアに喫煙室を設けている
(煙は屋外に排気)

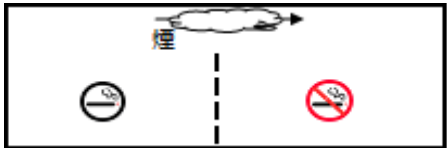


(2) 仕切り壁を設けて煙が流れないようにしている（煙は屋外に排気）



【注 2】 席を分ける分煙（煙は流れる）

- ついたてやカーテン等で分けているが、禁煙スペースに煙は流れる



[問 12-1 で「2 屋内は分煙にしている」と答えた方にお聞きします。]

問 12-2 屋内の共用部分(フロントロビー等)の状況をお知らせください。(○は1つ)

- 1 禁煙にしている
- 2 同じフロアに喫煙室を設けている(煙は屋外に排気)
- 3 仕切り壁を設けて、禁煙スペースに煙が流れないようにしている(煙は屋外に排気)
- 4 喫煙スペースと禁煙スペースに分ける分煙(禁煙スペースに煙は流れる。)を行っている
- 5 対策はしていない
- 6 その他()

問 12-3 客室の状況をお知らせください。(○は1つ)

- 1 すべての客室を禁煙にしている
- 2 禁煙の部屋と喫煙可の部屋に分けている
- 3 フロアごとに禁煙と喫煙可に分けている
- 4 客室はすべて喫煙可にしている

問 12-4 宴会場の状況をお知らせください。(○は1つ)

- 1 禁煙にしている
- 2 宴会場内に喫煙室を設けている(喫煙室に座席はない、煙は屋外に排気)
- 3 同じフロアに喫煙室を設けている(煙は屋外に排気)
- 4 仕切り壁を設けて煙が流れないようにしている(喫煙席があり、煙は屋外に排気)
- 5 喫煙席と禁煙席に分ける分煙(禁煙席に煙は流れる)を行っている
- 6 宴会場はない
- 7 対策はしていない
- 8 その他()

問 12-5 飲食店(レストラン・喫茶等)の状況をお知らせください。(○は1つ)

- 1 禁煙にしている
- 2 店内に喫煙室を設けている(喫煙室に座席はない、煙は屋外に排気)
- 3 同じフロアに喫煙室を設けている(煙は屋外に排気)
- 4 仕切り壁を設けて煙が流れないようにしている(喫煙席があり、煙は屋外に排気)
- 5 喫煙席と禁煙席に分ける分煙(禁煙席に煙は流れる)を行っている
- 6 時間分煙にしている※「ランチタイムは禁煙」、「日曜日は禁煙」等
- 7 飲食店はない
- 8 対策はしていない
- 9 その他()

[問 12-1 で「3 禁煙や分煙の対策はしていない」と答えた方にお聞きします。]

⇒ 8 ページ 問 14-1 へ

問 13 対策をしていない理由は何ですか。(〇はあてはまるものすべて)

- 1 お客さまや売り上げが減少する恐れがあるため
- 2 お客さまの要望がないため
- 3 施設の面積や構造上、分煙が難しいため
- 4 分煙のための喫煙室の設置や空調設備導入などに費用がかかるため
- 5 対策をしたいが方法がわからないため
- 6 健康増進法や受動喫煙の健康影響を知らなかったため
- 7 たばこを吸える宿泊施設として営業していきたいため
- 8 所属する組合やチェーン本部の方針のため
- 9 過去に禁煙（分煙）に取り組んだが、お客さまの要望により取りやめたため
- 10 特に理由はない
- 11 その他（具体的に： _____)

⇒ 11 ページ 問 16 へ

[問 12-1 で「1 屋内は全面禁煙にしている」「2 屋内は分煙にしている」と答えた方にお聞きします。]

問 14-1 受動喫煙防止の取組を行った理由は何ですか。(〇はあてはまるものすべて)

- 1 お客さまや売上が増加すると思ったため
- 2 お客さまからの要望があったため
- 3 喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため
- 4 お客さまの受動喫煙による健康への影響を防ぐため
- 5 従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため
- 6 従業員からの要望があったため
- 7 空調設備などの費用がかからないため
- 8 完全分煙にするには、施設のスペースや構造上、難しいため
- 9 健康増進法で、受動喫煙防止が努力義務とされているため
- 10 全面禁煙の宿泊施設としてアピールするため
- 11 分煙の宿泊施設としてアピールするため
- 12 所属する組合やチェーン本部の方針のため
- 13 特にない
- 14 その他(具体的に: _____)

問 14-2 取組を開始した時期はいつですか。(〇は1つ)

- 1 開店当初から ⇒ 11 ページ 問 16 へ
- 2 途中から ⇒ 次ページ 問 14-3 へ

問 14-2 で、取組を開始した時期において、「2 途中から」と答えた方にお聞きします。

問 14-3 取組を実施したことによるメリットはありましたか。(〇はあてはまるものすべて)

- 1 お客さまが増加した
- 2 売上が増加した
- 3 禁煙や分煙に関する苦情が減少した
- 4 感謝の声が増えた
- 5 清掃回数や費用が減少した
- 6 特にない
- 7 その他(具体的に：)

問 14-4 取組を実施したことによるデメリットはありましたか。(〇はあてはまるものすべて)

- 1 お客さまが減少した
- 2 売上が減少した
- 3 禁煙や分煙に関する苦情が増加した
- 4 お客さまの理解を得るための説明が増えた
- 5 分煙のための工事費や清掃等のコストがかかった
- 6 特にない
- 7 その他(具体的に：)

⇒ 次ページへ

問 12-1 で「2 屋内は分煙にしている」と答えた方で、

問 12-4 で、**屋内の宴会場を**

「1 禁煙にしている」、

「2 宴会場に喫煙室を設けている（喫煙室に座席はない、煙は屋外に排気）」、

「3 同じフロアに喫煙室を設けている（煙は屋外に排気）」、

「4 仕切り壁を設けて煙が流れないようにしている（喫煙席があり、煙は屋外に排気）」、

「5 喫煙席と禁煙席に分ける分煙（禁煙席に煙は流れる）を行っている」

と答えた方にお聞きします。

問 15-1 屋内の宴会場の受動喫煙防止の取組を開始した時期はいつですか。（○は1つ）

- | | |
|----------|---------------|
| 1 開店当初から | ⇒ 次ページ 問 16 へ |
| 2 途中から | ⇒ 問 15-2 へ |

問 15-2 で、取組を開始した時期において、「2 途中から」と答えた方にお聞きします。

問 15-2 取組を実施したことによるメリットはありましたか。（○はあてはまるものすべて）

- | | |
|--------------------|---|
| 1 お客さまが増加した | |
| 2 売上が増加した | |
| 3 禁煙や分煙に関する苦情が減少した | |
| 4 感謝の声が増えた | |
| 5 清掃回数や費用が減少した | |
| 6 特にない | |
| 7 その他（具体的に： | ） |

問 15-3 取組を実施したことによるデメリットはありましたか。（○はあてはまるものすべて）

- | | |
|--------------------------|---|
| 1 お客さまが減少した | |
| 2 売上が減少した | |
| 3 禁煙や分煙に関する苦情が増加した | |
| 4 お客さまの理解を得るための説明が増えた | |
| 5 分煙のための工事費や清掃等のコストがかかった | |
| 6 特にない | |
| 7 その他（具体的に： | ） |

⇒ 次ページへ

すべての方にお聞きします

問 16 今後の受動喫煙防止対策の予定についてお教えてください。(〇はあてはまるものすべて)

1	屋内を全面禁煙にする
2	屋内の共用部分（フロントロビー等）を禁煙にする
3	屋内の共用部分（フロントロビー等）を完全分煙にする（同じフロアに喫煙室を設ける（喫煙室に座席はない、煙は屋外に排気））
4	客室を禁煙にする
5	宴会場を禁煙にする
6	宴会場を完全分煙にする（同じフロアに喫煙室を設ける（喫煙室に座席はない、煙は屋外に排気））
7	飲食店を禁煙にする
8	飲食店を完全分煙にする（同じフロアに喫煙室を設ける（喫煙室に座席はない、煙は屋外に排気））
9	現行取組を継続する
10	今後も対策の予定はない
11	その他（具体的に： _____ ）

問 17 屋外の喫煙場所等の状況をお知らせください。(〇は1つ)

1	屋外に喫煙場所を設置 （例：入口付近に灰皿設置等）	2	屋外に喫煙席がある （例：テラス席・屋上の席等）	3	ない
---	------------------------------	---	-----------------------------	---	----

※ 但し、1、2は「施設内に煙が流れない」ことをいう

⇒ **次ページへ**

IV 表示物についておたずねします

問 18 屋内の禁煙や分煙の取組について、表示していますか。(○は1つ)

- | | |
|-----------|------------|
| 1 表示している | ⇒ 問 19-1 へ |
| 2 表示していない | ⇒ 問 20 へ |

[問 18 で「1 表示している」と答えた方にお聞きします。]

問 19-1 表示物（ステッカー等）は、どこで入手しましたか。(○は1つ)

- | | |
|--------------------------|---|
| 1 自分で作成したもの | |
| 2 市販品 | |
| 3 所属する組合やチェーン本部から配布されたもの | |
| 4 都や区市町村、保健所などから配布されたもの | |
| 5 自治会や商店街などから配布されたもの | |
| 6 その他（具体的に： | ） |

問 19-2 表示している場所はどこですか。(○は1つ)

- | | |
|-----------------------|---|
| 1 入口のみに表示している | |
| 2 屋内のみ（壁、座席など）に表示している | |
| 3 入口と屋内に表示している | |
| 4 その他（具体的に： | ） |

⇒ 次ページへ

[問 18 で「2 表示していない」と答えた方にお聞きします。]

問 20 表示していない理由は何ですか。(○はあてはまるものすべて)

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1 施設の方針として来店時や予約時に説明をしているため | |
| 2 表示しなくてもトラブルがないため | |
| 3 ステッカー等を持っていないため | |
| 4 施設の雰囲気にな合わないため | |
| 5 必要性を感じないため | |
| 6 その他（具体的に： | ） |

⇒ 次ページへ

すべての方にお聞きします。

V 従業員に対する受動喫煙防止対策についておたずねします

問 21 施設の経営者や管理者（責任者）の方について、喫煙習慣をお知らせください。
(○は1つ)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 喫煙習慣がある | 2 喫煙習慣はない |
|-----------|-----------|

問 22 従業員の中（経営者や管理者を除く）に喫煙者はいますか。(○は1つ)

- | | | |
|------|-------|------|
| 1 いる | 2 いない | 3 不明 |
|------|-------|------|

問 23 従業員の募集や採用面接等において、「施設の禁煙・分煙・喫煙等の状況」を説明
してありますか。(○は1つ)

- | | | |
|-------------|-----------|---|
| 1 説明している | 2 説明していない |) |
| 3 その他（具体的に： | | |

問 24 従業員対策は、どのようにしていますか。(○はあてはまるものすべて)

- | | |
|---|---|
| 1 従業員スペースを禁煙としている |) |
| 2 従業員は勤務時間内を禁煙とすることで、従業員間では受動喫煙が起らないよう、配慮している | |
| 3 従業員スペースに喫煙室を設置している | |
| 4 喫煙エリアへの配膳や喫煙室の清掃などをさせないよう、配慮している | |
| 5 特にしていない | |
| 6 その他（具体的に： | |

問 25 未成年の従業員への受動喫煙防止対策について、特に配慮していることをご記入
ください。

⇒ **次ページへ**

すべての方にお聞きします

VI 東京都への要望などについておたずねします

問 26 受動喫煙防止の取組を進めるために、都への要望についてお答えください。
(○はあてはまるものすべて)

- 1 受動喫煙の健康影響やマナーについて、もっと都民に周知してほしい
- 2 受動喫煙の健康影響やマナーについて、もっと宿泊施設に情報提供してほしい
- 3 参考となる宿泊施設における受動喫煙防止対策取組事例について、もっと紹介してほしい
- 4 地域や団体等の自主的な取組を支援してほしい
- 5 対策に取り組む宿泊施設に対して、経済的・技術的支援をしてほしい
- 6 屋内の禁煙や分煙の取組を入口に表示できる、より使いやすいステッカー等の表示物を作成し、配布してほしい
- 7 特になし
- 8 その他（具体的に： _____)

問 27-1 受動喫煙防止対策における、「国の法律」による全国統一的な規制について、
お
考えをお答えください。(○は1つ)

- 1 法律による規制がある方がよい ⇒ 問 27-2 へ
- 2 法律による規制はしてほしくない ⇒ 問 28-1 へ

[問 27-1 で「1 法律による規制がある方がよい」と答えた方にお聞きします。]

問 27-2 具体的にどのような規制が良いとお考えですか。(○は1つ)

- 1 国が罰則付き法律を制定する
- 2 国が罰則なしの法律を制定する
- 3 国が適用除外施設を設けた罰則付き法律を制定する

すべての方にお聞きします

問 28-1 受動喫煙防止対策における、「東京都及び区市町村の条例」による独自の規制
に
ついて、お考えをお答えください。(○は1つ)

- 1 条例による規制がある方がよい ⇒ 問 28-2 へ
- 2 条例による規制はしてほしくない ⇒ 次ページ 問 29-1 へ

[問 28-1 で「1 条例による規制がある方がよい」と答えた方にお聞きします。]

問 28-2 具体的にどのような規制が良いとお考えですか。(○は1つ)

- 1 東京都及び区市町村が罰則付き条例を制定する
- 2 東京都及び区市町村が罰則なしの条例を制定する
- 3 東京都及び区市町村が適用除外施設を設けた罰則付き条例を制定する

⇒ [次ページへ](#)

すべての方にお聞きします

**問 29-1 受動喫煙防止対策の強化に向けて示された規制案の内容について、どのよう
にお考えですか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)**

◇規制案

旅館・ホテル（客室を除く）は原則屋内禁煙（喫煙室設置可）。

- 1 案に賛成である ⇒ [次ページ 問 30 へ](#)
- 2 案に反対である ⇒ [問 29-2 へ](#)
- 3 わからない・どちらともいえない ⇒ [次ページ 問 30 へ](#)

問 29-1 で「2 案に反対である」と答えた方にお聞きします

**問 29-2 宿泊施設における受動喫煙防止対策を強化するために、どのような規制が望
ましいとお考えですか。(○は1つ)**

- 1 屋内(客室を除く)全面禁煙（喫煙室設置不可）
- 2 共用部分は全面禁煙（喫煙室設置不可）、宴会場及び飲食店は原則禁煙（喫煙室設置可）
- 3 共用部分は原則禁煙（喫煙室設置可）、宴会場及び飲食店は全面禁煙（喫煙室設置不可）
- 4 共用部分は原則禁煙（喫煙室設置可）、宴会場及び飲食店は喫煙可、分煙、禁煙を施設が
選択し、喫煙を認める場合は喫煙、分煙の店頭表示を義務化
- 5 喫煙可、分煙、禁煙を施設が選択し、喫煙を認める場合は喫煙、分煙の店頭表示を義務化
- 6 規制は不要
- 7 その他（具体的に： _____)

⇒ [次ページへ](#)

すべての方にお聞きします

問 30 規制案（問 29-1 参照）が施行された場合、経営にどのような影響があると、お考えですか。（○は1つ）

- 1 売上が増加する
- 2 売上げが減少する
- 3 売上げに影響はない
- 4 わからない・どちらともいえない

問 31 受動喫煙防止に関するご意見・ご要望など、どのような事でもご自由にご記入ください。

※以上で本アンケート調査は終了です。ご協力ありがとうございました。

ご記入いただきましたら、**平成29年7月24日**までに、ご投函ください。

登録番号 (29) 152

平成 29 年度
宿泊施設における受動喫煙防止対策実態調査報告書

発行 東京都福祉保健局保健政策部健康推進課
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03 (5320) 4356